

宇 部 市 都 市 計 画

マスター プラン

— 改 定 版 —

2 0 1 6 年 3 月
宇 部 市

はじめに

本市では、都市計画に関する基本的な方針となる「宇部市都市計画マスタープラン」を 2004 年（平成 16 年）に策定しました。その後、旧楠町との合併に伴い、2007 年（平成 19 年）に楠地域の都市計画マスタープランを策定し、協働によるまちづくりを進めてきました。

しかしながら、計画の策定から 10 年余りが経過し、人口減少や少子高齢化の進行、地球規模での環境問題、災害対策の必要性等、本市を取り巻く社会環境は大きく変化しており、これまでのような拡散・拡張したまちづくりから、集約したまちづくりへの都市構造の転換が求められています。

このような変化に対応するため、本市では、2015 年（平成 27 年）3 月に「宇部市にぎわいエコまち計画（低炭素まちづくり計画）」を策定し、「多極ネットワーク型コンパクトシティへの転換」「エネルギー利用のスマート化」「市の顔としての中心市街地の魅力向上」をまちづくりの方向として、環境負荷の少ない「にぎわいエコまちづくり」をめざすことにしています。

そこで、「第四次宇部市総合計画」や「宇部市にぎわいエコまち計画」等と整合を図り、持続可能なコンパクトなまちづくりを進めていくため、都市計画マスタープランの見直しを行い、このたび改定版を策定しました。

本計画では、都市の将来像を「みんなで築く活力と交流による元気都市」とし、本市の特色を活かした個性あるまちづくりや、多極ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けた取り組みを進めていくことにしています。

今後は本計画の実現に向けて、行政によるまちづくりの推進はもちろんのこと、将来に向けたまちづくりの目標を共有し、市民・事業者・大学等との「協働」によるまちづくりを今まで以上に推進していくことが重要となりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました市民の皆様、ならびにご審議をいただきました宇部市都市計画マスタープラン改定委員会委員の皆様にお礼を申し上げます。

平成 28 年 3 月

宇部市長

久保田右子



～ 目 次 ～

1 都市計画マスタープランとは

1.1 現行都市計画マスタープラン改定の背景と目的	1
1.2 役割と位置付け	1
1.3 計画対象と目標年次	3
1.4 構成	3
1.5 社会環境の変化	4
1.6 改定方針	5

2 宇部市の現況

2.1 本市の概要	7
2.1.1 市域の変遷	7
2.1.2 人口	8
2.1.3 産業	11
2.1.4 風土・歴史	12
2.1.5 財政状況	12
2.1.6 まちの特性	13
2.2 土地利用	14
2.2.1 市街化の動向	14
2.2.2 法規制	14
2.2.3 開発の動向	15
2.2.4 土地利用	15
2.3 都市施設	16
2.3.1 道路	16
2.3.2 公共交通	17
2.3.3 その他の施設	18

3 都市づくりの課題と目標

3.1 都市計画上の主要な課題	19
3.2 都市の将来像と都市づくりの目標	20
3.2.1 都市の将来像	20
3.2.2 将来人口	20
3.2.3 都市づくりの目標	21
3.3 多様な機能が便利につながる都市づくり(集約型都市構造の実現)	22
3.3.1 多極ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けた基本的な考え方	22
3.3.2 都市機能を集約する拠点・地域コミュニティ核と公共交通軸に関する方向性	24
3.3.3 将来都市構造	28

4 全体構想

4.1 全体構想の体系.....	30
4.2 都市づくりの方針	32
4.2.1 「都市空間の再編で活力を高める都市づくり」の方針	32
4.2.2 「安心できる暮らしをみんなで築く都市づくり」の方針	39
4.2.3 「宇部らしい環境を交流につなげる都市づくり」の方針	45
4.2.4 「多様な機能が便利につながる都市づくり」の方針	52

5 地域別構想

5.1 地域別構想の役割.....	55
5.2 地域区分の考え方	55
5.3 中央部地域	57
5.3.1 地域の特性とまちづくりの課題	57
5.3.2 まちづくりの方針	59
5.4 西部地域	63
5.4.1 地域の特性とまちづくりの課題	63
5.4.2 まちづくりの方針	65
5.5 東部地域	69
5.5.1 地域の特性とまちづくりの課題	69
5.5.2 まちづくりの方針	71
5.6 北部地域	75
5.6.1 地域の特性とまちづくりの課題	75
5.6.2 まちづくりの方針	77

6 特色のあるまちづくり

6.1 特色のあるまちづくりに向けて	81
6.2 中心市街地における重点整備地区の整備	82
6.2.1 重点整備地区の位置付け	82
6.2.2 地区の課題	82
6.2.3 まちづくりの方向性	82
6.3 ときわ公園の魅力向上	84
6.3.1 ときわ公園の位置付け	84
6.3.2 ときわ公園の課題	84
6.3.3 特色ある取り組み	85
6.4 スマートコミュニティの推進	87
6.4.1 スマートコミュニティの位置付け	87
6.4.2 中心市街地での取り組み	87
6.4.3 市全域への普及	88

7 都市計画マスタープランの実現に向けて

7.1 実現に向けた基本的な考え方.....	89
7.2 協働によるまちづくりの推進.....	90
7.2.1 協働の歴史.....	90
7.2.2 まちづくりの役割分担.....	90
7.3 多極ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けた取り組み.....	91
7.3.1 立地適正化計画の策定.....	92
7.3.2 小さな拠点づくりの促進.....	93
7.3.3 地域公共交通網形成計画の策定.....	94
7.3.4 都市構造の転換に合わせた都市計画の見直し.....	95
7.4 都市計画マスタープランの進行管理.....	96

参考資料

1. 拠点・地域コミュニティ核の評価の流れ.....	97
2. 拠点の評価.....	98
3. 地域コミュニティ核の評価.....	104

用語解説.....	111
-----------	-----

1 都市計画マスタープランとは

1.1 現行都市計画マスタープラン改定の背景と目的

本市では、都市計画法に基づく「都市計画に関する基本的な方針」として、2004年には旧宇部市域、2007年には合併した旧楠町域に関する『宇部市都市計画マスタープラン』を策定しました。

しかし、人口減少や少子高齢化の進行等の社会的課題への対応、また関連する諸法令、「宇部市総合計画」をはじめとする各種計画の策定・改定等、本市を取り巻く社会情勢は策定当時から変化しています。さらに本市では、2015年3月に市民や事業者と一体となって、魅力的で利便性の高いにぎわいのある持続可能なコンパクトなまちづくりを進めるため、「にぎわいエコまち計画」を策定し、多極ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けた検討を進めています。

本計画は、こうした時代変化に対応し、将来に向けてより適切な都市づくりを進めていくため、計画の見直しを行ったものです。

1.2 役割と位置付け

本計画は、次のような役割を担っています。

①都市の将来像や都市づくりの目標を明らかにします

これからのまちづくりについて、実現すべき都市の将来像や都市づくりの目標を明らかにします。

②土地利用や市が決定する都市計画の指針となります

土地利用の規制・誘導の方策や具体的な都市計画を決定・変更する際の指針となります。

③個別の都市計画の相互調整を図ります

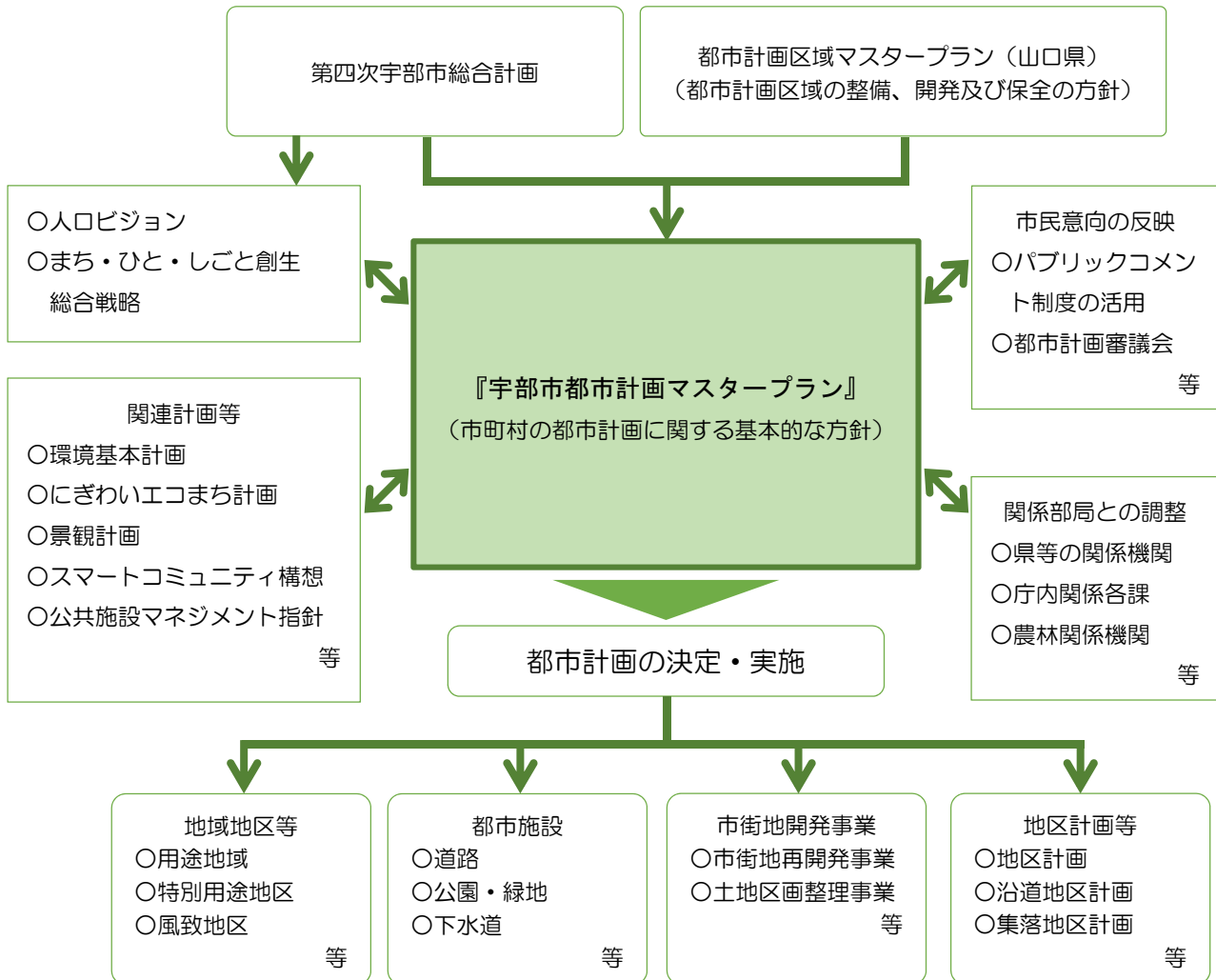
個別の都市計画の相互関係を調整し、都市全体として総合的かつ一体的なまちづくりを可能にします。

④市民のまちづくりへの参加意識を高めます

市民、事業者、行政等が都市づくりの目標を共有することで、都市計画に対する理解を深め、具体的な施策への理解・協力を促します。

本計画は、「第四次宇部市総合計画」や県が定める「都市計画区域マスタープラン」に即するとともに、関連する諸法令、各種構想や計画等との整合を図ることが必要となります。

■宇部市都市計画マスタープランの位置付け



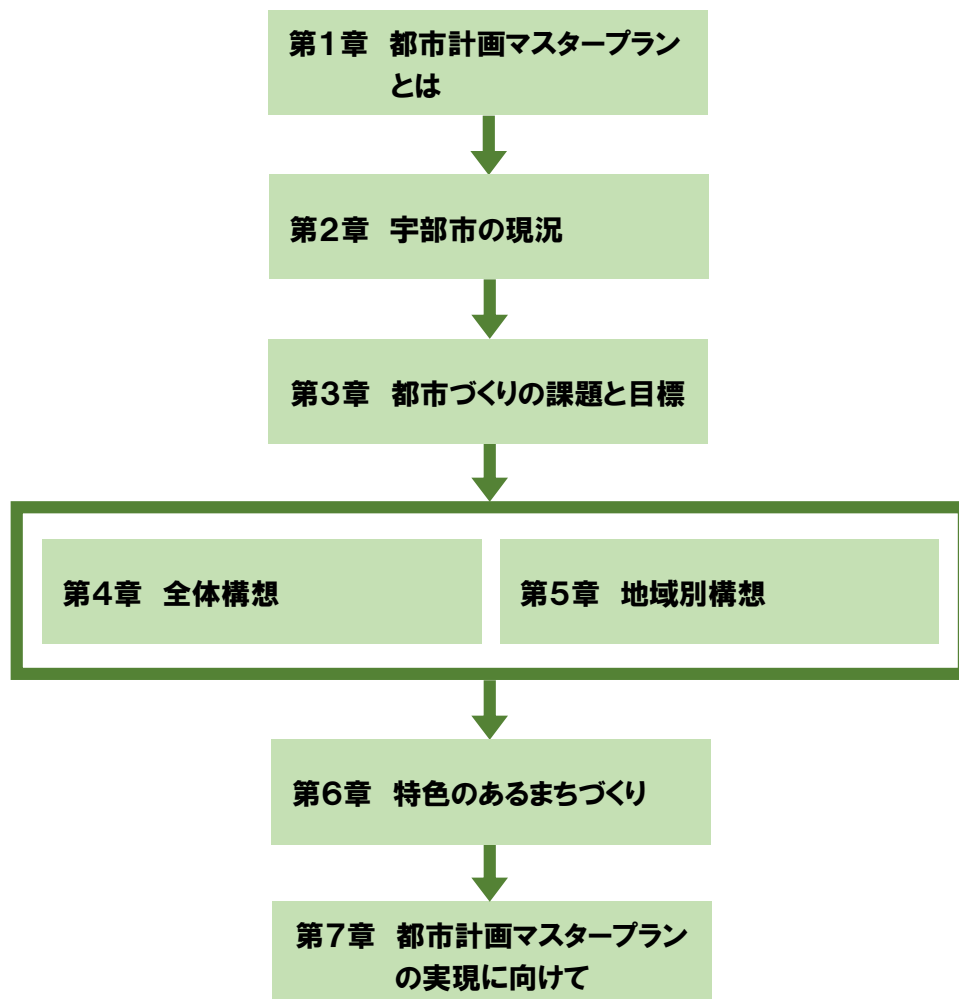
1.3 計画対象と目標年次

「都市計画マスタープラン」は、都市計画の指針であり、都市計画区域を基本とするものですが、本計画においては、市域の一体的かつ総合的なまちづくりを推進するため、都市計画区域外を含む市域全域を計画対象とします。なお、本市は山口県の「都市計画区域マスタープラン」において非線引き都市計画区域として位置付けられており、本計画においては、これを踏まえながら本市の都市像を示します。

計画の目標年次は、20年後のまちの姿を展望しつつ、概ね10年後の2025年とします。

1.4 構成

本計画は、「都市計画マスタープランとは」「宇部市の現況」「都市づくりの課題と目標」「全体構想」「地域別構想」「特色のあるまちづくり」「都市計画マスタープランの実現に向けて」の7章で構成します。地域別構想は、市民の身近な生活行動単位である自治会区や小学校区を基本に「中央部地域」「西部地域」「東部地域」「北部地域」の4地域に区分します。



1.5 社会環境の変化

1) 人口減少・超高齢社会の到来

我が国は 2008 年をピークに人口減少時代に突入し、それとあわせて急速な少子高齢化が進み、65 歳以上の高齢者が 25%を超える超高齢社会となりました。人口減少や少子高齢化は、社会保障費負担の増加や労働力の減少、地域コミュニティの希薄化等への影響が懸念されます。さらに世帯規模の縮小と核家族化、地域コミュニティの衰退により、高齢者の孤独化、子育て世帯の孤立化等が社会問題となっています。

2) 都市再生特別措置法等の改正

地方都市では拡散した市街地での急激な人口減少が見込まれ、健康で快適な生活や持続可能な都市経営の確保が重要な課題となる中、「都市再生特別措置法」「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が一部改正されました。これらにより、住宅や医療、福祉、商業等生活サービスに関連する施設の誘導等を図りつつ、公共交通と連携したコンパクトなまちの実現が求められています。

3) 地球環境問題の顕在化と都市の低炭素化の促進に関する法律の施行

地球規模の人口増加や科学技術の発展・普及により、二酸化炭素等の温室効果ガス排出量が増加して地球温暖化が進行しています。地球温暖化による自然環境への深刻な影響に加え、都市インフラの老朽化等の社会問題を抱えている中で、市民・事業者・行政等の一体的な取り組みによる低炭素・循環型社会の構築に向けて、2012 年に「都市の低炭素化の促進に関する法律」が施行されています。

4) 総合的な災害対策の必要性の高まり

2011 年に発生し、東北地方へ津波等により甚大な被害をもたらした東日本大震災や、2014 年に広島県で発生した豪雨による大規模な土砂災害は、人々の防災意識を向上させ、災害に強いまちづくりの重要性が明らかとなりました。しかし、施設整備のみによる安全性の確保には限界があり、さらには高齢者の孤独化、子育て世帯の孤立化等が課題となっている中で、災害時には互いに助け合える体制づくりも含めたハードとソフトが一体となった自助・共助・公助による総合的な災害対策の確立が求められています。

5) 美しい景観へのニーズの高まり

急速な都市化が終焉し、これまでの経済性や効率性、機能性を重視してきたまちづくりから、水と緑豊かな自然環境や美しいまちなみ、都市の歴史や文化へと関心が移行しています。

こうした中、2004 年には「景観法」が施行され、良好な景観が国民共通の財産として位置付けられました。また、2008 年には「歴史まちづくり法」が施行され、歴史的なまちなみを活用したまちづくりを国が支援する制度が創設されました。

また、これまでは景観的には良くないものとして位置付けられていた工場やコンビナート等が、ユニークで迫力のある景観として、人々に認識されるようになってきています。

今後は、これらを活用した美しい都市づくりの推進が求められています。

1.6 改定方針

社会環境の変化を考慮して、改定方針を下記のとおり設定します。

社会環境の変化

人口減少・超高齢社会の到来

人口減少・少子高齢化が進行しており、本市でも同様の問題に直面しています。これらによる財政負担の増大やコミュニティの希薄化等に対応するため、これまでの都市のあり方を見直す必要があります。

都市再生特別措置法等の改正

地方都市において拡散した市街地の急激な人口減少が問題となっている中、集約化された都市機能と公共交通が連携したコンパクトなまちづくりの実現に向けて「都市再生特別措置法」等が一部改正され、本市では「立地適正化計画」を策定中です。

地球環境問題の顕在化と都市の低炭素化の促進に関する法律の施行

地球温暖化や都市インフラの老朽化等の社会的課題の対応として、市民・事業者・行政等が一体となって持続可能なまちづくりを進めるため「都市の低炭素化の促進に関する法律」が施行され、本市では「にぎわいエコまち計画」を策定しました。

総合的な災害対策の必要性の高まり

2011年の東日本大震災や2014年の広島土砂災害の発生等により、災害に強いまちづくりの重要性が明らかとなりました。本市でも災害に対して不安がある方の割合が高く、対策が求められています。

また、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の生活上の課題、核家族化や子育て世帯の孤立化等が問題となっており、コミュニティづくり等による安心安全なまちづくりも求められています。

美しい景観へのニーズの高まり

水と緑豊かな自然環境や美しいまちなみ、都市の歴史や文化への関心が高まっているとともに、これまで景観的に良くないものとして位置付けられていた工場やコンビナート等が、ユニークで迫力がある景観として、人々に認識されはじめています。

●改定に向けた考え方

① 拡散から集約への変化に対応

- これまでのような拡散・拡張した都市づくりから、集約した都市づくりへの転換を検討します。
- 人口動向や高齢化の動向を見据えて、居住の誘導も視野に入れた都市づくりを検討します。

② 低炭素社会に向けた都市構造やライフスタイルの見直し

- 都市機能の集積状況ならびに広域的な公共交通の状況を評価し、役割の見直しや新たな拠点・地域コミュニティ核について検討します。
- 持続可能な社会の実現に向けて、行政、商業、医療、福祉、子育て支援等、生活サービスに関する施設や居住の誘導等を図りつつ、公共交通と連携したコンパクトなまちづくりを検討します。
- 「にぎわいエコまち計画」も踏まえて、今後の低炭素社会を実現するため、市民のライフスタイルの転換に向けた取り組みを検討します。

③ だれもが安全に安心して暮らせる地域コミュニティづくり

- 高齢者世帯や子育て世帯も、互いに顔の見える関係を築き、大規模な自然災害等の発生時においても安心して助け合えるコミュニティづくりを検討します。
- 住民自らがまちづくりに参加しやすい「地域」の単位についても、住民の生活範囲等を考慮し検討します。

④ “宇部ブランド”の創造・発信への対応

- 産官学民一体となった「宇部方式」の精神のもと、宇部市らしい都市づくりを検討します。
- 緑、花、彫刻、さらには工場景観等の地域資源を活かしたまちづくりを検討します。

2 宇部市の現況

2.1 本市の概要

2.1.1 市域の変遷

- 周辺の町村と合併しながら、現在の市域が形成されている。

本市は、1921 年（大正 10 年）に当時の宇部村から一躍宇部市へ市制を施行して以来、周辺の藤山村、厚南村、西岐波村、東岐波村、厚東村、二俣瀬村、小野村と合併し、さらに 2004 年（平成 16 年）11 月に楠町と合併したことにより、現在の市域が形成されました。

なお、楠町は 1955 年（昭和 30 年）に船木町、万倉村、吉部村が合併し、町制を施行しました。

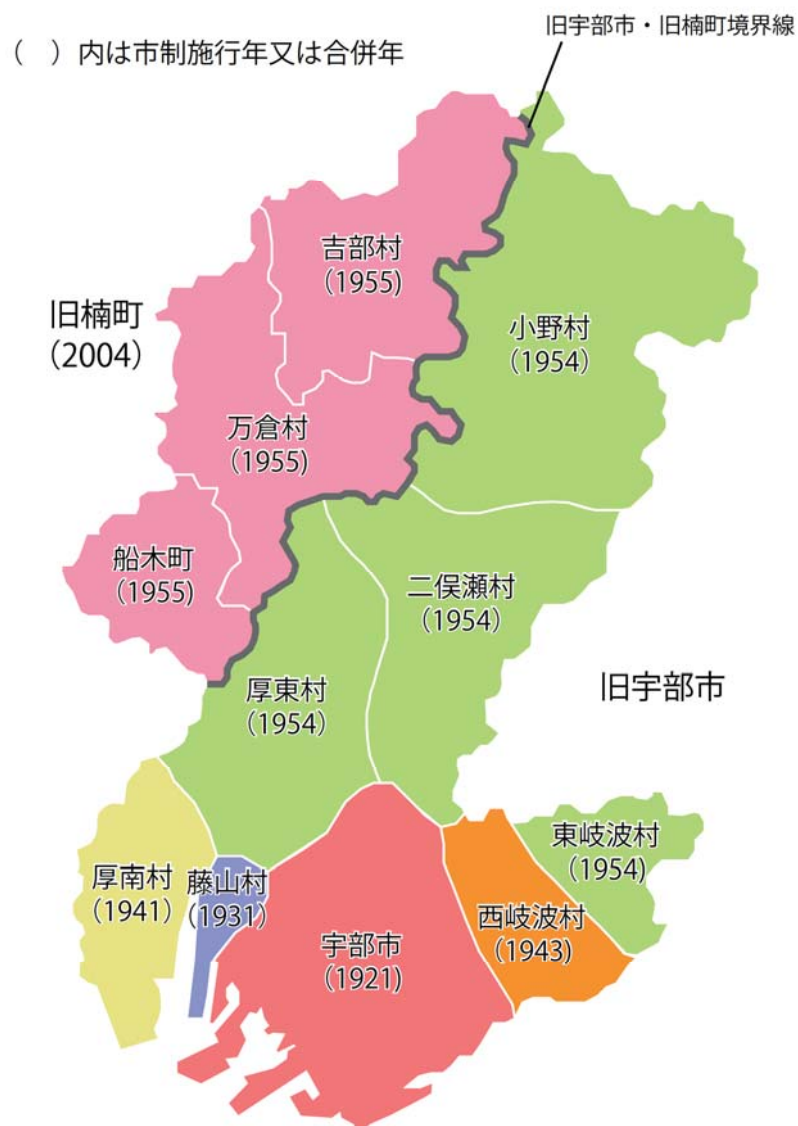


図 市域の変遷図

2.1.2 人口

- 人口は1995年の183,000人をピークに減少傾向にある。
- 世帯数は増加傾向、世帯人員は減少傾向にあり、核家族化が進んでいる。
- 現在、中心市街地およびその周辺は、人口密度30人/ha 以上となっているが、将来は低密度化が進展するとともに、東部、北部で高齢化が進むと予測される。
- 転出人口が転入人口を上回っており、隣接市間の移動が多い。

1) 人口および世帯数

本市の人口は、1955年の174,000人から、1970年には炭鉱の閉山により161,000人まで減少しましたが、その後は増加に転じています。その後、1995年をピークに減少傾向となっています。高齢化率は、1985年の11.9%から2010年には25.9%に急増し、少子高齢化が進行しています。しかし、山口大学医学部や工学部等が立地しており、県下有数の学生数を誇っています。

世帯数は1955年の37,000世帯から一貫して増加し続け、2010年には約2倍の72,000世帯となっています。

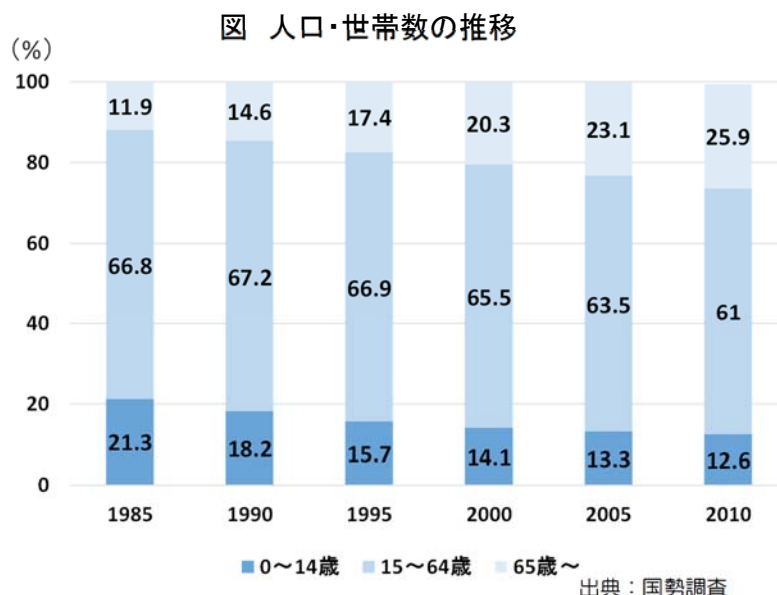
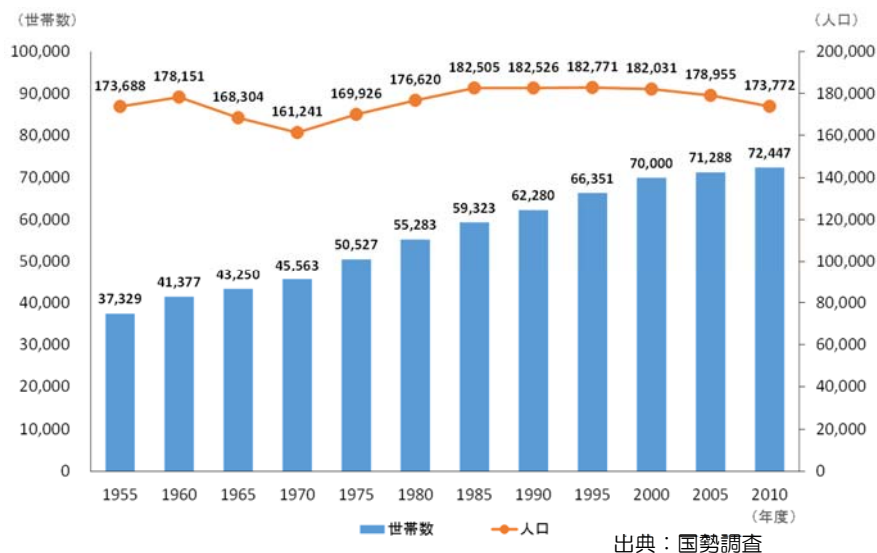
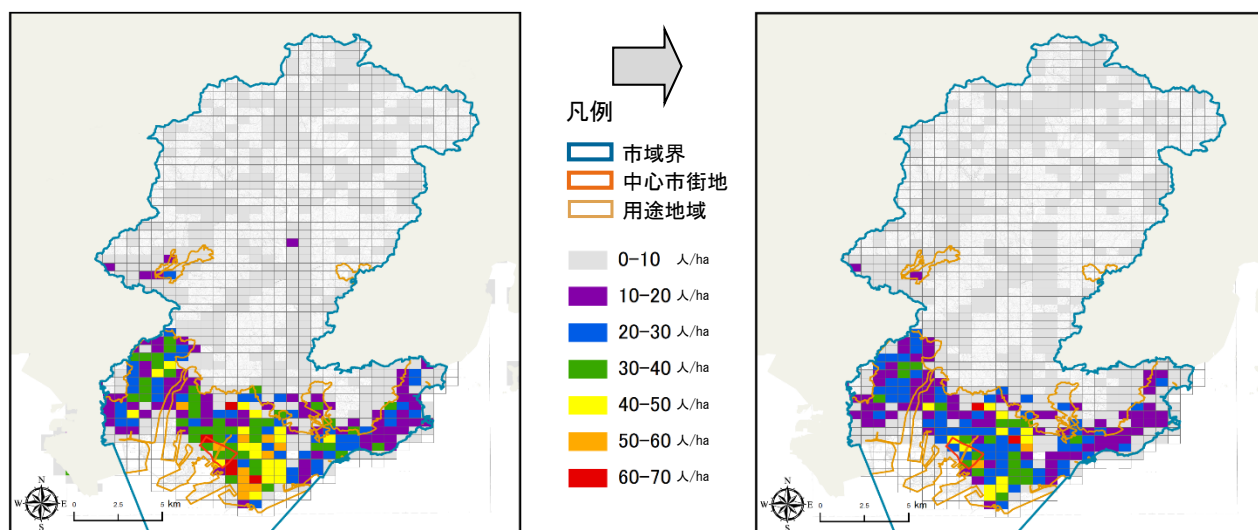


図 年齢階層別人口割合

2) 人口密度の分布動向

現在、中心市街地およびその周辺は 30 人/ha 以上となっていますが、将来は低密度化が進み、30 人/ha 未満の地域が多くなります。用途地域内においても、西部や東部で将来 20 人/ha 未満の地域が多くなる等、全市的に低密度化が進むと予測されます。



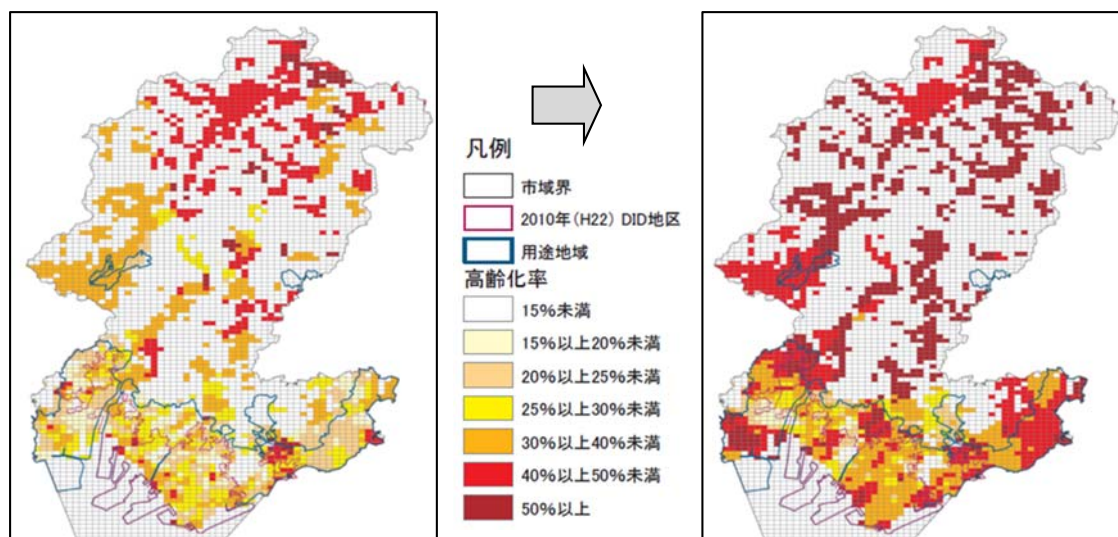
※国立社会保障・人口問題研究所データ、宇部市統計書をもとに推計

図 現在の人口分布(2010 年)

図 将来の人口分布(2035 年)

3) 高齢者の分布動向

現在、北部で高齢化率が高くなっていますが、将来、全市的に高齢化が進むと予測されます。特に東部と北部で高齢化が進むと予測されます。



※国立社会保障・人口問題研究所データ、宇部市統計書をもとに推計

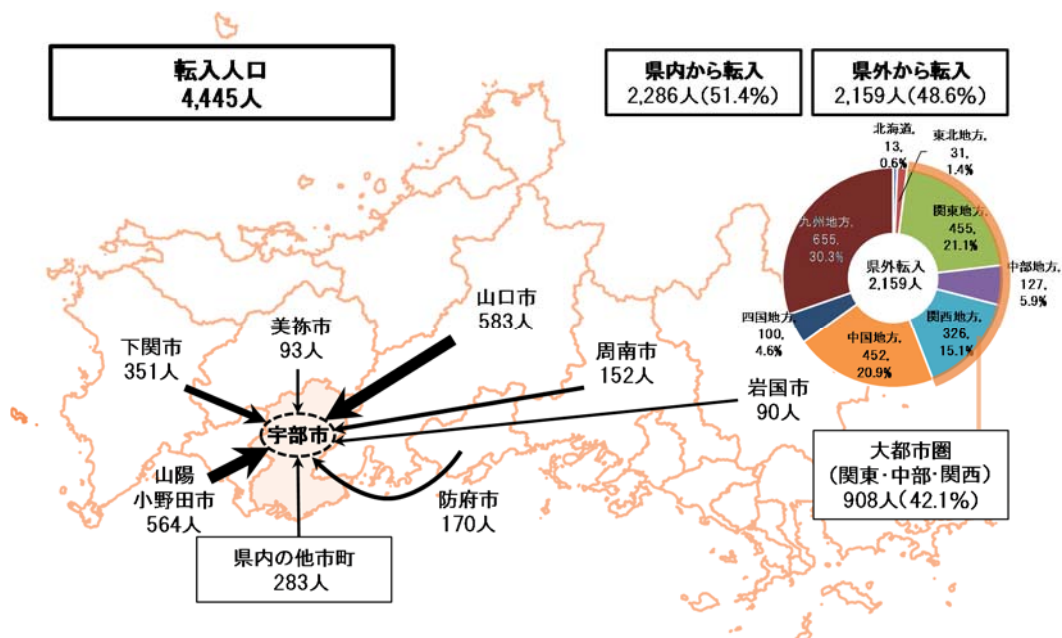
図 現在の高齢者分布(2010 年)

図 将来の高齢者分布(2035 年)

4) 交流人口

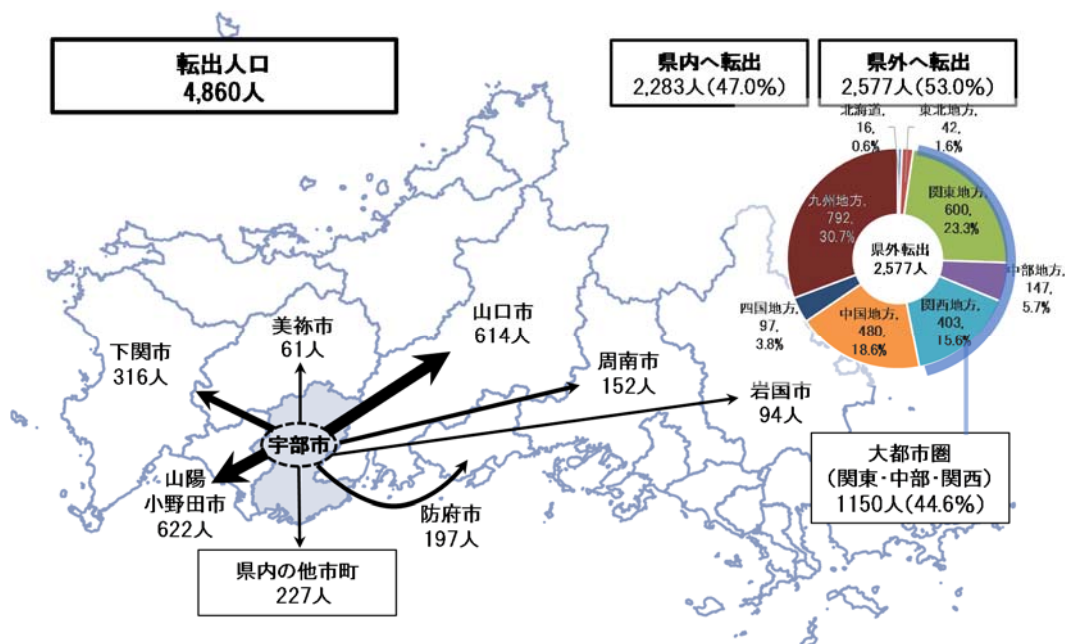
転出人口は、4,860 人で、転入人口の 4,445 人を上回っており、県内からの転入と県内への転出がそれぞれ約 5 割となっています。

県内からの転入・県内への転出ともに、隣接している山口市や山陽小野田市が多く、約半数を占めています。



出典：宇部市人口ビジョン（2015 年）

図 転入の状況(2013 年)



出典：宇部市人口ビジョン（2015 年）

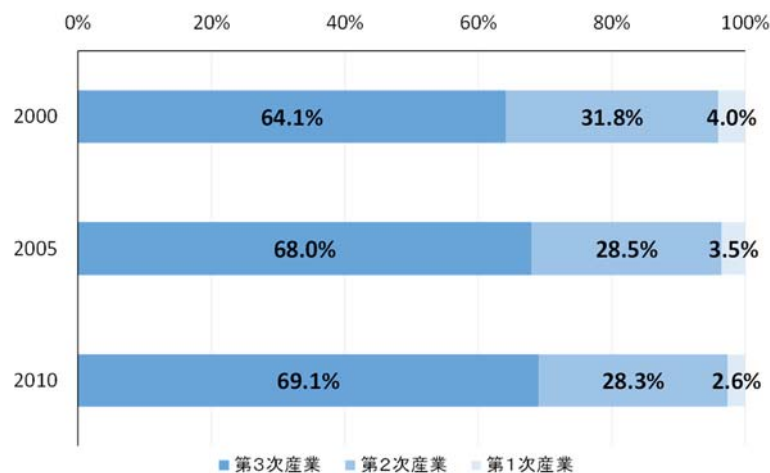
図 転出の状況(2013 年)

2.1.3 産業

- 第3次産業の就業人口割合が最も多く増加傾向である一方、第1次産業と第2次産業の就業人口割合は減少している。
- 年間商品販売額、製造品出荷額ともに近年増加傾向にある。

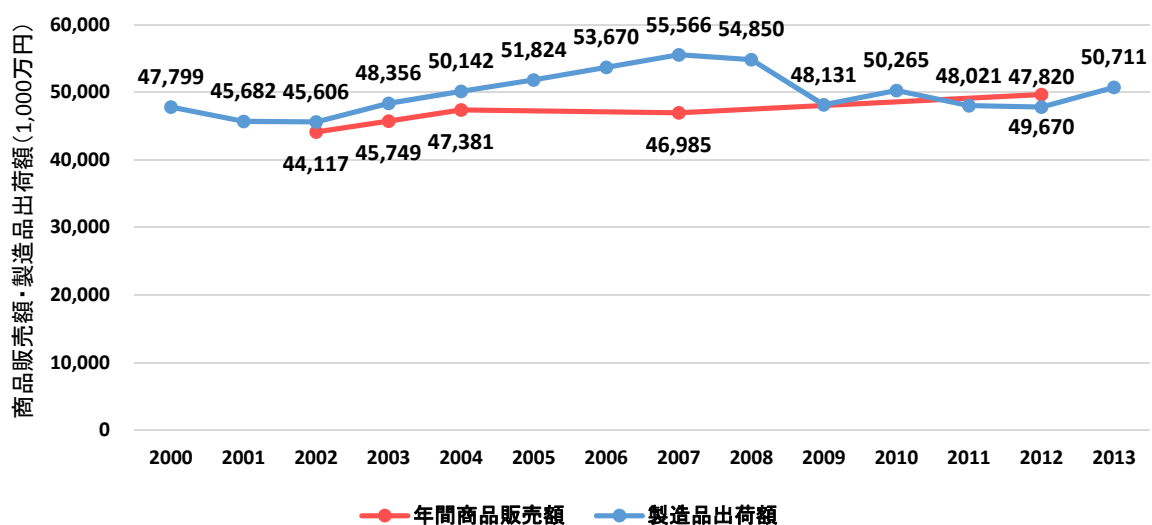
2010年の就業人口は、第3次産業が約69%を占め、第2次産業が約28%、第1次産業は3%未満となっています。第3次産業の就業者数は増加傾向にあり、第1次産業の就業者数は減少傾向にあります。

年間商品販売額は、2002年以降ほぼ横ばい、または増加傾向にあります。製造品出荷額は2010年から2012年にかけては減少傾向にありますが、2012年から2013年にかけては微増しています。近年の積極的な企業誘致により、産業団地への企業進出が進んでいます。



出典：国勢調査

図 産業就業者数構成比の推移



出典：経済センサス、商業統計、工業統計調査

図 年間商品販売額・製造品出荷額の推移

2.1.4 風土・歴史

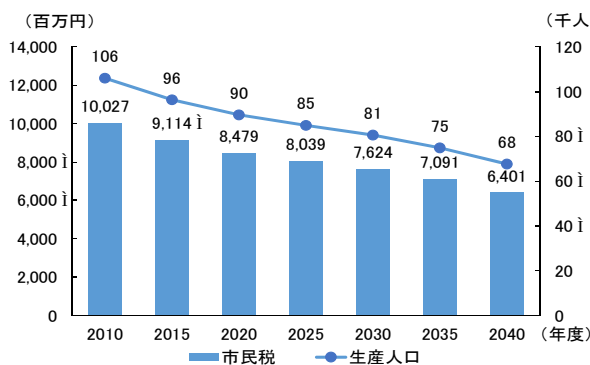
- 市域の南は周防灘に面し、海岸線沿いにまとまった平野部が広がっている。平野部の背後地は、なだらかな丘陵地や山地が北へ続いている。
- 気候は温暖少雨で、自然災害も少なく暮らしやすい環境だが、1999年の台風18号による沿岸部の高潮や2009年の梅雨前線豪雨により多くの市民が浸水被害を受けた。
- 中世には厚東氏が栄え、霜降山に城が築かれ、また近世には毛利氏の永代家老である福原氏の領土となる等、古い歴史がある。
- 厚東川沿いや真締川沿い、岐波海岸等に多くの史跡や文化財が残されており、宗隣寺の龍心庭は国の名勝に指定されている。

2.1.5 財政状況

- 将来、人口減少に伴う市民税の減少や地価低迷に伴う固定資産税の減少等が進行し、市の収入源を確保することが困難になると予測され、これまでのような公共サービスが提供できない恐れがある。

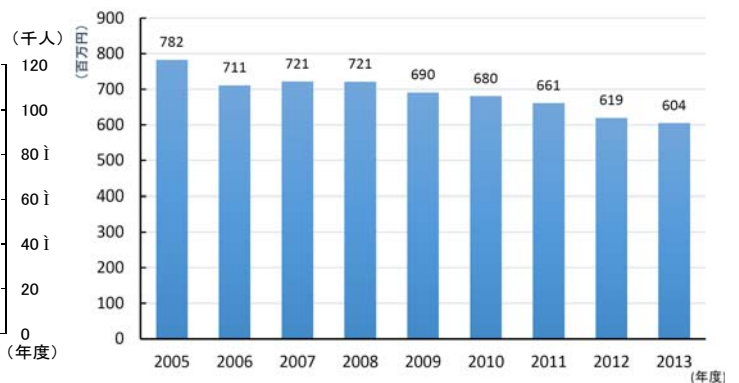
生産人口の将来推計値をもとに将来の市民税収入を推計すると、2040年度は6,401百万円となり、2010年度と比較して約36%減少する見込みとなっています。

固定資産税は、ここ数年減少傾向となっています。特に中心市街地における固定資産税の下落率が大きく、2013年度は2005年度と比較して約23%下落しています。



出典：宇部市にぎわいエコまち計画（2015年）

図 市民税の将来推移



出典：宇部市にぎわいエコまち計画（2015年）

図 中心市街地の固定資産税の推移

2.1.6 まちの特性

1) 「宇部方式」を継承する環境共生都市

戦後の石炭産業の発展に伴い、降下煤塵による大気汚染が深刻化しましたが、「共存同栄・協同一致」の精神（こころ）のもと、「宇部方式」と呼ばれる産官学民が連携した取り組みにより公害問題の克服に努めてきました。この取り組みは、持続可能な開発の基盤である「環境の保護と改善」の推進に広く活用できるものと国際的に高く評価され、1997年に国連環境計画（UNEP）から国内の自治体としては3番目となる、「グローバル500賞」を受賞しました。

近年、環境問題は、産業公害から身近な都市生活型公害、自然環境の保全、さらには地球環境問題へと大きな広がりを見せており、「宇部方式」の精神をもとに「環境共生都市」の実現をめざしています。

2) 緑、花、そして彫刻で飾られたまち

「宇部方式」と呼ばれる公害対策と並行して行われたもう一つの取り組みが、1950年代に始まった緑化運動、花いっぱい運動、それに続く彫刻のまちづくりでした。

「街を花で埋めよう」との掛け声のもと、市民・事業者・行政等が一体となった取り組みは、自然（緑・花）と人間（市民）との接点として、まちに彫刻を設置しようとする市民運動に広がり、1961年、我が国で初めての野外彫刻展である「第1回宇部市野外彫刻展」がときわ公園で開催されました。以来、名称を変えながらも2年に1度のビエンナーレ方式により開催を続け、2011年には50周年を迎えました。

また、中心市街地やときわ公園等には約200点の野外彫刻が公共空間に設置されており、市民にうるおいとやすらぎを与えてくれるとともに、本市の代表的な都市景観となっています。

2.2 土地利用

2.2.1 市街化の動向

- 低密度な市街地が東西に広がり、旧町村役場周辺に一定の中心性を持った集落が形成されている。

市街地は、概ね 100 年前から盛んになった石炭産業（海底炭鉱）を中心に発展し、炭坑の位置が少しずつ変わるに従い、国道 190 号や J R 宇部線に沿って細長く線状に発達してきました。その後、都市化の進展とともに、人口や商業機能等は中心市街地から宇部駅周辺等に分散し、市街地内（用途地域内）人口密度は 23.7 人/ha と、低密度な市街地が東西に広がっています。

また、本市が周辺 10 町村との合併により形成されたことにより、旧町村役場周辺に一定の中心性を持った集落が形成されており、分散型の都市構造が形成されています。

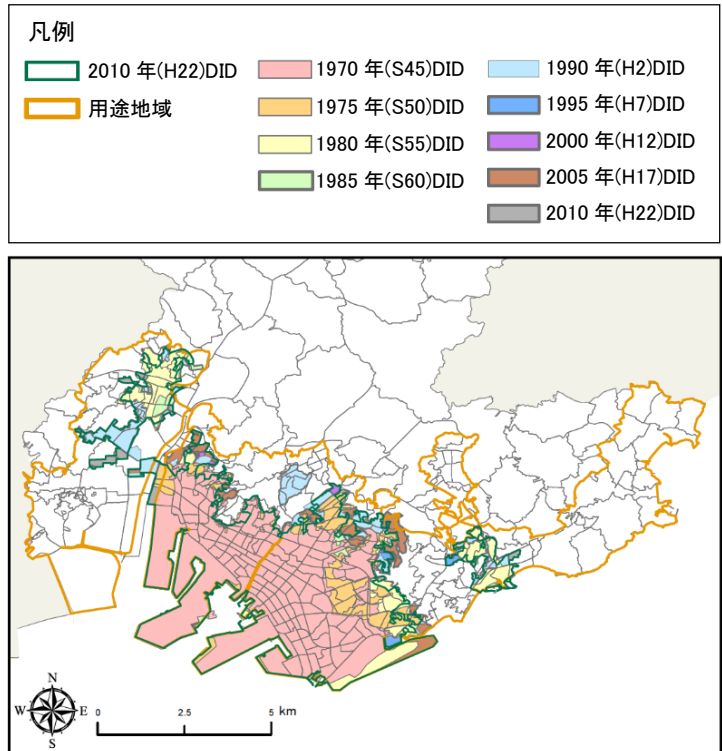


図 市街化の動向

2.2.2 法規制

- 都市的土地利用を図る区域（用途地域）、自然的土地利用を図る区域を設定し、各種法規制等により規制・誘導を行っている。

本市は、都市計画法の規定に基づき、吉部、万倉の一部地域を除いた区域を都市計画区域に指定しています。区域区分（線引き）の適用は行わず、都市的土地利用を図る区域については、用途地域等を指定し適正な土地利用を促進しています。

自然的土地利用を図る区域については、農振法（農業振興地域の整備に関する法律）による農業振興地域や農用地区域、森林法による保安林区域等の指定により、良好な自然環境の保全を図っています。

小野湖周辺や霜降山一帯は、都市緑地法による特別緑地保全地区、山口県自然環境保全条例による緑地環境保全地域に指定しており、ときわ公園周辺や宗隣寺、護国神社周辺等は、風致地区に指定しています。

また、中心市街地の良好な景観形成を図るため、中心市街地およびその周辺区域を景観計画区域に設定しています。

2.2.3 開発の動向

- 開発行為の大部分が市街地内（用途地域内）やその縁辺部で行われている。
- 黒石、岬、東岐波に大型商業施設が立地している。

近年の開発行為の大部分が市街地内（用途地域内）で行われています。

大規模な造成地として、東部丘陵地に宇部臨空頭脳パークと宇部新都市、北部丘陵地に宇部テクノパークを建設し、企業誘致を進めています。

宇部港東見初地区で廃棄物処理場および公共埠頭等の整備のため、公有水面埋立て事業が進められています。

また、黒石、岬、東岐波に大型商業施設が立地しています。

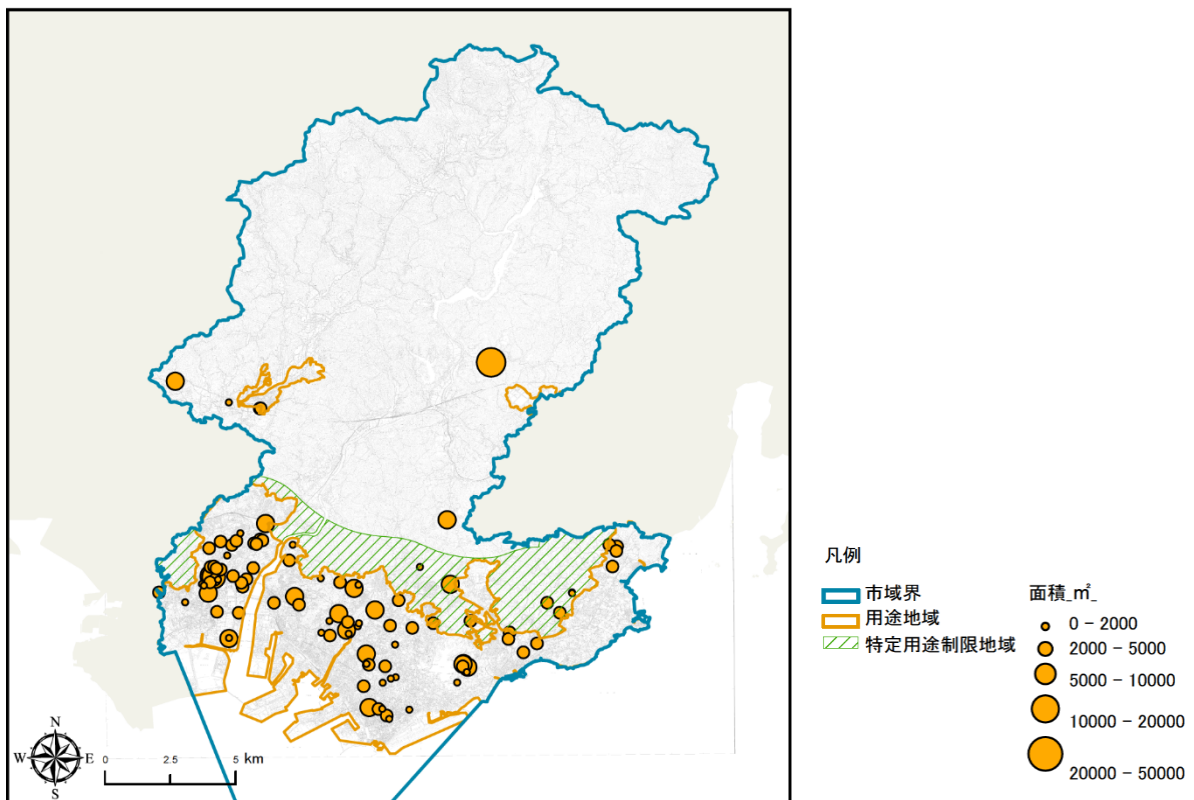


図 法規制と開発の動向(2007 年～2011 年)

2.2.4 土地利用

- 臨海部から工業、商業、住宅の土地利用が帯状に形成され、北部には山地や丘陵地が広がり、優れた自然環境が残されている。

本市の土地利用状況は、真締川河口部を中心に東西に細長く商業・業務地が延び、それを取り囲むように住宅地が広がり、臨海部の埋立地には産業・研究施設地が広がっています。中部から北部にかけては山地や丘陵地が広がっており、荒滝山や霜降山、平原岳、小野湖等の優れた自然環境が残されています。

2.3 都市施設

2.3.1 道路

- 広域的な幹線道路である山陽自動車道宇部下関線や山口宇部道路、国道2号が整備されており、国道190号、490号が東西、南北を結ぶ軸となっている。
- 歩行者、自転車空間のバリアフリー化が進んでいない状況が見受けられる。

県内外の主要都市と本市を連絡する道路として、山陽自動車道宇部下関線や山口宇部道路、国道 2 号が整備されており、近年では、山口宇部小野田連絡道路の一部区間として、宇部湾岸道路（宇部スカイロード）が整備されました。

市域東西を国道 190 号が貫き、市街地を形成する軸となっています。また、市域南北を国道 490 号が貫き、市域南部と北部を結ぶ軸となった道路網が形成されています。

横断歩道等、車道との接続部分の段差や舗装の劣化等、歩行者や自転車の通行に支障をきたしている箇所もあります。



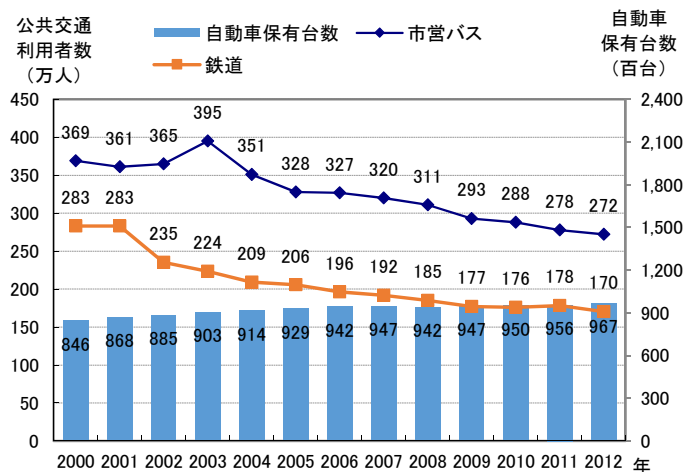
図 交通体系の現況図

2.3.2 公共交通

- 鉄道やバス路線が市街地・住宅地をカバーしているが、自動車利用者が増加し、公共交通利用者は減少している。

本市には、ＪＲ山陽本線、宇部線、小野田線の鉄道網が整備されています。駅は市内に 15 駅ありますが、利用者数は減少傾向となっています。また、バス路線が市全域をカバーしていますが、市営バスの利用者も減少傾向となっています。

自動車保有台数が増加傾向にあることから、自動車利用者が増加していると予測されます。



出典：宇部市にぎわいエコまち計画（2015 年）

図 自動車保有台数と公共交通利用者数の推移

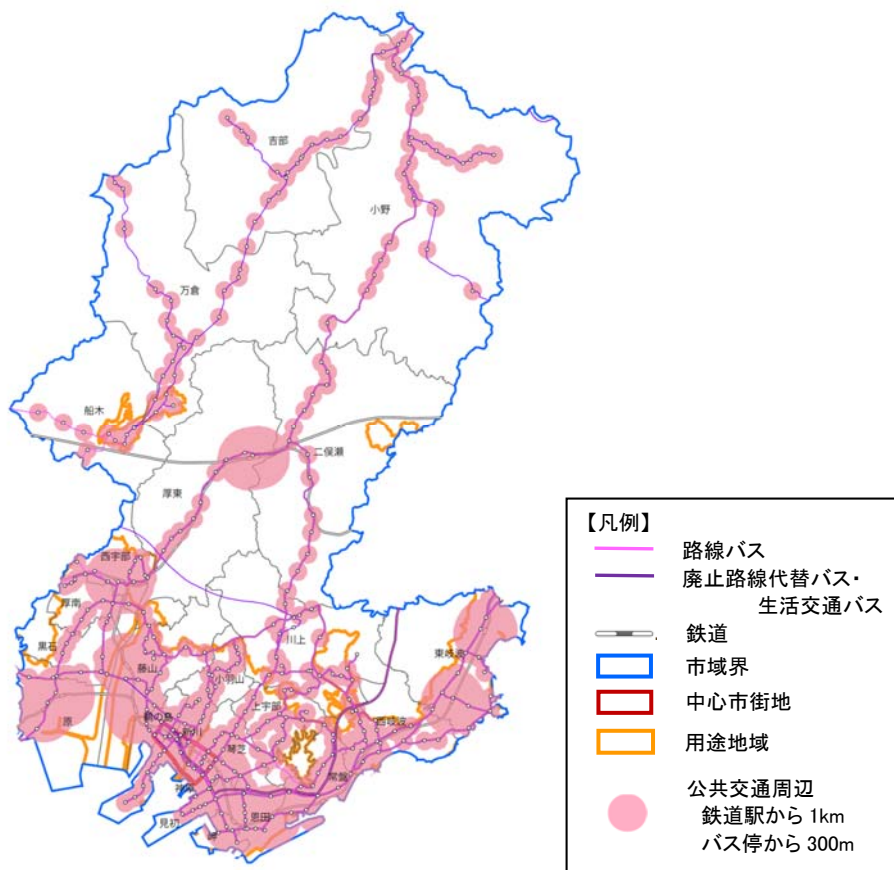


図 公共交通の現況

2.3.3 その他の施設

- 中心市街地は周辺に比べ、緑や交流スペースが少ない。
- 真締川が中心市街地にうるおいを与える水辺空間となっている。
- 汚水処理人口普及率は90.3%(うち公共下水道人口普及率75.7%)、上水道の普及率は99.5%(人口比)となっている。
- 市街地には多くの公共施設が立地している。
- 山口大学医学部付属病院をはじめ、多くの医療機関が集積している。

1) 公園・緑地

都市公園・緑地は、2015年4月現在で86ヶ所、244.78haが開設されていますが、市民1人あたりの公園面積は、14.4㎡/人であり、中心市街地は特に周辺に比べ緑地が少ない状況です。

ときわ公園は、憩いの場や観光等のにぎわいの場として多くの市民や観光客に利用されています。また、恩田運動公園は本市のスポーツの拠点として、季節を問わず多くの市民に親しまれています。

2) 河川

市域の北部から南部までを厚東川が貫流し、本市の自然を結ぶ軸となっています。

真締川では水辺を活かした公園整備が進められ、中心市街地にうるおいを与える空間となっています。

3) 上下水道

2015年3月現在の汚水処理人口普及率は90.3%(うち公共下水道人口普及率75.7%)であり、計画的に整備が進められています。また上水道の普及率は99.5%(人口比)であり、高い水準に達しています。

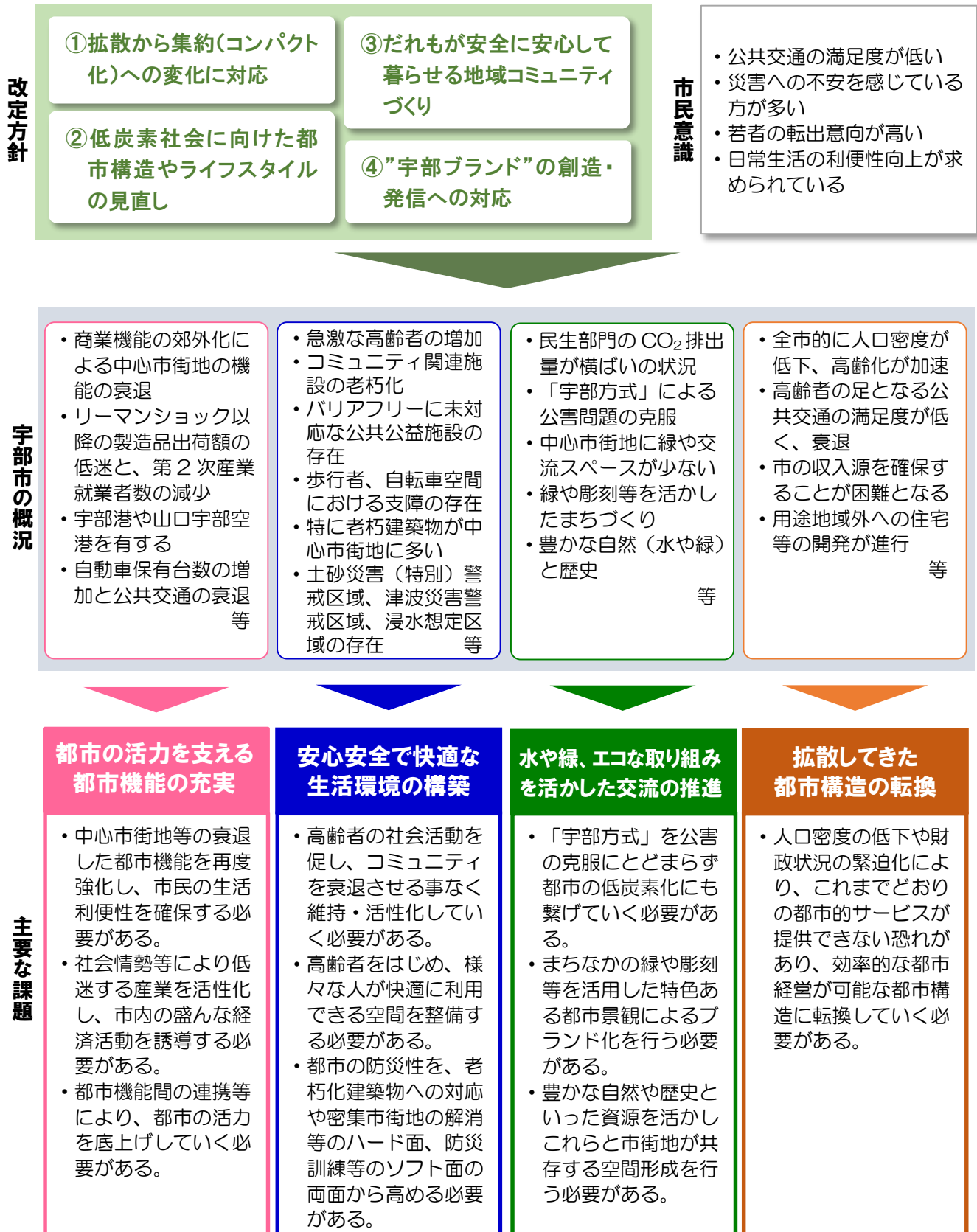
4) その他の公共施設

旧町村を中心に、行政サービスの地域窓口として市民センター、市民のふれあいの場としてふれあいセンターが各校区に設置されています。また、福祉施設や図書館等の文化施設、俵田翁記念体育館等のスポーツ施設が市街地内に多く設置されています。

3 都市づくりの課題と目標

3.1 都市計画上の主要な課題

改定方針、市民意識、宇部市の概況を踏まえ、本市の都市計画上の主要な課題を以下のとおり示します。



3.2 都市の将来像と都市づくりの目標

3.2.1 都市の将来像

本市の都市の将来像は、「第四次宇部市総合計画」の「求める都市像」とあわせて設定します。

みんなで築く 活力と交流による元気都市

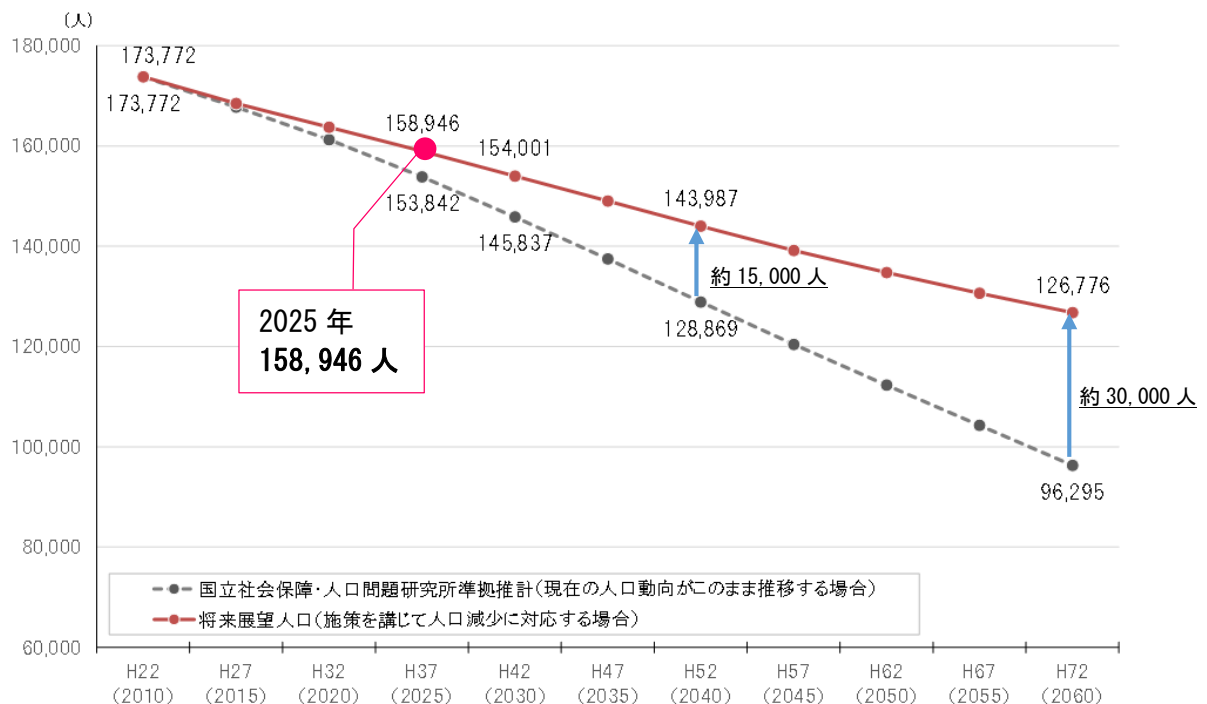
地域資源を共有し、みんなの元気を発信する協働のまちをめざして

「共存同栄・協同一致」、「人間が尊重される都市づくり」を基本とし、まちづくりの合言葉である”元気”ある都市を、行政と市民や団体、高等教育機関等が協働し、実現していくことが求められています。

市民一人ひとりや地域を尊重し、みんなが主役で”元気”な都市をめざします。

3.2.2 将来人口

下図は、「人口ビジョン」で示した将来人口の推移であり、上の折れ線グラフは人口減少に対する様々な施策を講じた場合の将来人口を、下の折れ線グラフは現在の人口動向がそのまま推移する場合の将来人口を示しています。本計画では、この「人口ビジョン」における「施策を講じた場合」の将来展望人口を踏襲し、計画の目標年次である2025年における目標人口を159,000人とします。人口の減少や少子化・高齢化の進展、それに伴う財政状況の緊迫化等、本市の都市計画を取り巻く状況はますます厳しくなる事が予想されますが、先に掲げた都市の将来像の実現に向けて、様々な施策に取り組みます。



出典：宇部市人口ビジョン（2015年）

図 宇部市の将来展望人口の推移

3.2.3 都市づくりの目標

主要な課題の解決と都市の将来像の実現に向けて、以下の目標を掲げます。

1 都市空間の再編で活力を高める都市づくり

- ・ 中心市街地等の各拠点の都市機能を一層強化することで、利便性の高い市民生活を送ることができる都市をめざします。
- ・ 瀬戸内有数の産業都市として、空港や港湾、物流の機能強化による産業基盤の維持や新産業集積の促進等により、活発な産業活動が行われる都市をめざします。
- ・ 各拠点や地域コミュニティ核間を利便性の高い公共交通ネットワークおよび道路ネットワークでつなぐことにより、誰もが移動しやすい都市をめざします。

2 安心できる暮らしをみんなで築く都市づくり

- ・ 利便性の高い地域への居住誘導や、日常生活に必要な施設の充実により、持続的な地域コミュニティ活動が行われる都市をめざします。
- ・ 身近な道路や公共施設等のバリアフリー化の推進、自転車の利便性向上等により、誰もが気軽に出かけられる都市をめざします。
- ・ 事前防災や減災の視点から、都市の防災性の強化や防災体制を構築することにより、災害に強い都市をめざします。

3 宇部らしい環境を交流につなげる都市づくり

- ・ 産官学民による公害問題の克服等、本市の誇れる環境への取り組みを継承し、都市の低炭素化に向けた取り組みを行うことにより、地球環境にやさしい都市をめざします。
- ・ ときわ公園に代表される市街地内の自然（水・緑・花）、ときわ公園や中心市街地に展開される彫刻、臨海部の工場や丘陵地の農地等、様々な顔を有する景観を誘導することで、うるおいの感じられる都市をめざします。
- ・ 荒滝山や霜降山、平原岳といった広大な自然空間、小野湖や東部の自然海岸といった水辺空間、寺社仏閣といった歴史空間等、宇部の個性を守り育てることにより、地域資源を身近に感じられる都市をめざします。

4 多様な機能が便利につながる都市づくり

多極ネットワーク型
コンパクトシティ
（集約型都市構造）
の実現

- ・ 左記の1～3の目標実現に向けた取り組みを通して、都市機能や居住の誘導について検討を行い、集約型都市構造化をめざします。
- ・ これまで拡散傾向にあった市街地を見直し、多極ネットワーク型コンパクトシティ（拠点や地域コミュニティ核、それらを結ぶネットワークにより、利便性の高い市民生活が可能）をめざします。

3.3 多様な機能が便利につながる都市づくり(集約型都市構造の実現)

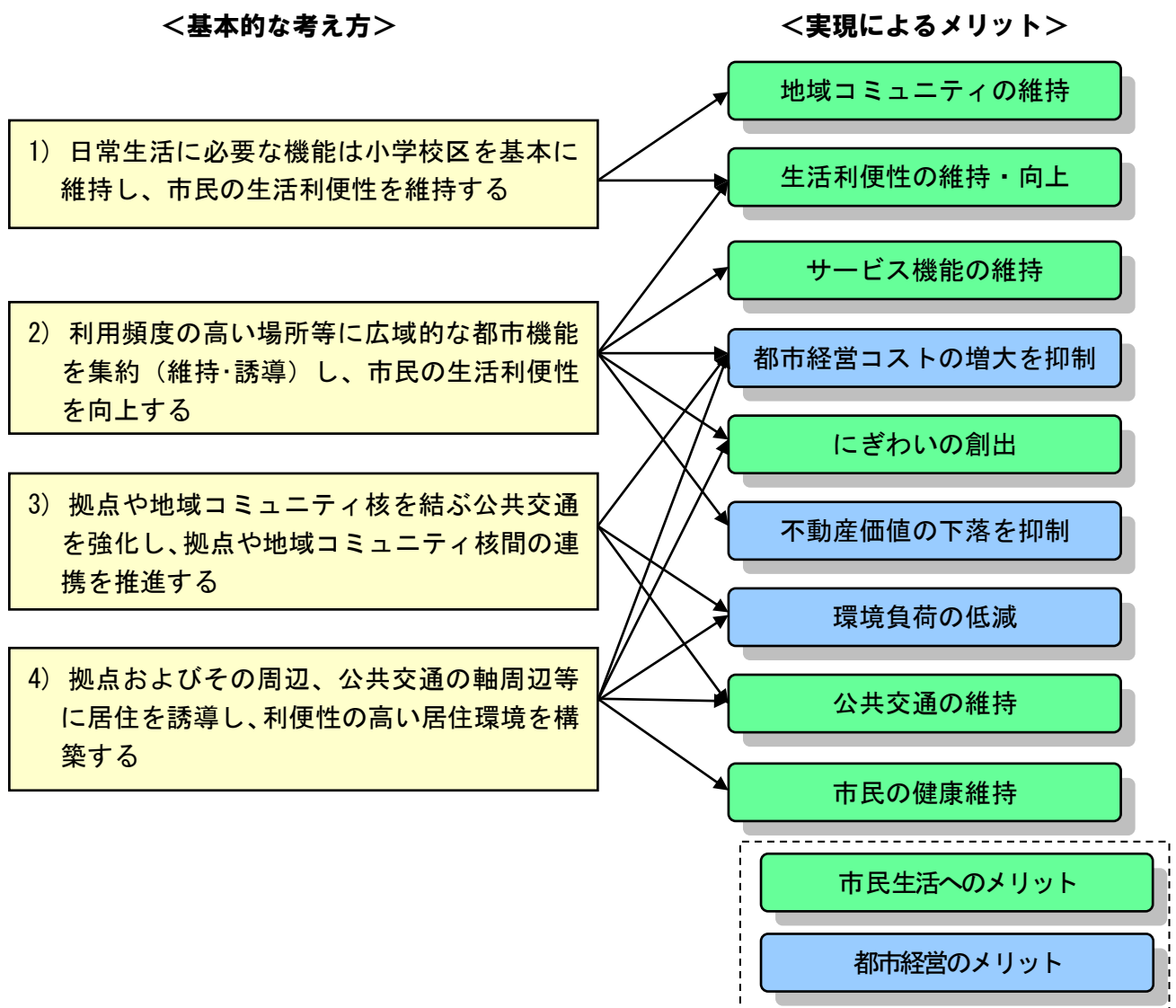
3.3.1 多極ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けた基本的な考え方

1) 多極ネットワーク型コンパクトシティの基本的な考え方

【基本的な考え方】

- (1) 日常生活に必要な機能は小学校区を基本に維持し、市民の生活利便性を維持する
- (2) 利用頻度の高い場所等に広域的な都市機能を集約し、市民の生活利便性を向上する
- (3) 拠点や地域コミュニティ核を結ぶ公共交通を強化し、連携を推進する
- (4) 拠点およびその周辺、公共交通の軸周辺等に居住を誘導し、利便性の高い居住環境を構築する

以上の4つの基本的な考え方により、市民の日常生活の観点や行政の都市経営において双方メリットが生じます。基本的な考え方とメリットの関係性について、以下のように考えられます。



2) 宇部市がめざす多極ネットワーク型コンパクトシティ(イメージ)

都市拠点とは、これまで蓄積してきた都市のポテンシャルを活かし、市内外からの来街者が利用できる高度で多機能な都市機能を集約させ、本市の顔としてふさわしいにぎわいを再生していきます。地域拠点は、複数の小学校区を含んだ地域において、生活に必要な都市機能や地域住民を対象とした特定の高度な都市機能を備えることで、生活利便性の向上を図ります。地域コミュニティ核は、小学校区を基本に日常生活に必要なサービス機能や地域コミュニティを可能なかぎり維持していきます。

この都市拠点、地域拠点、地域コミュニティ核間を鉄道やバス等の公共交通で結び、それぞれの地域コミュニティ核や拠点ごとにコンパクトなまちづくり（多極ネットワーク型コンパクトシティ）を推進します。

また、地域コミュニティ核等で不足する日常生活に必要なサービスは、広域的利用に対応した拠点や他の地域コミュニティ核に公共交通でアクセスすることにより補完します。

長期的には、都市拠点や地域拠点およびその周辺、公共交通の軸周辺等に居住誘導を図っていきますが、自然環境の良い郊外部や農村部への居住を制限するのではなく、ライフスタイルに応じて市民が居住する場所を選択できるようにします。



出典：宇部市にぎわいエコまち計画（2015年）

図 多極ネットワーク型コンパクトシティ(イメージ)

3.3.2 都市機能を集約する拠点・地域コミュニティ核と公共交通軸に関する方向性

1) 都市機能を集約(維持・誘導)する拠点・地域コミュニティ核

本市において市民の生活利便性を向上させるため、広域的な市民の利用が見込まれ、利用頻度が高い市街地において、「拠点」として都市機能の集約を図ることが求められます。この拠点の設定については、現在の都市機能の集積状況ならびに、広域的な公共交通の状況も踏まえながら、「都市拠点」と「地域拠点」の序列を設けます。

また、小学校区を基本として、日常生活に必要な身近な機能を可能な限り維持し、市民の日常生活の利便性を確保する場所として、「地域コミュニティ核」を位置付けます。

また、日常生活に密接に関係する地域コミュニティ核や広域的利用に対応した拠点間の移動手段を確保することで機能を互いに補完し、相互の連携を促す「公共交通軸」の確保・強化を行います。

表 各拠点および地域コミュニティ核の市民生活における利用のイメージ

名称	市民生活における利用のイメージ	該当箇所
都市拠点	市民に対して多様なサービス(行政、商業、医療、福祉、子育て支援、文化施設)を提供し、市外に対しても市の顔として市の魅力を伝える地域。 地域拠点や地域コミュニティ核からのアクセスが可能な交通結節点がある。県外への玄関口となる山口宇部空港へのアクセス性が高い。 ●利用範囲: 宇部市(全域)の住民、来街者 ●あらゆる拠点・地域コミュニティ核から公共交通によるアクセスが可能(評価した都市機能は P.100 を参照)	中心市街地 周辺
地域拠点	都市拠点と互いに補完しながら、市民に対して多様なサービス(商業、医療、福祉)を提供する地域。 地域コミュニティ核よりも集客性のある機能を有する。 ●利用範囲: 複数の小学校区を包含した地域 ●都市拠点もしくは他の地域拠点への公共交通によるアクセス性が高い ●近接する地域コミュニティ核から公共交通によるアクセスが可能(評価した都市機能は P.100 を参照)	宇部駅周辺、 黒石、岬、 西岐波
地域コミュニティ核	小学校区を基本に、日常生活において必要とされる基礎的なサービス(行政、医療、福祉)を提供するとともに、コミュニティ活動の中心となる場となる地域。 都市拠点や地域拠点へのアクセスが可能で、近隣の地域コミュニティ核の補完的な役割も担う。 ※今後、小学校区の再編があった場合でも、近隣の拠点や地域コミュニティ核との連携により、日常生活に必要な機能が提供されるよう考慮する。 ※各ふれあいセンターを中心として位置付けるが、都市拠点や地域拠点と重複する箇所については除外した。 ●利用範囲: 当該小学校区・近接小学校区の住民 ●都市拠点や地域拠点へ公共交通によるアクセスが可能(評価した都市機能は P.107 を参照)	藤山、小羽山、上宇部、琴芝、恩田、常盤、原、川上、東岐波、船木、万倉、吉部、小野、二俣瀬、厚東

※都市拠点・地域拠点は、「にぎわいエコまち計画」において、客観的データによる評価を通して位置付けています。

2) 公共交通軸

地域住民の移動手段となる公共交通の軸を設定し、公共交通ネットワークを形成します。

地域コミュニティ核等で不足する日常生活に必要なサービスは、公共交通を利用し、広域的利用に対応した都市拠点、地域拠点で補完します。このため、都市拠点、地域拠点、地域コミュニティ核間を鉄道（JR）やバス等の公共交通で結び、利便性が高く快適な移動環境を構築することでネットワークが強化され、地域間の交流促進、市民生活の利便性向上、地域の活性化等に寄与すると考えられます。

そこで、拠点や地域コミュニティ核をつなぎ、将来的に一定の運行本数が確保されるバスおよび鉄道（JR）を、「公共交通軸」と位置付けます。

市内でも比較的本数が多いバスの東西軸を「主要幹線軸」とし、地域コミュニティ核と主要幹線をつなぐ軸を「地域内幹線軸」とします。その他は地域内支線とします。また鉄道（JR 山陽本線、宇部線、小野田線）を JR 軸とします。

表 市民生活における公共交通軸の利用のイメージ

名称		市民生活における利用イメージ
バス	JR 軸	・新山口駅方面や小野田駅方面等、市外への移動、都市拠点や地域拠点間の比較的広域の移動
	主要幹線軸	・主に都市拠点や地域拠点から、地域コミュニティ核への広域移動の際の乗換え
	地域内幹線軸	・主に地域コミュニティ核間や、地域コミュニティ核から郊外への移動の際の乗換え
鉄道	JR 軸	

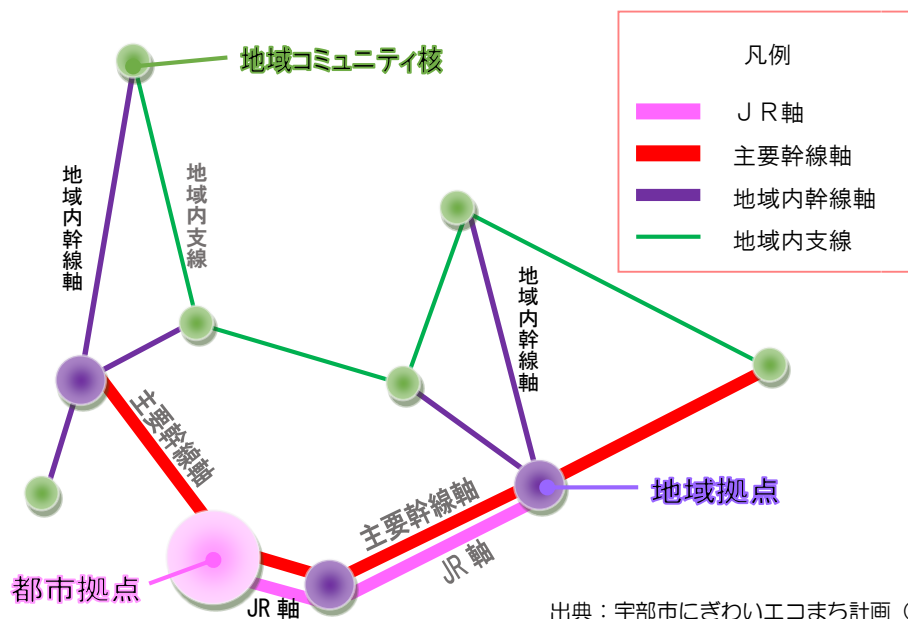


図 拠点・地域コミュニティ核と公共交通軸のイメージ

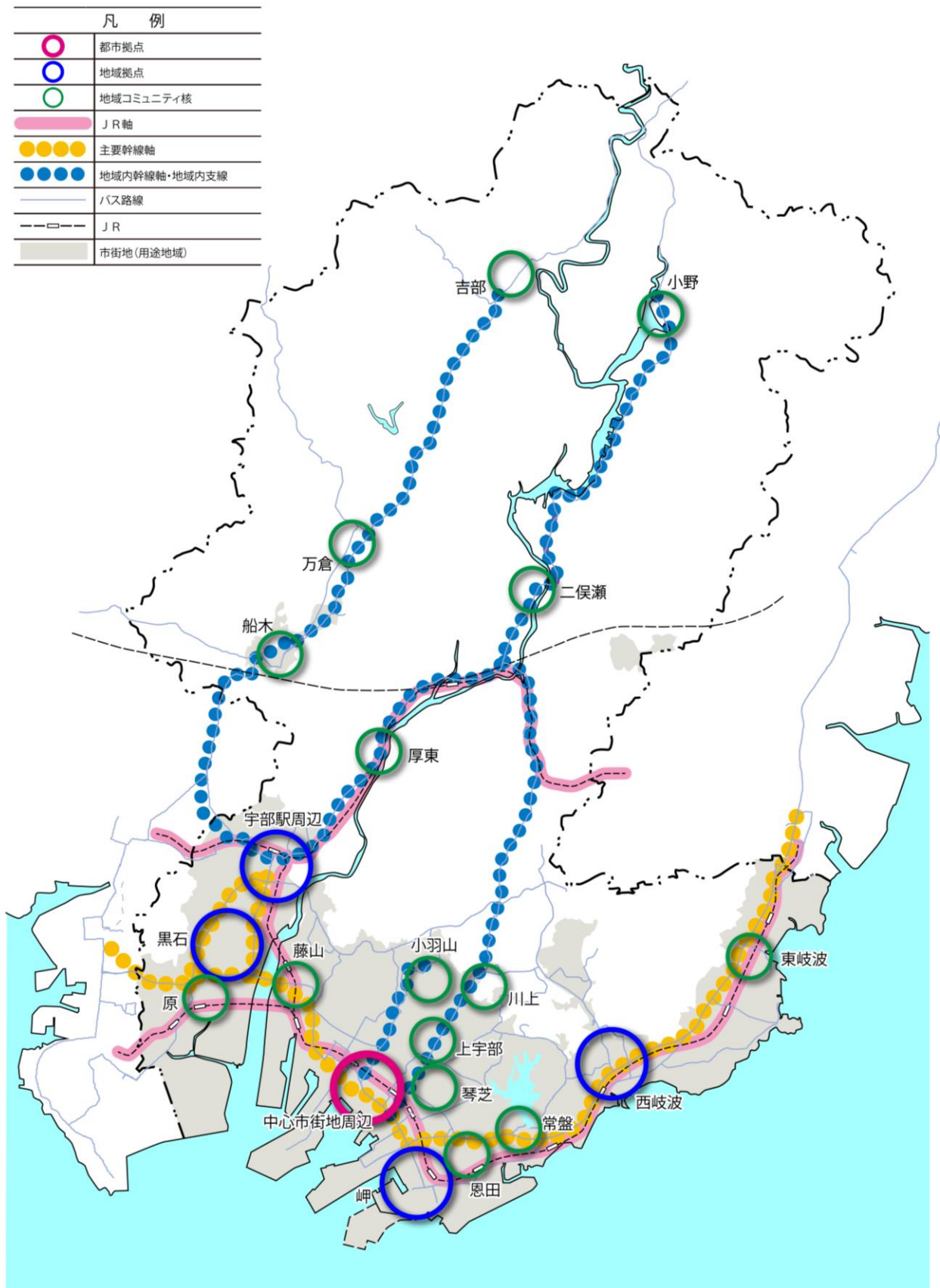


図 都市拠点および地域拠点、地域コミュニティ核の位置および公共交通軸

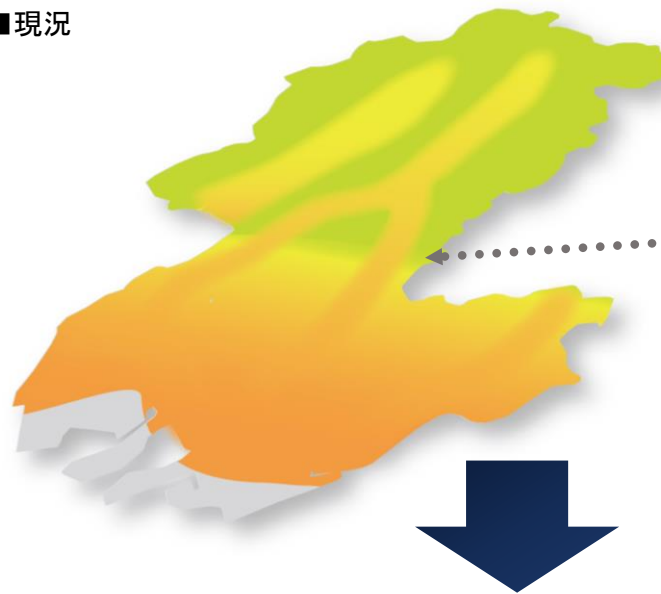
3) 将来の居住空間のイメージ

多極ネットワーク型コンパクトシティの実現に向け、先に整理した拠点や地域コミュニティ核、公共交通軸の利用イメージや配置を踏まえ、今後めざしていく将来の居住構造を示します。

現況では、郊外部の開発等により市街地が拡散しており、将来的には人口が減少し、都市経営コストの増大やコミュニティの希薄化等の問題が生じることが予想されます。

そのため、将来的には拠点およびその周辺、公共交通軸周辺等に居住を誘導し、都市経営コスト増大の抑制や地域コミュニティの維持を実現することで、持続可能なまちづくりを進める必要があります。

■現況

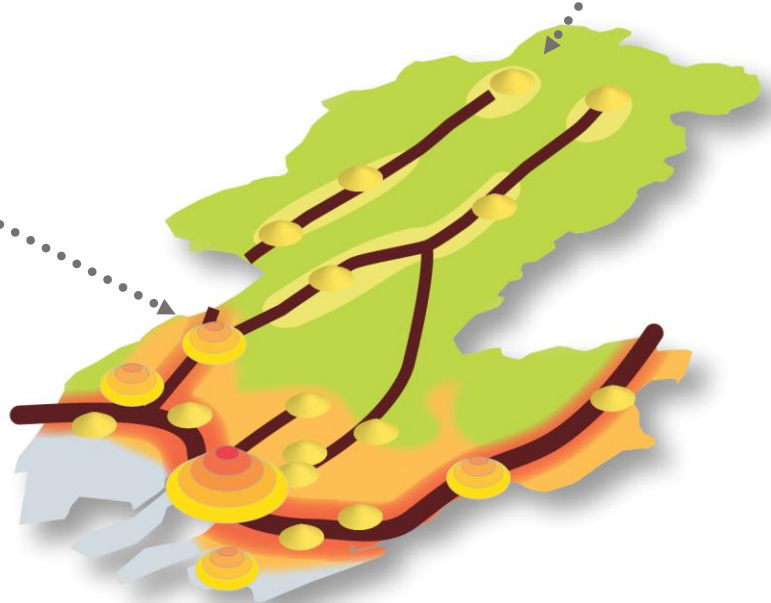
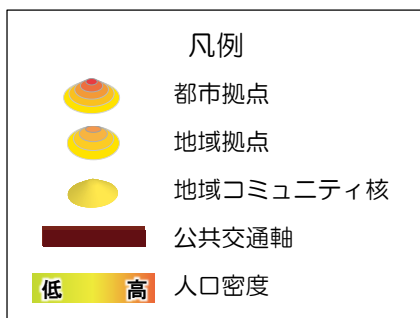


市街地が拡散し、
低密度化している

■将来

市街地外の住宅開発が
抑制され、自然環境が
保全されている

拠点およびその周辺、公共
交通軸周辺等への居住が
進み、密度の高い居住空間
が形成されている



3.3.3 将来都市構造

将来都市構造は、都市づくりの目標を実現するため、都市機能の基本的な配置のあり方を示すものです。そこで、都市機能を集約する拠点と維持する地域コミュニティ核、公共交通軸の方向性を踏まえ、本市がめざす将来都市構造を設定します。

計画的な土地利用と自然環境の保全

■ 商業・業務地ゾーン

都市拠点や地域拠点に、商業、医療、福祉、子育て支援、文化施設等の都市機能を集約します。

■ 住宅地ゾーン

商業・業務地ゾーン周辺の住宅地ゾーンでは、都市機能が近隣に立地している地域特性を活かし、都市拠点や地域拠点およびその周辺、公共交通軸周辺等に緩やかに居住を誘導します。

■ 産業・研究施設地ゾーン

工業的利用を中心とした土地利用を進めます。また、内陸部の工業団地へは、研究機関や企業の誘致を進めます。

■ 田園集落地ゾーン

北部のふれあいセンター周辺に広がる田園集落地ゾーンでは、地域住民が集まる核となるふれあいセンターの機能を維持しながら、営農環境と住環境が調和した空間を形成します。

■ 自然環境ゾーン

良好な自然環境を保全するとともに、自然とふれあえる場として活用します。

■ 市街地周辺緑地ゾーン

市街地の背景となる丘陵地において、建築・開発行為の規制・誘導により、良好な景観資源となる市街地周辺の緑地の保全を図ります。

拠点や地域コミュニティ核の連携

■ 道路軸

県外および県内の主要都市と本市をネットワークする広域連携軸、本市の骨格を形成する都市幹線軸、拠点や地域コミュニティ核等をネットワークする地域間連携軸の強化を図り、広域および地域の交流を促進します。

■ 公共交通軸

地域間の交流促進、市民生活の利便性向上、地域の活性化等を目的として、将来的に一定の運行本数が確保されたバスおよび鉄道（JR）により、拠点や地域コミュニティ核をつなぎます。

拠点や地域コミュニティ核の形成

■ 都市拠点

市民に対して多様なサービス（行政、商業、医療、福祉、子育て支援、文化施設）を提供するとともに、市外に対しても市の顔として市の魅力を発信します。

■ 地域拠点

都市拠点と互いに補完しながら、市民に対して多様なサービス（商業、医療、福祉）を提供します。

■ 地域コミュニティ核

小学校区を基本に、コミュニティ活動の中心となる場となりながら、日常生活において必要とされる基礎的なサービス（行政、医療、福祉）を提供します。

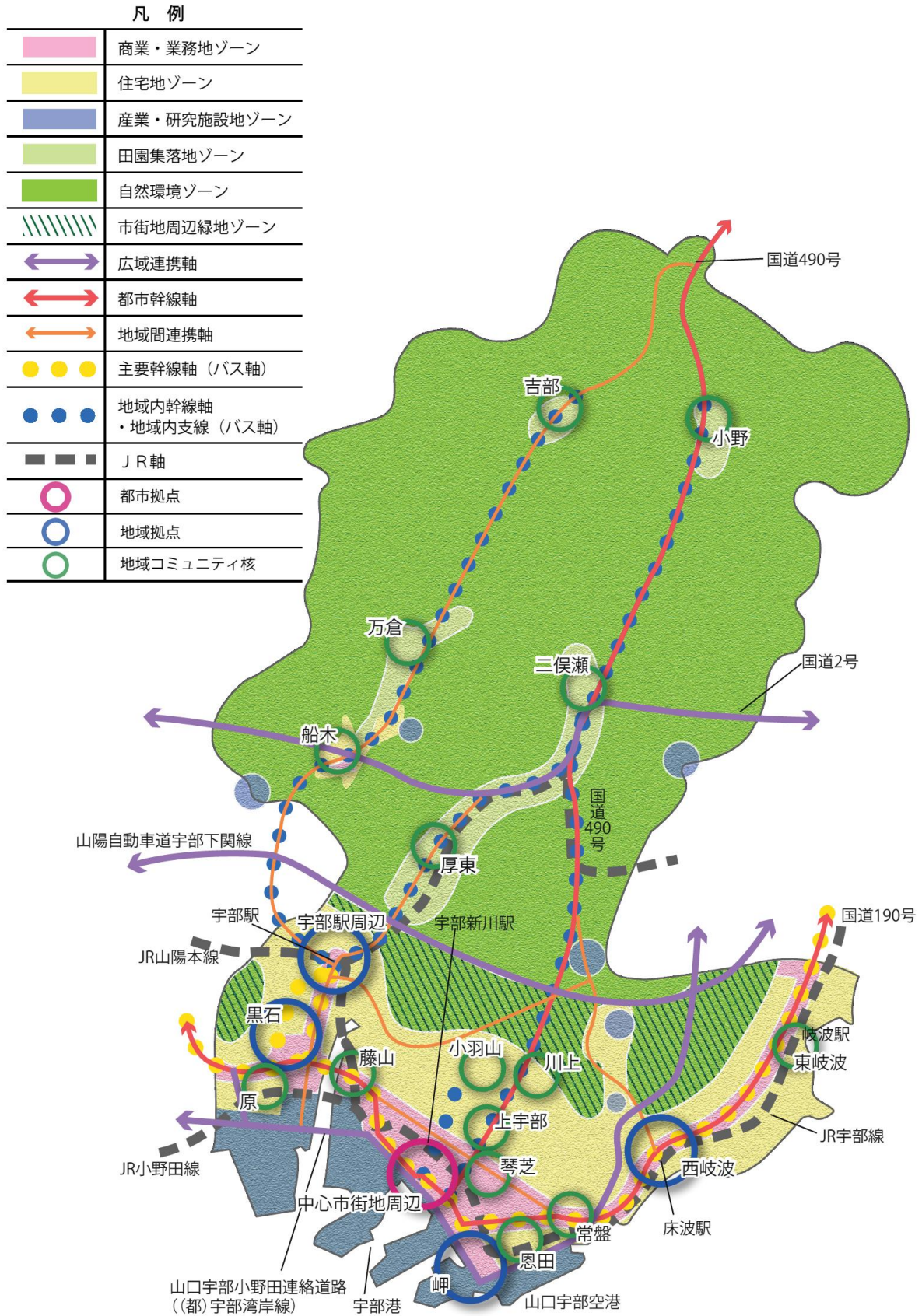


図 将来都市構造図

4 全体構想

4.1 全体構想の体系

都市計画上の主要な課題

■都市の活力を支える都市機能の充実

- ・ 中心市街地等の衰退した都市機能を再度強化し、市民の生活利便性を確保する必要がある。
- ・ 社会情勢等により低迷する産業を活性化し、市内の盛んな経済活動を誘導する必要がある。
- ・ 都市機能間の連携等により、都市の活力を底上げしていく必要がある。

■安心安全で快適な生活環境の構築

- ・ 高齢者の社会活動を促し、コミュニティを衰退させる事なく、維持・活性化していく必要がある。
- ・ 高齢者をはじめ、様々な人が快適に利用できる空間を整備する必要がある。
- ・ 都市の防災性を、老朽化建築物への対応や密集市街地の解消等のハード面、防災訓練等のソフト面の両面から高める必要がある。

■水や緑、エコな取り組みを活かした交流の推進

- ・ 「宇部方式」を公害の克服にとどまらず、都市の低炭素化にも繋げていく必要がある。
- ・ まちなかの緑や彫刻等を活用した特色ある都市景観によるブランド化を行う必要がある。
- ・ 豊かな自然や歴史といった資源を活かしこれらと市街地が共存する空間形成を行う必要がある。

■拡散してきた都市構造の転換

- ・ 人口密度の低下や財政状況の緊迫化により、これまでどおりの都市的サービスが提供できない恐れがあり、効率的な都市経営が可能な都市構造に転換していく必要がある。

都市の将来像 (第四次宇部市総合計画)

地域資源を共有し、みんなの元気を発信する協働のまちをめざして

みんなで築く 活力と交流による元気都市

都市づくりの目標

4.2.1 都市空間の再編で
活力を高める都市づくり

都市づくりの方針

方針1
都市・地域拠点への機能集約を
進める（都市機能誘導）

方針2
競争力の高い産業を育てる（産
業機能の強化）

方針3
拠点や地域コミュニティ核を
つなぐネットワークを強化す
る（交通ネットワーク）

4.2.2 安心できる暮らしを
みんなで築く都市づくり

方針1
コミュニティが豊かな暮らし
の場をつくる（居住誘導）

方針2
歩いて暮らせるまちをつくる
（歩行者・自転車）

方針3
災害に強いまちをつくる
（防災・減災）

4.2.3 宇部らしい環境を交
流につなげる都市づくり

方針1
環境共生都市をめざしたまちづ
くりを推進する（低炭素）

方針2
緑と花と彫刻が彩る景観をつく
る（景観形成）

方針3
地域資源を守り育てる（自然・
歴史環境）

4.2.4 多様な機能が便利に
つながる都市づくり

方針
活力、安心、交流を支えるコン
パクトなまちをつくる
（土地利用）

4.2 都市づくりの方針

4.2.1 「都市空間の再編で活力を高める都市づくり」の方針

方針1. 都市・地域拠点への機能集約を進める（都市機能誘導）

■ 基本的な考え方

- ・市民の利用頻度の高い場所での生活利便性を向上させるため、将来都市構造で位置付けた拠点への都市機能の集約を進めます。
- ・都市拠点・地域拠点間での相互補完に留意しながら都市機能を誘導することで、市民が都市的サービスを楽しむよう取り組みます。特に、都市拠点に位置付けられる中心市街地およびその周辺では、宇部新川駅周辺地区や市役所周辺地区、中央町三丁目地区を重点整備地区に位置付け、にぎわいの創出と地域経済の活性化をめざします。

■ 主体ごとの役割

行政の役割	・都市拠点や地域拠点それぞれの役割に応じた公共施設を維持するとともに、広域的な役割を発揮する商業、医療、福祉等の民間施設の立地を誘導します。 ・重点整備地区での公共空間や基盤施設の整備を先導的に進めます。
地域・市民の役割	・事業者は、行政からの情報提供や助言のもと、拠点内の都市機能の立地に努めます。 ・拠点内の事業者や市民団体の連携により、交流イベント開催や里親制度等による維持管理活動に取り組み、まちとしての魅力向上をめざします。 ・市民は、拠点内の機能やサービスの利用に努めます。

■ 施策

○都市拠点への都市機能の集約

都市拠点では、本市の中心市街地としてふさわしい都市機能を誘導するとともに、重点整備地区の整備を先導的に進めることで、にぎわい創出に取り組みます。

〈具体的な施策〉

- ・都市機能を誘導する区域の検討
- ・商業、医療、福祉、子育て支援、文化施設、行政等の都市機能の集約
- ・宇部新川駅駅前広場・駅舎の整備や周辺地区の再開発の促進
- ・市庁舎の建替えおよび周辺地区へのシンボル性のある都市機能の導入
- ・中央町三丁目地区への居住空間、生活支援機能、カルチャー・創業機能の整備
- ・駐車場の適正な規模と配置の検討、集約・再編の促進

○地域拠点にふさわしい都市機能の集約

各地域拠点（宇部駅周辺、黒石、岬、西岐波）については、都市拠点を補完しながら、各地域住民に対して生活利便性を維持・向上させるための都市機能の誘導を進めます。

〈具体的な施策〉

- ・都市機能を誘導する区域の検討
- ・各地域拠点への商業・医療・福祉等生活利便性を維持・向上させる都市機能の誘導

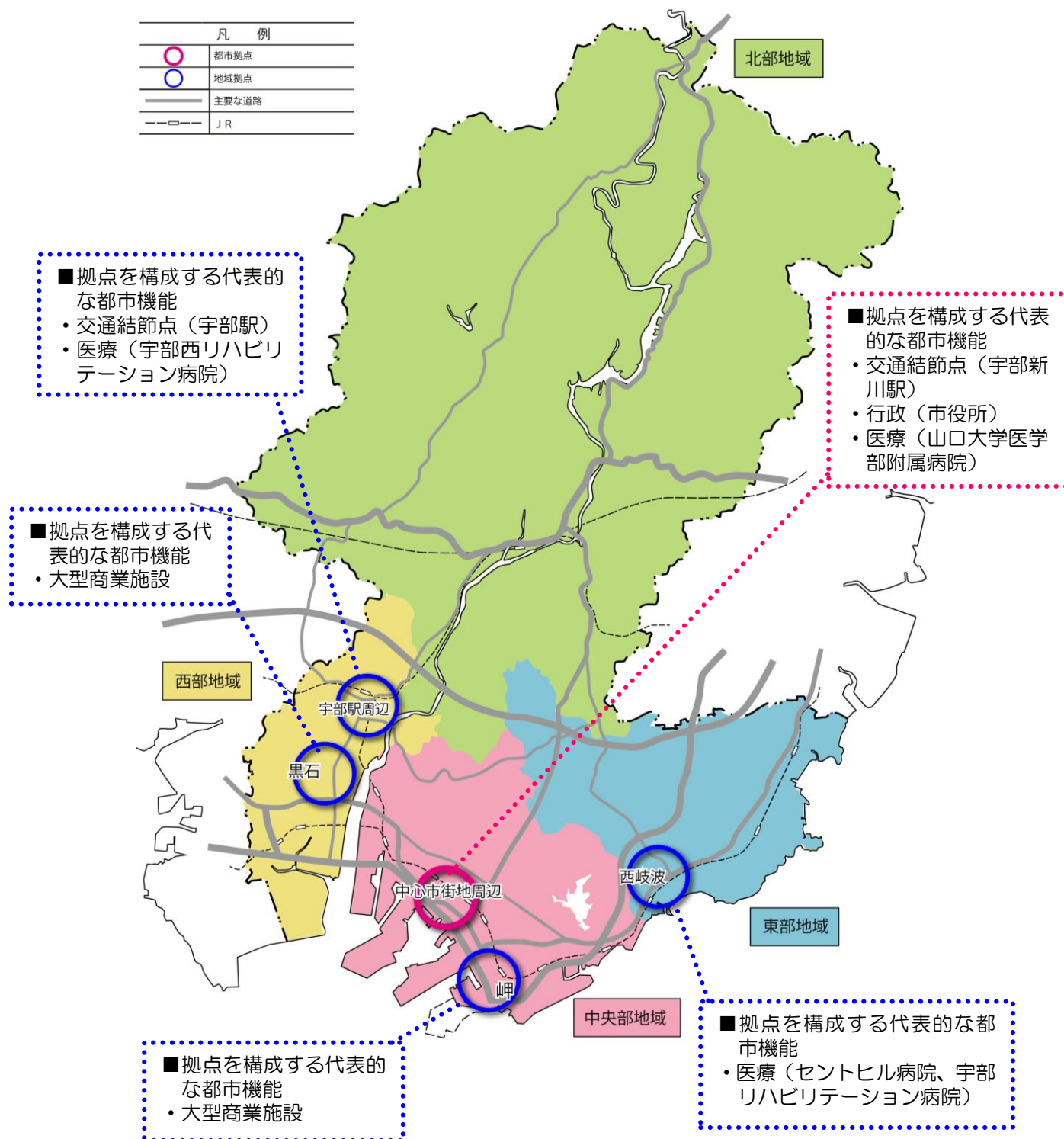


図 拠点の位置図

※本計画では、市民の身近な生活行動単位である自治会区や小学校区を基本に、歴史的な沿革や地形、地理的条件等を考慮し、市域を「中央部地域」「西部地域」「東部地域」「北部地域」の4地域に区分します。

方針2. 競争力の高い産業を育てる（産業機能の強化）

■ 基本的な考え方

- ・本市は、産業都市として瀬戸内でも有数の企業集積があり、今後もその産業基盤を維持していくため、空港や港湾における物流の機能強化を進めていきます。
- ・学術研究機関や産業支援機関、理工系の高等教育機関の集積があるという本市の特色を活かし、産学公の連携をさらに発展させるような研究機関や企業の誘致を進めるとともに、新産業の創出に取り組みます。
- ・農・林・漁・商・工の連携や6次産業化を推進し、新たな地域ブランドの創出により、地域ブランド力を高め、地域産業の活性化をめざします。

■ 主体ごとの役割

行政の役割	・工業地域での産業基盤の向上に向けて、国や県と一体となって空港や港湾における物流機能の強化に資する施設整備に取り組みます。 ・大学や企業との連携により、新産業の創出や誘致を促進します。 ・地域の特性に応じた食育の推進に取り組みます。 ・地産地消を推進し、消費拡大をめざした生産・販売・流通体制づくりを進めます。 ・農林業や漁業の担い手を確保・育成します。
地域・市民の役割	・各大学や企業は、行政との連携により、新産業や新事業の創出に努めます。 ・地域の特性に応じた食育の推進に取り組みます。

■ 施策

○工業地域における操業環境の維持、新産業集積の誘導

重要港湾である宇部港は、物流需要の増大、船舶の大型化、荷役形態の変化等に対応するため、国や県と一体となり、公共ふ頭、航路等の港湾施設の整備を進めます。

また、山口宇部空港の国際化を調整するとともに、産学連携による新産業集積の誘導に向け、付加価値の高い流通機能の導入に取り組みます。

〈具体的な施策〉

- ・宇部港における大型船舶による効率的な輸送の実現に向けた整備の推進
- ・山口宇部空港への新規路線開設、国際化の調整
- ・山口宇部空港を中心とした、産学連携による新産業集積の誘導、加工や物流サービス等による付加価値の高い流通機能の導入

○農林水産業の振興

安心・安全な地元農林水産物を求める消費者が増えている中、農林水産業では従事者の減少や高齢化により担い手不足が進んでいます。新たな担い手の確保・育成とともに、ブランド化や6次産業化等の付加価値の創出により、農林水産業経営の安定化を促進します。

〈具体的な施策〉

- ・研修等による新たな担い手の確保・育成の推進
- ・「うべ元気ブランド」認証制度の継続と認証製品の販売支援等

○研究機関・企業等誘致

空港や港湾等を有する交通利便性に加え、豊かな自然環境やゆとりある居住環境等、就業者にとっての魅力のアピールしつつ、企業や事業所の立地に対する優遇制度を充実させ、職住近接のまちづくりを進めます。

〈具体的な施策〉

- ・奨励制度の活用による企業誘致活動の実施
- ・税制等の優遇措置の実施

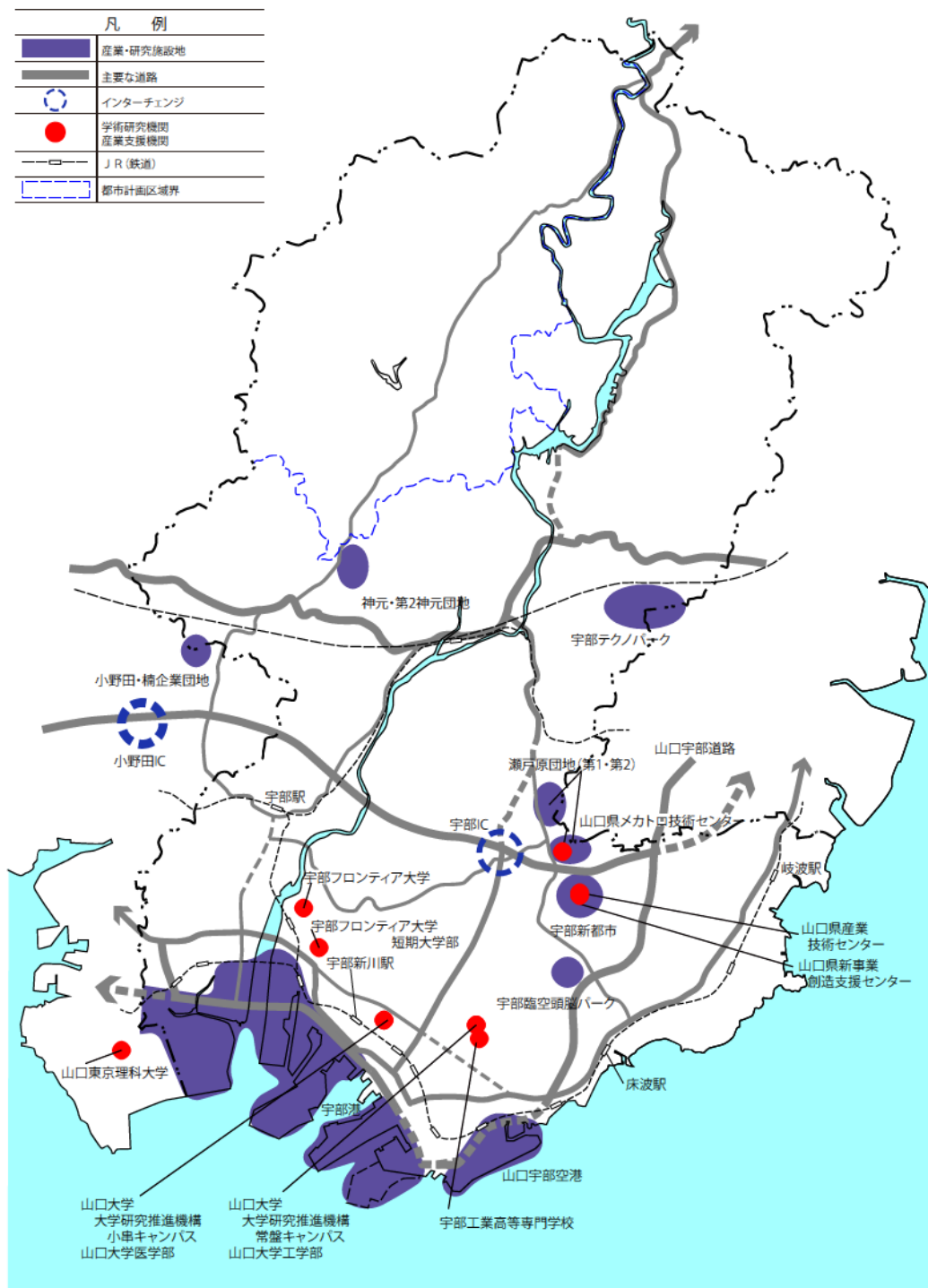


図 産業機能の集積

方針3. 拠点や地域コミュニティ核をつなぐネットワークを強化する（交通ネットワーク）

■ 基本的な考え方

- ・宇部・小野田広域都市圏の中核に位置付けられる都市として、圏域間や圏域内他都市との広域的な連携を促進する幹線道路の整備促進や鉄道利便性の維持・向上をめざします。
- ・市内では、自動車がなくとも安心して生活ができるよう、都市機能や居住の誘導とあわせ、拠点等を結ぶ公共交通ネットワークを構築し、利便性を維持・向上します。

■ 主体ごとの役割

行政の役割	・広域連携道路を形成する未整備路線については、その必要性を踏まえながら整備を促進します。 ・市内の未整備路線については、将来の土地利用や拠点形成の動向に応じて、その必要性を含めた見直しの検討を行うとともに、整備済路線については、適正な維持管理を行います。 ・都市間を結ぶ鉄道や拠点等を結ぶバス路線について、それぞれの利便性維持と相互の結節性強化を促進します。 ・公共交通利用への転換を促す等、市民の意識啓発のための情報発信を行います。
地域・市民の役割	・市民は積極的に公共交通を利用します。 ・交通事業者は、市民の移動利便性を確保するため、路線や便数の見直しを行います。

■ 施策

○広域をつなぐ交通ネットワークの構築

宇部・小野田広域都市圏の中核に位置付けられる都市として、圏域間交流を通じた地域活性化や産業機能の強化を図るため、周辺都市との広域的な連携を促進する交通ネットワークを構築します。

〈具体的な施策〉

- ・山陽自動車道宇部山口間の早期事業化の促進
- ・国道2号の整備促進
- ・山口宇部小野田連絡道路の早期事業化の促進
- ・山口宇部空港の交通結節点としての機能強化
- ・山陽新幹線とJR宇部線との接続強化

○都市をつなぐ交通ネットワークの構築

主に都市幹線道路を対象に、広域連携道路へのアクセスや山口宇部空港、宇部港、新山口駅等へのアクセス等、交通量に応じた道路の整備を進めます。また、市外からの公共交通でのアクセス性を高めるため、鉄道路線の利便性向上を促進します。

〈具体的な施策〉

- ・国道190号の整備促進
- ・国道490号の整備促進
- ・宇部新川駅・宇部駅の交通結節点としての機能強化
- ・JR山陽本線運行列車の宇部線乗り入れ、運行本数の見直し等による利便性向上の検討

○地域間をつなぐ交通ネットワークの構築

都市部と中山間地域等の地域間交流を促進するため、拠点や地域コミュニティ核をつなぐ道路ネットワークや公共交通ネットワークの整備に努めます。また、移動の利便性を向上させるため、バス路線の便数やルートの見直しを行います。

〈具体的な施策〉

- ・市街地環状連絡道路（（都）宇部駅波多野開作線、一般県道琴芝際波線、一般県道西岐波吉見線等）の強化・充実
- ・（都）柳ヶ瀬丸河内線の早期事業化の推進
- ・拠点や地域コミュニティ核を結ぶ道路や公共交通の充実
- ・利用者ニーズや将来都市構造を踏まえた運行回数・時間帯、路線網の見直し等、バス路線における利便性の維持・向上
- ・最適なコミュニティ交通の充実
- ・公共交通利用への転換に向けた、市民に対する意識啓発の実施

[広域連携道路]

- ・県外および県内の主要都市と本市をネットワークし、広域交流を促進するため、山陽自動車道、山口宇部小野田連絡道路、国道2号を位置付けます。

[都市幹線道路]

- ・本市の骨格を形成し、近隣都市との交流を促進するため、国道190号、国道490号を位置付けます。

[地域間連携道路]

- ・拠点や地域コミュニティ核等をネットワークし、地域間交流を促進するため、（都）柳ヶ瀬丸河内線、（都）宇部駅波多野開作線、主要県道宇部船木線、主要県道小野田美東線、一般県道西岐波吉見線（（都）山村請川線）、一般県道宇部停車場線、一般県道琴芝際波線等を位置付けます。

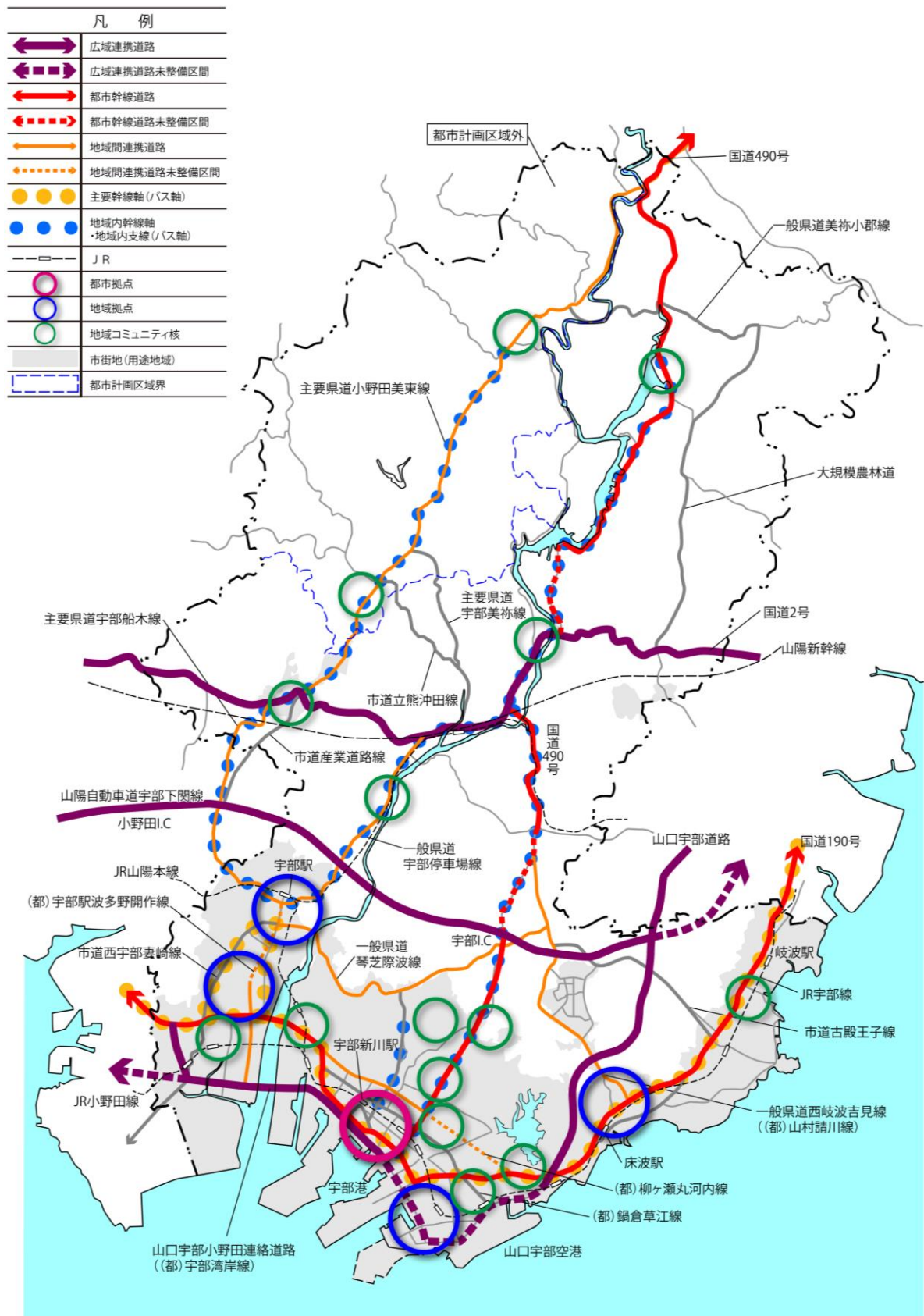


図 交通ネットワーク

4.2.2 「安心できる暮らしをみんなで築く都市づくり」の方針

方針1. コミュニティが豊かな暮らしの場をつくる（居住誘導）

■ 基本的な考え方

- 人口密度の低下とともに、地域の担い手が減少し、また生活サービスや公共交通の利便性が低下する等、現在の生活環境を維持することが困難になることが予想されます。そこで、都市拠点や地域拠点およびその周辺、それらをつなぐ公共交通軸周辺等に、既存の住宅ストックを活かしながら居住を誘導することによって、利便性が維持された、コミュニティが豊かな暮らしの場の創造をめざします。但し、自然環境の良い郊外部や農村部への居住を制限するのではなく、ライフスタイルに応じて市民が居住する場所を選択できるようにします。
- 暮らしを支える都市施設の効率的な整備や更新・再配置を検討します。

■ 主体ごとの役割

行政の役割	- 持続可能な生活環境を確保するため、居住誘導を進めます。 - 住み替えを希望する市民に対して、生活利便性の高い地域もしくは、自然環境の良い郊外部や農村部への居住を選択できるようにします。 - 居住を誘導する区域内での住宅開発や既存の住宅ストックの有効活用を働きかけます。 - 地域コミュニティ核では、地域住民が集まる核となるふれあいセンターの機能を維持します。
地域・市民の役割	- 行政からの情報提供や助言をもとに、生活利便性の高い地域や自然環境の良い地域を居住地として選択します。 - 事業者は、都市施設の維持管理や運営等に参画し、維持管理コストの低減や市民ニーズに応じた質の高いサービスの提供に寄与します。 - 住宅開発事業者や不動産事業者は、既存住宅のリフォーム等も含む住宅開発や住宅の斡旋に際して、居住誘導を行う区域内での実施に努めます。 - 周辺住民は、地域コミュニティ核の基礎的なサービス機能を継続的に利用するとともに、地域の「困りごと」を解決するため、新たな組織を立ち上げる等主体的に取り組めます。

■ 施策

○拠点およびその周辺等への居住の誘導

都市拠点や地域拠点およびその周辺、それらをつなぐ公共交通軸周辺等に居住を誘導します。

〈具体的な施策〉

- 居住を誘導する区域の検討
- 様々な優遇制度を活用した居住誘導の促進
- 中心市街地での住宅市街地総合整備事業、優良建築物等整備事業等の推進
- 居住誘導に伴い発生する空き家・空き地の対策

○暮らしを支える都市施設の維持・充実

地域コミュニティ核には、地域住民が集まる核となるふれあいセンターの機能を維持することで、地域住民が集まり、民間主導で生活に最低限必要な基礎的なサービス機能を育てる環境を維持します。

都市拠点や地域拠点およびその周辺を中心に、地域の状況や住民の意向、各施設の利用状況や老朽度を踏まえて都市施設の適切な配置や機能の充実に努めます。

また、上記の効率的な整備を推進するため、優先順位を決め、計画的な改築・更新を実施します。

〈具体的な施策〉

- ・地域コミュニティ核におけるふれあいセンターの機能維持
- ・身近な地域でのスポーツ環境の確保のため、学校体育施設開放の促進、各地域の公共施設、病院、福祉施設、民間施設等の有効利用の促進
- ・公共施設のあり方の検討による効率的な保全や施設サービスの充実
- ・効率的かつ適正な污水处理区域の検討
- ・老朽管の計画的改修や基幹管路の耐震化等上下水道施設の適正管理
- ・効率的な道路等の整備の推進
- ・道路橋、下水道施設等の計画的な修繕・改修

方針2. 歩いて暮らせるまちをつくる（歩行者・自転車）

■ 基本的な考え方

- 都市機能を誘導する拠点やその周辺、居住を誘導する区域を中心に、自動車に依存せず、公共交通や徒歩、自転車で生活できる環境を整えます。
- 拠点内では、交通結節点から公共施設や主要な商業・サービス施設に至るルートについて、ハード・ソフト両面から歩行者・自転車の円滑な移動環境を整えます。

■ 主体ごとの役割

行政の役割	- 都市拠点・地域拠点内では、道路や公共広場、公共施設のハード面のバリアフリー化を推進するとともに、民間施設への普及啓発等ソフト面の取り組みも推進します。 - 道路空間の再配分により、歩行者・自転車の快適な通行空間の確保に努めます。
地域・市民の役割	- 困ったときには互いに助けあうところのバリアフリーの実践により、気軽に出かけやすい環境づくりに貢献します。 - 歩行者と自転車が互いに気持ちよく通行できるよう、自転車利用時のマナー遵守に努めます。

■ 施策

○全ての人にやさしい歩行環境の整備

子どもから高齢者・障害者まで、全ての市民が安心して安全に歩いて移動することができるよう、交通安全施設の設置、公園や歩行空間におけるバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進します。また、駅や公共公益施設の主要施設間のバリアフリー化を重点的に推進し、安心して歩ける歩行者ネットワークを形成します。

〈具体的な施策〉

- 身近な道路の整備やガードレール、カーブミラー等の適切な配置、交差点段差解消の整備、障害物の除去等のバリアフリー化の推進
- 歩行者が多い場所への横断歩道の設置、歩車道分離や歩道幅員の確保
- 通学路の安全対策等地域特性に応じた取り組みによる交通安全対策の実施

○公共公益施設のバリアフリー化

高齢者や障害者等、誰もが容易に移動できる交通環境を実現するため、駅周辺やバス停等の交通施設、さらには多くの人々が利用する公共公益施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインに配慮した整備を促進します。

〈具体的な施策〉

- 駅舎や駅前広場、バス停等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインに配慮した整備
- 超低床バス車両の導入促進
- わかりやすいバス時刻表や運行案内システムの充実、バス停への屋根やベンチの設置
- 公共公益施設のエレベーター、スロープ、障害者用トイレ、誘導表示の設置等バリアフリー化の推進
- 民間施設のバリアフリー化の普及啓発

○自転車走行空間の確保

地球温暖化の抑制や低炭素社会の推進にも寄与する自転車の利用を促進するとともに、歩行者との接触事故を防止するため、通行空間の分離や利用しやすい駐輪場の整備を進めます。

〈具体的な施策〉

- 安全な自転車走行空間の確保
- バス停、駅周辺等への駐輪場の設置

方針3. 災害に強いまちをつくる（防災・減災）

■ 基本的な考え方

- 地震の発生や台風、集中豪雨による土砂災害の発生等、いつ発生するか予想できない自然災害に対して、自助・共助・公助の考え方のもと、自らの生命や身体、財産を守り、災害に強いまちづくりを進めます。
- 災害発生時の被害を最小限にとどめ、災害発生後の迅速な復旧、復興につながる事前防災・減災の考え方をまちづくりに取り入れ、暮らし方の見直しとともに効果的な防災設備・施設の整備を推進します。

■ 主体ごとの役割

行政の役割	• 災害による被害発生予想区域に対し、住宅や事業所の立地のあり方の見直しを市民に働きかけます。 • 公共公益施設の耐震化、防災機能の強化等に加え、住宅や事業所の防災性の向上支援に取り組みます。 • 今後の土地利用や市民意向を踏まえながら、国や県と一体となって、防災施設等ハード面の整備に加え、ハザードマップの作成等ソフト面の整備を進めます。
地域・市民の役割	• 防災意識を高め、定期的な防災訓練を実施する等、地域内での自主防災活動に取り組みます。 • 住宅や事業所の耐震性、防火性の向上に努めます。

■ 施策

○事前防災・減災の推進

各種災害発生予想区域をハザードマップ等によって可視化し、市民に周知します。また、危険区域における土地利用の規制、災害発生時における救急救命体制の構築、迅速に復旧できるライフラインの確保等に取り組みます。

〈具体的な施策〉

- 洪水や高潮、土砂災害等の災害リスクを示す各種ハザードマップの周知、活用促進
- 土砂災害特別警戒区域への住宅等の新規立地抑制や既存住宅の地区外への移転促進および既存建築物への支援
- 災害時における電気、ガス、電話、上下水道、工業用水道等ライフラインの迅速な復旧、代替ルートの役割を果たす広域交通ネットワークや道路網の整備
- 自主防災思想の普及啓発による防災体制の整備

○防災機能の強化(耐震性強化、避難所機能の充実等)

公共公益施設の耐震性・耐火性の向上や、緊急避難場所・避難所および防災拠点の確保に取り組みます。

〈具体的な施策〉

- ・ときわ湖水ホールの防災拠点としての整備推進
- ・広場・公園、学校や市民・ふれあいセンターの緊急避難場所・避難所としての整備推進
- ・特別な配慮を必要とする避難者が不自由なく避難所で生活するための環境整備の推進
- ・建築物の耐震診断・耐震改修の促進
- ・木造密集市街地の不燃化の促進
- ・消防施設、防火水槽、消防車両の整備による消防力強化の推進
- ・都市災害発生時の延焼防止機能となる都市公園や避難地、避難路、緩衝帯となる緑地の整備・維持管理

○災害に強い基盤施設の整備

災害時において、その発生スピードを遅らせ、被害を最小限に抑えることができるよう、防災施設・設備等の改修・整備・維持管理を推進します。

〈具体的な施策〉

- ・厚東川や真締川、有帆川における浸水防止対策のための河川改修・整備
- ・浸水、土砂災害の防止対策としての緑地の保全
- ・沿岸部における高潮対策の実施
- ・保安林や砂防ダムの整備・維持管理
- ・港湾の耐震強化岸壁の整備
- ・老朽化したため池の計画的整備
- ・幹線道路の耐震性・幅員の確保

4.2.3「宇部らしい環境を交流につなげる都市づくり」の方針

方針1. 環境共生都市をめざしたまちづくりを推進する（低炭素）

■ 基本的な考え方

- 地球温暖化の進行や、深刻化するごみ問題等を背景とした、低炭素社会の実現や循環型社会の実現に向け、産官学民が協働して都市の抱える課題解決に取り組んできた「宇部方式」を継承し、事業者や市民と一体となった取り組みを推進します。
- 都市の低炭素化に向けて、公共公益施設や民間施設への省エネルギー設備と再生可能エネルギーの導入や中心市街地におけるスマートコミュニティの推進に取り組めます。
- 循環型社会の実現に向け、3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化））の促進や適切なごみ処理体制の確保、下水処理体制の向上に取り組むとともに、産業活動から生じる公害問題の防止をめざします。

■ 主体ごとの役割

行政の役割	• 省エネ設備や再生可能エネルギーの公共施設への導入を進めるとともに、事業所や住宅等民間施設への導入支援に取り組めます。 • 中心市街地から周辺地域への拡大をめざして、スマートコミュニティの推進に取り組めます。 • 3Rの促進に向けて、市民への啓発活動を行うとともに、適切なごみ処理体制の構築のため、施設整備を推進します。 • 産業活動等による環境汚染を防止するため、事業者への指導を行います。
地域・市民の役割	• 建築物を新築・改築する際には、省エネ設備や再生可能エネルギーの導入に努めます。 • 3Rの推進によるごみの削減に取り組めます。 • 事業者は、大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音等の防止に努めます。

■ 施策

○建築物の立地誘導や公共施設の再編・集約とあわせた低炭素化の推進

低炭素社会の実現に向けて、事業所や住宅等の立地誘導、および公共施設の更新等とあわせた、建築物への省エネ性能の高い機器・設備や再生可能エネルギー等の導入に取り組めます。

〈具体的な施策〉

- 建築物への高効率機器（照明、空調、給湯機器）、コージェネレーションシステム、エネルギー管理マネジメントシステム等、省エネ性能の高い機器・設備等の導入
- 建築物への太陽光発電設備、太陽熱利用設備等の再生可能エネルギー設備の導入や導入促進
- ときわ公園のエコパーク化の推進

○スマートコミュニティの推進

地域レベルの電力供給・管理の仕組みの検討に加え、中心市街地の宇部新川駅周辺地区・市役所周辺地区・中央町三丁目地区を中心にスマートコミュニティを推進します。

〈具体的な施策〉

- ・EMS（エネルギー利用情報管理システム）、蓄電池、地域エネルギーを活用した地域内エネルギーの供給・管理の仕組みの検討
- ・宇部新川駅周辺地区における、駅舎の改築・建替え、複合施設化にあわせたスマートコミュニティ構築の検討
- ・新市庁舎のスマートビル化にあわせ、周辺地区を含めたスマートコミュニティ構築の検討
- ・中央町三丁目地区内の地権者等による中層建築物の共同建替えにあわせたスマートコミュニティ構築の検討

○循環型社会の形成、生活環境の保全

循環型社会の形成に向け、3Rの促進について環境学習等を通じた市民への意識啓発を行います。また、快適な生活環境を維持するため、宇部市環境保全センター、宇部市リサイクルプラザ等の効率的な運用や、浄化センターの処理機能の充実により、適切な処理体制を構築します。さらに、公害問題の防止に向けて事業者の環境保全意識の高揚を推進します。

〈具体的な施策〉

- ・3Rの促進に関する仕組みづくりと啓発活動の実施
- ・東部浄化センター、西部浄化センターの下水処理機能の充実・強化
- ・大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音等の防止に向けた、事業所への立ち入り調査・指導、市民への意識啓発の実施



出典：宇部市再生可能エネルギー導入指針（2013年）

図 ときわ公園のエコパーク化の概要

方針2. 緑と花と彫刻が彩る景観をつくる（景観形成）

■ 基本的な考え方

- 本市は、公害対策と並行して行われてきた緑化運動、花いっぱい運動、それに続く彫刻のまちづくり等産官学民が連携した特色のあるまちづくりが展開されてきました。また市街地内には真締川や厚東川等の水辺空間、臨海部の工場景観等の景観資源を有しています。これらを活かすために、行政、事業者、市民との連携により、特色ある景観の創出やPRに取り組みます。
- 河川空間・主要な街路への街路樹の植栽による水と緑のネットワークの形成、公共施設・民間施設への植栽や都市公園の整備等による市街地内の緑化を推進します。

■ 主体ごとの役割

行政の役割	- 市民との連携により、花いっぱい運動を促進するとともに、彫刻等の効果的な設置を検討します。 - 市街地を流れる河川の環境・景観整備を推進します。 - 植栽が不足している主要な街路の植栽事業に取り組みます。 - 都市公園や緑地の適正な保全管理、公共施設の屋上・壁面緑化や芝生化を推進します。 - 市民への啓発活動の実施により、景観形成や緑化の推進に対する市民意識向上を推進します。
地域・市民の役割	- 市街地内の緑化の推進に向けて、施設の改築・新設の際には、オープンスペースの緑化や屋上・壁面緑化等に努めます。 「景観計画」の基準に合わせて、建築物等の新設、改築に取り組みます。 - 花壇・プランター・彫刻等を市民が自ら維持管理する里親制度や、彫刻ボランティア活動への参加により、市民と行政が一体となった景観づくりに貢献します。

■ 施策

○花や彫刻、工場景観等特色ある景観の創出

中心市街地では、「景観計画」に基づき、本市の顔としてふさわしい魅力ある都市景観の創出に取り組みます。

また、新たな花壇の整備や未利用花壇等の活用の推進により、市民ボランティアを中心とした花いっぱい運動を支援するとともに、野外彫刻の効果的な設置や市民との協働による適切な維持管理により、彫刻のまちづくりを推進します。

さらに、特色ある地域資源として近年認識され始めている工場景観については、市外へのPRとともに、魅力向上に取り組みます。

〈具体的な施策〉

- 「景観計画」における景観計画区域（約233ha）での「宇部らしさ」や「宇部の顔」となる重点的な整備の推進
- 地域拠点や地域コミュニティ核の特性を踏まえた景観計画策定の検討
- 花壇の整備や散水栓の設置、花壇コンクールの開催、花づくり講習会の開催による花いっぱい運動の促進
- 国道190号等におけるフラワーロードの整備促進

- ・ 野外彫刻の効果的な設置や彫刻ボランティアの育成の推進
- ・ 工場や空港での夜間ライトアップによる美しい景観の創出

○市街地内の緑化の推進・保全

公共施設、公園・緑地、さらには民間施設等の緑化を推進することにより、市街地内のゆとりと潤いのある景観の創出に取り組みます。

〈具体的な施策〉

- ・ 学校における校庭の芝生化促進、公共施設における高木・低木の植栽、壁面緑化による緑化の推進
- ・ 多様なレクリエーション需要に対応した魅力あるときわ公園の整備の推進
- ・ 風致地区等の活用による市街地内の良好な自然環境の保全
- ・ 緑化地域制度や特別緑地保全地区制度の検討
- ・ 市街地の背景となる丘陵地における、建築・開発行為の規制・誘導

○水と緑のネットワークの形成

厚東川、真締川等河川空間の環境・景観整備、市街地内の主要街路への植栽の推進により水と緑のネットワークを創出します。

〈具体的な施策〉

- ・ 厚東川や真締川等における、自然の生態系に配慮した河川空間の整備の推進、風の道としての整備によるヒートアイランド現象の緩和
- ・ シンボルロードと真締川の交点に、市庁舎の建替えに合わせてイベント等が開催できる憩い広場の整備推進
- ・ 中心市街地街路 19 路線および周辺地域幹線道路の街路樹の整備
- ・ 常盤通りの街路樹保全・植栽
- ・ 市民と行政が協力し、身近な市道の清掃や緑化活動等を行う「美化ピカロード宇部」の推進

方針3. 地域資源を守り育てる（自然・歴史環境）

■ 基本的な考え方

- ・荒滝山や霜降山、平原岳等の山地や、東部の自然海岸や小野湖、厚東川、真締川、有帆川の水辺等優れた自然環境を次世代に継承するため、将来にわたり保全を図るとともに、自然とのふれあいの場として活用します。
- ・北部地域に広がる田園や西日本最大級の茶畑等についても、その景観と生産環境の保全に努めます。
- ・地域の風俗や伝承と結びついて固有の文化を形成するとともに、景観上からも重要な役割を果たしている寺社等やその周辺の樹林の一体的な保全、船木地区の旧街道沿いの歴史的なまちなみの保全を推進します。

■ 主体ごとの役割

行政の役割	・自然や地域資源を保全するとともに、交流空間として活用します。 ・体験学習を実施し、自然環境への理解促進に努めます。
地域・市民の役割	・体験学習へ参加することで、自然環境への理解を深め、その保全に努めます。 ・自然や歴史とふれあい、大切に作る心を育てます。

■ 施策

○山間部、丘陵地の自然環境の保全

自然環境調査等により優れた自然環境を把握するとともに、中部から北部にかけての豊かな自然緑地については、特別緑地保全地区や緑地環境保全地域の規制により保全するとともに、自然とふれあえる場として活用を推進します。

また、農業集落の維持、農業の振興に向けて、農地や農業用水等の保全管理や「人・農地プラン」による人と農地の問題の解決により、農地の継承と地域環境の維持に努めます。

〈具体的な施策〉

- ・霜降山や平原岳、小野湖周辺等の特別緑地保全地区や緑地環境保全地域の規制による保全と活用の推進
- ・市街地周辺における建築・開発行為の規制・誘導
- ・里山の整備・保全のため、繁茂拡大する竹林伐採の推進
- ・県指定および市指定の天然記念物である樹木や樹林の維持・保全の推進
- ・ときわ公園や「ときわミュージアム」の植物を活用した植物講習会や園芸相談等の実施
- ・自然環境への理解促進に向けた「まちなか環境学習館」「ときわミュージアム」「アクトビレッジおの」の連携の推進
- ・自然や文化を体験できるグリーンツーリズムの実施
- ・水源かん養等の多面的機能の確保による良好な農地・農業用水の確保
- ・耕作放棄地を活用した新たな農業の担い手育成
- ・地域や集落が抱える人と農地の問題の解決に向けた「人・農地プラン」作成の促進

○自然海岸、河川環境の保全

日ノ山から白土に至る東部の自然海岸を保全するとともに、白土海水浴場は、市民のレジャーや憩いの場として利用しやすい環境を整備します。

また、河川は、洪水調整等の防災機能だけでなく、昆虫や小動物等多様な生物の生息空間としての機能も保全し、人々が水とふれあい親しむことができるよう、自然の生態系に配慮した河川改修や親水空間としての整備に努めます。

〈具体的な施策〉

- ・日ノ山から白土に至る自然海岸の保全、身近な水辺空間としての活用の推進
- ・線的なビオトープ空間としての自然の生態系に配慮した河川改修
- ・低地帯の浸水被害の防止、自然にやさしい川づくりに向けた多自然型護岸整備の推進

○歴史資源の保全・活用

宗隣寺や琴崎八幡宮等の寺社等については周辺樹林地と一体的に保全するとともに、歴史的なまちなみが残されている船木地区の旧街道沿いについては、防災面に配慮しつつ、その保全に努めます。

〈具体的な施策〉

- ・風致地区等の活用による寺社等と周辺樹林地の一体的な保全
- ・船木地区の旧街道沿いの歴史的なまちなみの保全

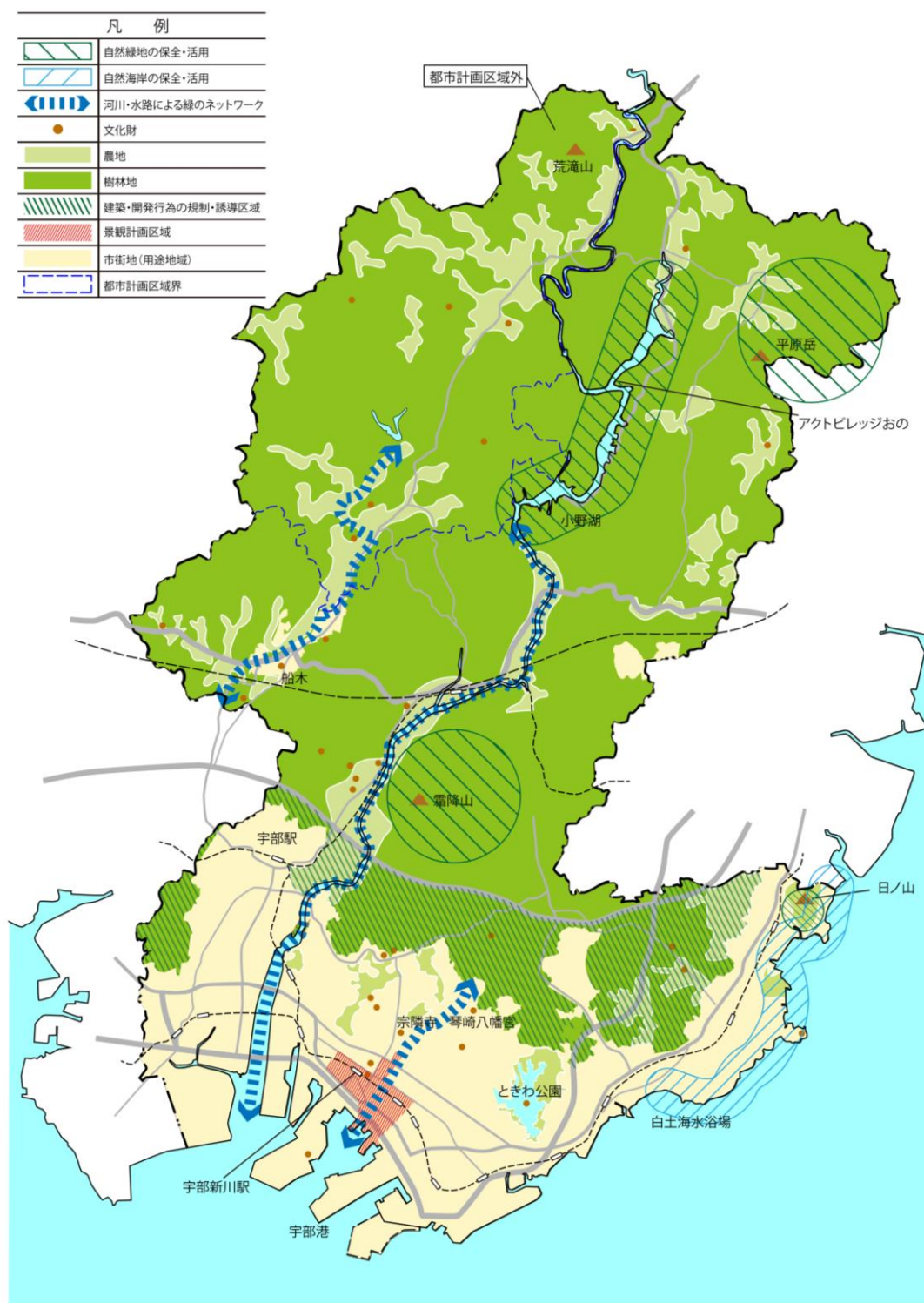


図 自然環境・景観の位置図

4.2.4「多様な機能が便利につながる都市づくり」の方針

方針：活力、安心、交流を支えるコンパクトなまちをつくる（土地利用）

■ 基本的な考え方

- ・多極ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けて、都市拠点である中心市街地およびその周辺や地域拠点が連携して都市機能を提供できるよう計画的な土地利用を推進します。
- ・市街地内（用途地域内）は、建物の用途・容積率・建ぺい率等の規制・誘導により、計画的な土地利用を推進しつつ、都市拠点や地域拠点およびその周辺、それらをつなぐ公共交通軸周辺等に緩やかに居住誘導を進め、利便性が高く、コミュニティが豊かなコンパクトなまちづくりをめざします。
- ・山地や農地の広がる市街地外（用途地域外）は自然環境の保全を図ることを基本とし、市街地に隣接する区域では、市街地拡散の抑制に向けて、特定用途制限地域の指定等による規制を引き続き進めます。

■ 中心商業・業務地の形成

中心商業・業務地では、宇部新川駅周辺地区や市役所周辺地区、中央町三丁目地区を重点整備地区として位置付け、まちなか居住の促進やにぎわいの創出、地域経済の活性化をめざし、商業、医療、福祉、子育て支援、文化施設、行政等の都市機能を集約させ、中心市街地としての魅力を高めます。また、彫刻、渡辺翁記念会館等の歴史的・文化的資産の活用、緑化の推進により、歩行者中心の回遊性のあるにぎわいを創出します。

■ 近隣商業地の形成

都市拠点の周辺や地域拠点等においては、中心商業・業務地との機能・役割分担に配慮しながら、一定規模の商業に加え、少子高齢化に対応した医療・福祉等の都市機能の集約を推進します。

■ 住宅・サービス施設共存地の形成

公共交通軸の周辺は、自動車に依存しない生活ができる場所として、緩やかに居住誘導を推進します。

西部地域等の住宅と工場、商業施設、農地が混在している地域では、特別用途地区等の活用により良好な住環境を保全するとともに、工場、商業施設等の利便性を向上します。

■ 専用住宅地の形成

建物の用途・容積率・建ぺい率等の規制・誘導により、既存住宅地の良好な住環境を保全します。

専用住宅地のうち地域拠点およびその周辺や公共交通軸周辺等には、緩やかに居住誘導を進め、利便性の高い住宅地を形成します。

■ 産業・研究施設地の形成

臨海部の大規模な工業地帯は、産業構造の転換に伴う新産業分野等への活用に向け、今後も工業的利用を中心とした土地利用を進めます。また、内陸部の工業団地へは、産学公の連携を発展させる研究機関や企業の誘致を進めます。

■ 農地（農業集落地等含む）の保全

農地は、「生産振興農地」として優良な農地を確保して整備する一方、水源かん養や景観形成等の多面的機能を発揮する「多面的機能維持農地」、市民農園等への活用を図る「生産・生活農地」に区分し、農地の保全と有効活用を促進します。

なお、農地周辺の集落地については、営農環境と住環境の調和した空間を形成します。

■ 山地・丘陵地の保全

良好な自然環境を保全するとともに、自然とふれあえる場として活用します。また、市街地の背景となる丘陵地において、建築・開発行為の規制・誘導により、良好な景観資源となる市街地周辺の緑地の保全を図ります。

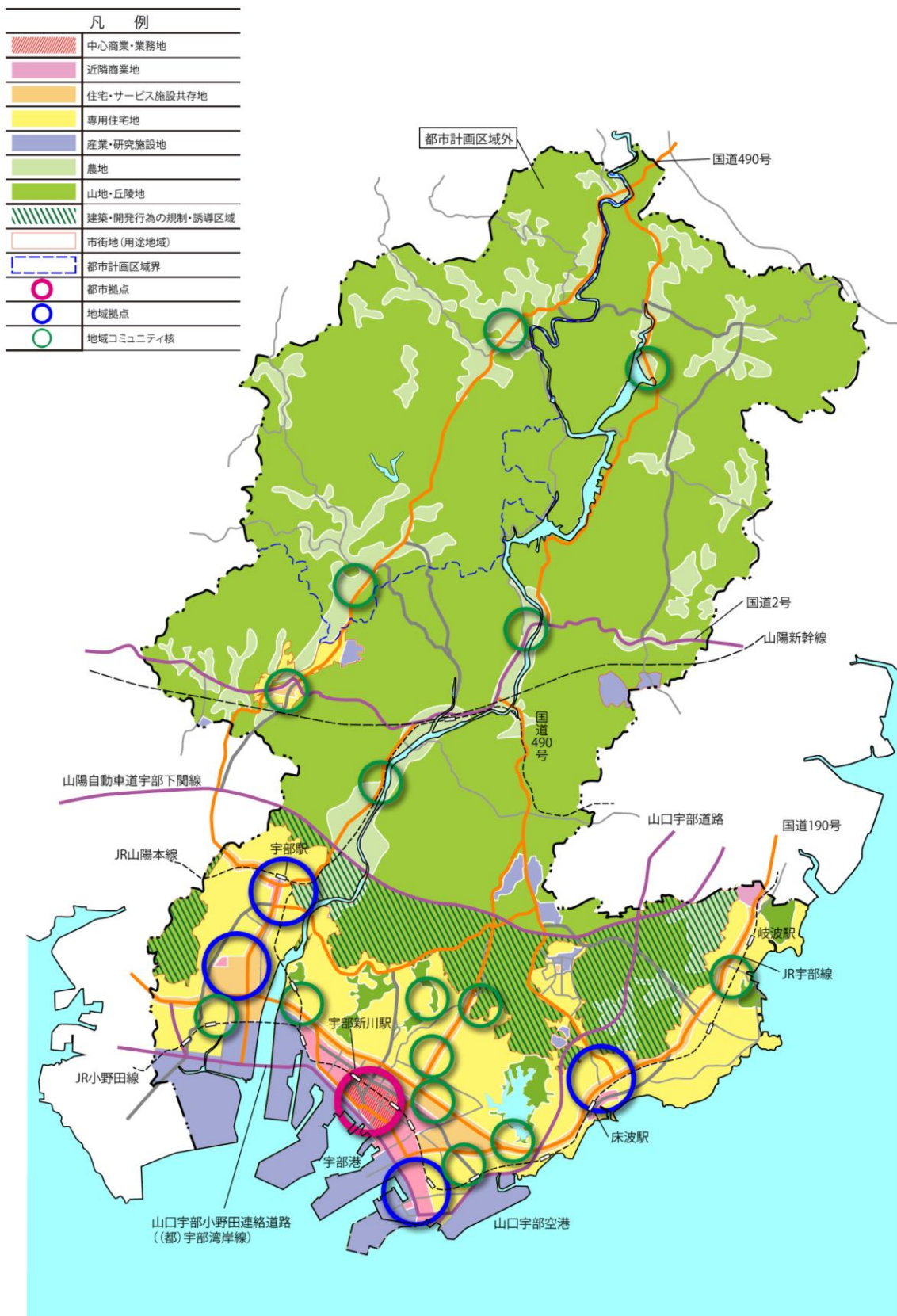


図 土地利用方針図

5 地域別構想

5.1 地域別構想の役割

全体構想が全市的な観点から都市づくりの方針を位置付けるのに対し、地域別構想では、それぞれ特性や課題が大きく異なる地域ごとに、まちづくりの方針を明確に示します。

なお、本計画では、各地域における特性や課題を整理するとともに、全体構想で位置付けた都市づくりの方針の内容を踏まえ、地域のまちづくりの方針を示しています。

5.2 地域区分の考え方

地域区分にあたっては、市民の身近な生活行動単位である自治会区や小学校区を基本に、歴史的な沿革や地形、地理的条件等を考慮し、市域を「中央部地域」「西部地域」「東部地域」「北部地域」の4地域に区分します。

表 地域の概況

地域名称	面積		人口		世帯数		対応する校区
	面積 (km ²)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	世帯数 (世帯)	構成比 (%)	
中央部地域	39.6	13.8	92,874	53.4	42,305	58.4	新川・鵜の島・神原・見初・ 岬・藤山・小羽山・上宇部・ 琴芝・恩田・常盤
西部地域	22.1	7.7	33,769	19.4	13,394	18.5	西宇部・厚南・黒石・原
東部地域	36.3	12.7	35,332	20.3	12,662	17.5	東岐波・西岐波・川上
北部地域	188.7	65.8	11,797	6.8	4,086	5.6	船木・万倉・吉部・小野・二 俣瀬・厚東

出典：国勢調査（2010年）

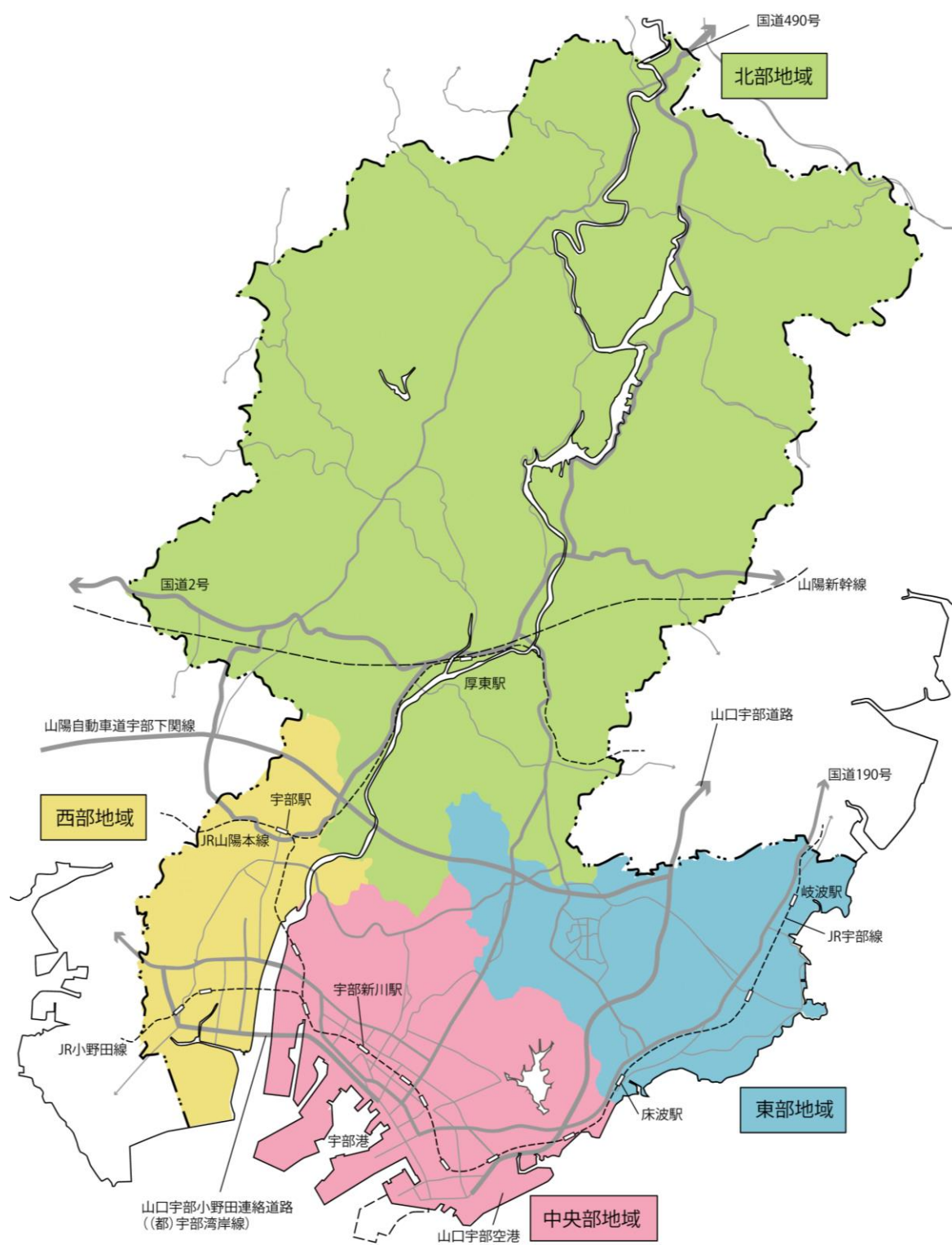
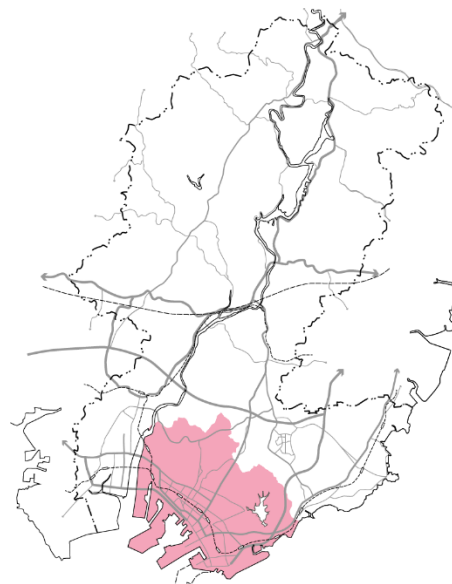


図 地域区分図

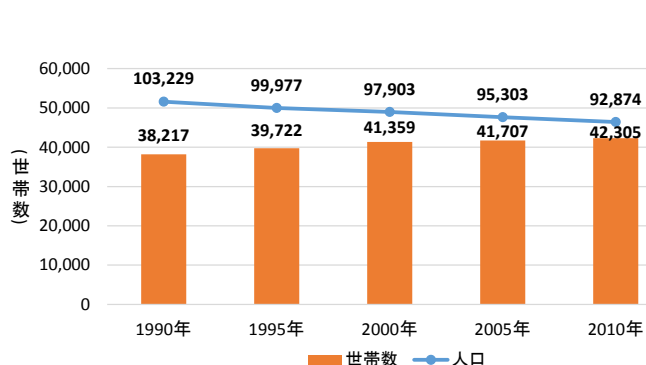
5.3 中央部地域

5.3.1 地域の特性とまちづくりの課題



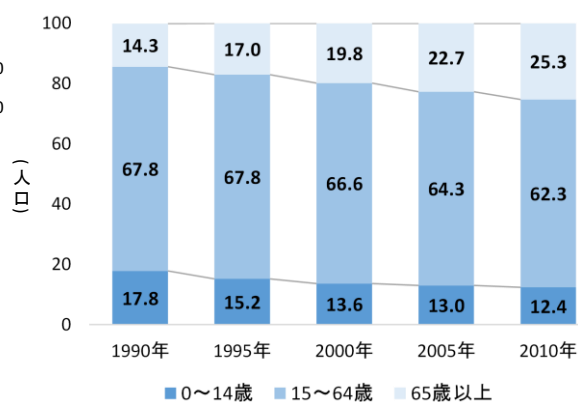
■地域の特性

- ◇人口は、1990年から2010年の20年の間に約10%減少しており、世帯数は約11%増加しています。高齢化率は1990年の約14%から2010年には約25%に増加しています。
- ◇中心市街地やその周辺は、市役所、宇部新川駅、商業施設、医療施設、高齢者福祉施設、子育て支援施設、文化施設等の多くの都市機能が立地する本市の中心となっている地域です。
- ◇岬地区には、大型商業施設、医療施設、高齢者福祉施設、子育て支援施設等が立地しています。
- ◇地域を横断するようにJR宇部線が走っています。
- ◇国道190号、490号沿道等にサービス施設が立地し、臨海部には工業地が広がっています。
- また、中心市街地を取り囲むように住宅地が広がっています。
- ◇中心市街地やその周辺では、道路、公園等の都市施設の整備が進んでいます。
- ◇中心市街地やときわ公園を中心に野外彫刻が設置されています。
- ◇大学や学術研究機関が立地しています。



出典：国勢調査

図 人口・世帯数の推移(中央部地域)

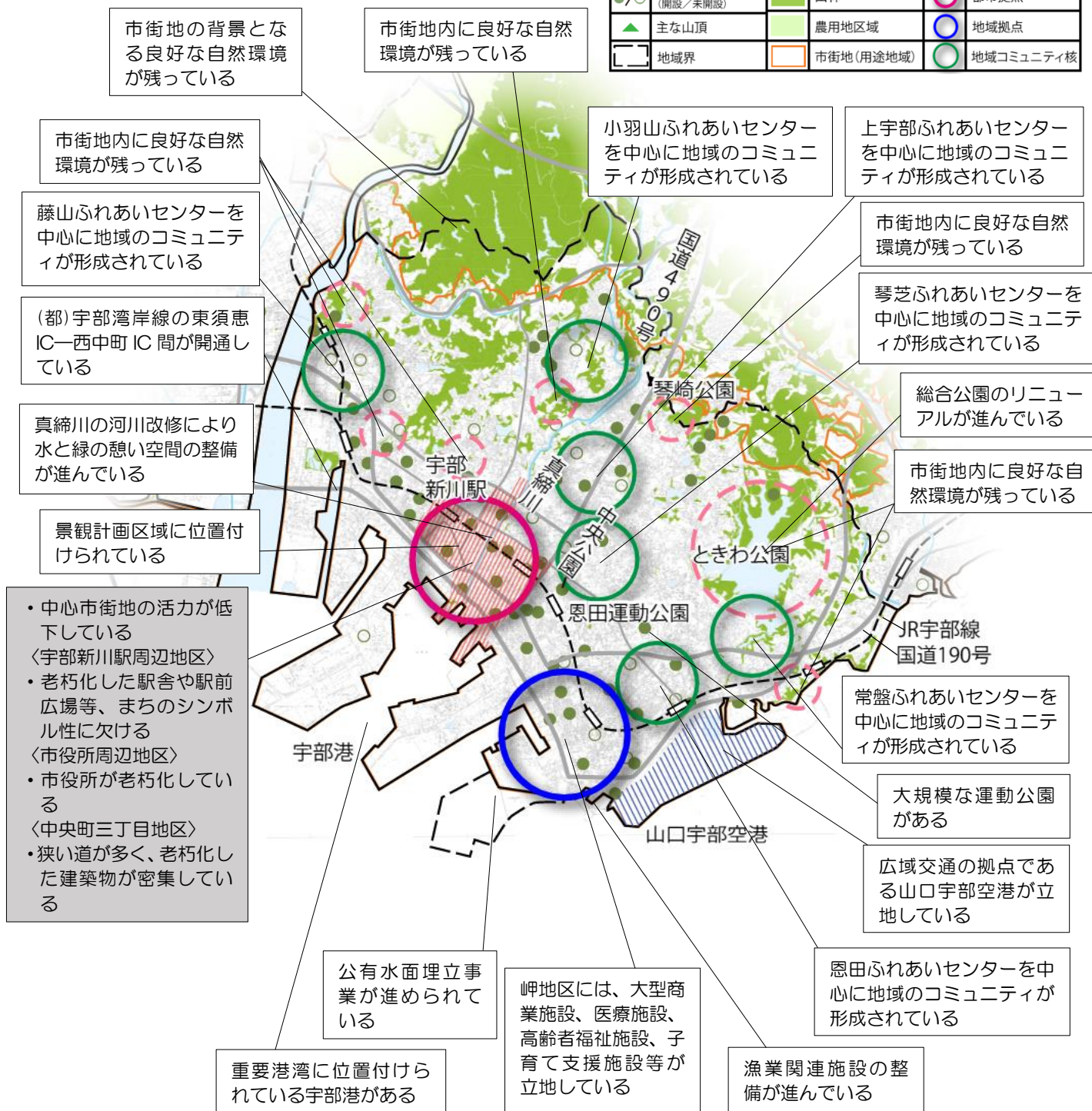


出典：国勢調査

図 年齢階層別人口割合(中央部地域)

■地域の現況・課題図（中央部地域）

凡 例					
●/○	公園・緑地 (開設/未開設)	■	山林	●	都市拠点
▲	主な山頂	■	農用地区域	○	地域拠点
□	地域界	■	市街地(用途地域)	○	地域コミュニティ核



□	：地域の現況
■	：地域の課題

【地域内共通の課題】

- ・幹線道路背後地等では狭い道路が多い
- ・歩行者、自転車の通行に支障をきたしているところがある
- ・下水道施設が老朽化している
- ・宇部港周辺等では、過去に高潮被害を受けた地域がある

5.3.2 まちづくりの方針

■特色あるまちづくりに向けて（主なまちづくりの方針）

●「都市空間の再編で活力を高める都市づくり」の方針

方針1 都市・地域拠点への機能集約を進める	都市拠点は、中心市街地にふさわしい都市機能を集約し、にぎわいを創出する。地域拠点（岬）は、都市拠点を補完するとともに、地域特性を活かしながら、生活利便性やコミュニティを維持・向上させるための都市機能を集約する。
方針2 競争力の高い産業を育てる	空港、港湾を活かした産業集積、物流機能の強化を図るとともに、大学や学術研究機関、企業の技術力を活かし、産学連携により新産業を創出する。
方針3 拠点や地域コミュニティ核をつなぐネットワークを強化する	宇部新川駅周辺地区は本市の顔としてシンボリックな空間を創出するとともに、交通結節点機能を強化し、拠点や地域コミュニティ核間の移動を支える公共交通ネットワークの構築を図る。

●「安心できる暮らしをみんなで築く都市づくり」の方針

方針1 コミュニティが豊かな暮らしの場をつくる	中心市街地やその周辺に広がる住宅地では、それぞれの特性を活かした魅力ある住環境の形成を図りつつ、緩やかに都市拠点や地域拠点（岬）およびその周辺、公共交通軸周辺等に居住を誘導し、利便性の高いコミュニティが豊かな住環境を創出する。
方針2 歩いて暮らせるまちをつくる	都市拠点や地域拠点、公共交通軸周辺を中心に、誰もが安心・安全に暮らせるように快適な歩行者・自転車空間を確保する。

●「宇部らしい環境を交流につなげる都市づくり」の方針

方針1 環境共生都市をめざしたまちづくりを推進する	宇部新川駅周辺地区、市役所周辺地区、中央町三丁目地区において、スマートコミュニティを推進する。
方針2 緑と花と彫刻が彩る景観をつくる	中心市街地では、本市の顔としてふさわしい都市景観を創出するため、彫刻の効果的設置や景観計画区域における良好な景観を創出する。
方針3 地域資源を守り育てる	身近な公園・緑地、寺社周辺の樹林地等の保全・活用を図り、緑豊かな都市空間を形成する。

※全体構想の都市づくりの方針（P.31）に対応する中央部地域の方針を示しています。

■まちづくりの方針（中央部地域）

○拠点と公共交通軸のイメージ図

〔地域コミュニティ核（中央部地域）の方針〕
・藤山、小羽山、上宇部、琴芝、恩田、常盤ふれあいセンター周辺は、都市拠点や地域拠点との近接性や最寄品を購入できる商業施設や医療施設等が立地している特性を活かしながら、日常生活に必要な身近な機能を可能な限り維持する

凡 例	
	商業・業務地ゾーン
	住宅地ゾーン
	産業・研究施設地ゾーン
	田園集落地ゾーン
	自然環境ゾーン
	市街地周辺緑地ゾーン
	広域連携軸
	都市幹線軸
	地域間連携軸
	主要幹線軸（バス軸）
	地域内幹線軸・地域内支線（バス軸）
	J R 軸
	都市拠点
	地域拠点
	地域コミュニティ核

〔地域拠点（岬）の方針〕
・大型商業施設、医療施設、高齢者福祉施設、子育て支援施設等の都市機能を集約する

〔都市拠点の方針〕
・本市の中心市街地としてふさわしい都市機能を集約するとともに、重点整備地区の整備を先導的に進めることで、にぎわい創出に取り組む
・行政機関、商業施設、医療施設、高齢者福祉施設、子育て支援施設、文化施設等の都市機能を集約する
〈重点整備地区の整備〉
・宇部新川駅周辺地区や市役所周辺地区、中央町三丁目地区の整備を推進する

○まちづくりの方針図

建築・開発行為の規制・誘導等により、市街地外の良好な自然環境の保全を図る

風致地区等の活用により、市街地内の良好な自然環境の保全を図る

（都）宇部湾岸線の早期事業化を促進する

河川改修を促進し、水とみどりの憩い空間を創出する

景観計画区域における良好な景観を創出する

大型船舶による効率的な輸送の実現に向けた整備を促進する

高潮堤防の整備を促進する

海辺のレクリエーションの場として、うるおいのある水辺空間の整備を促進する

漁港周辺を交流の場として活用するとともに、適切な維持管理を推進する

空港を中心とした付加価値の高い流通機能の導入を進めるとともに、交通結節点としての機能を強化する

（都）柳ヶ瀬丸河内線の早期事業化を推進する

市民ニーズに対応した機能の充実を図る

市民の憩い・交流の場として活用するとともに、周辺樹林地を保全する

「環境・芸術・スポーツ・福祉」の融合した先進的モデル公園として整備を推進する

風致地区等の活用により、市街地内の良好な自然環境の保全を図る

凡 例			
	広域連携道路		中心商業・業務地
	広域連携道路未整備区間		近隣商業地
	都市幹線道路		住宅・サービス施設共存地
	都市幹線道路未整備区間		専用住宅地
	地域間連携道路		産業・研究施設地
	地域間連携道路未整備区間		農地
	JR		山地・丘陵地
	地域界		市街地（用途地域）



〔ときわ公園〕

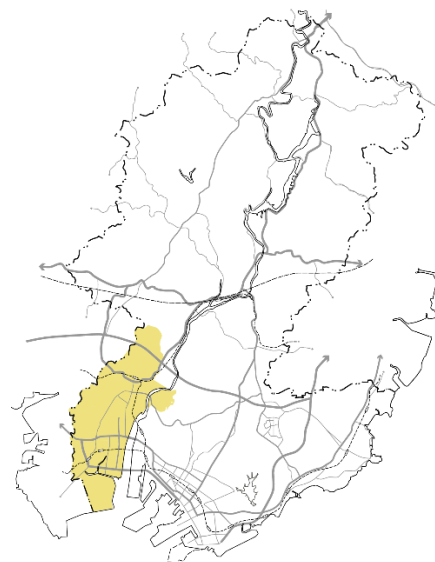


〔市庁舎〕

〔地域内共通の方針〕
・狭い道路が多い地域では、建物の更新に合わせたセットバックによる道路空間の確保等により、防災性・利便性の向上を図る
・老朽化した下水道施設の改築更新を推進する
・専用住宅地等では、居住を誘導する区域の検討を行う
・野外彫刻の効果的な設置や彫刻ボランティアの育成を推進する

5.4 西部地域

5.4.1 地域の特性とまちづくりの課題



■地域の特性

- ◇人口は、1990年から2010年の20年の間はほぼ横ばいで推移しているものの、2000年以降は減少に転じています。世帯数は、1990年から2010年の20年の間に約26%増加しています。また高齢化率は1990年の約11%から2010年には約23%に増加しています。
- ◇宇部駅周辺には、商業施設、医療施設、高齢者福祉施設、教育施設等が立地しています。
- ◇黒石地区には、大型商業施設、医療施設、高齢者福祉施設等が立地しています。
- ◇地域北側にJR山陽本線、宇部線の宇部駅があり、地域南側にJR小野田線の妻崎駅や長門長沢駅があります。
- ◇新田開発された農業用地に市街地が形成されたため、現在も地域内に多くの農地が残っており、広範囲にわたって標高が低い平地となっています。
- ◇国道190号沿道等にサービス施設が立地しています。

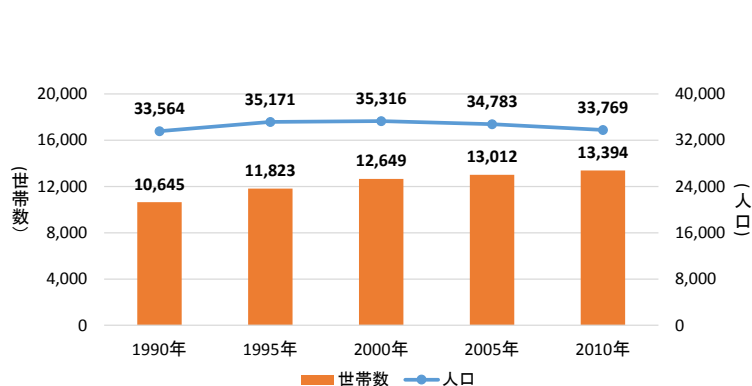


図 人口・世帯数の推移(西部地域)

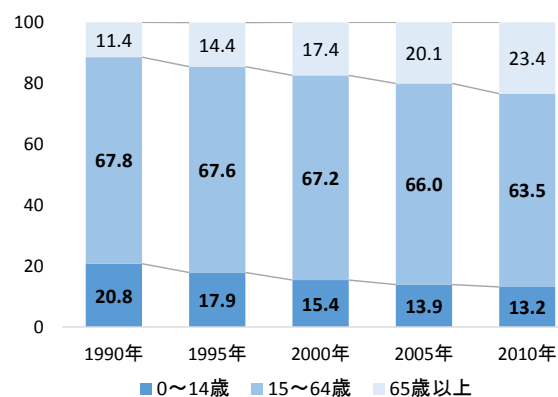
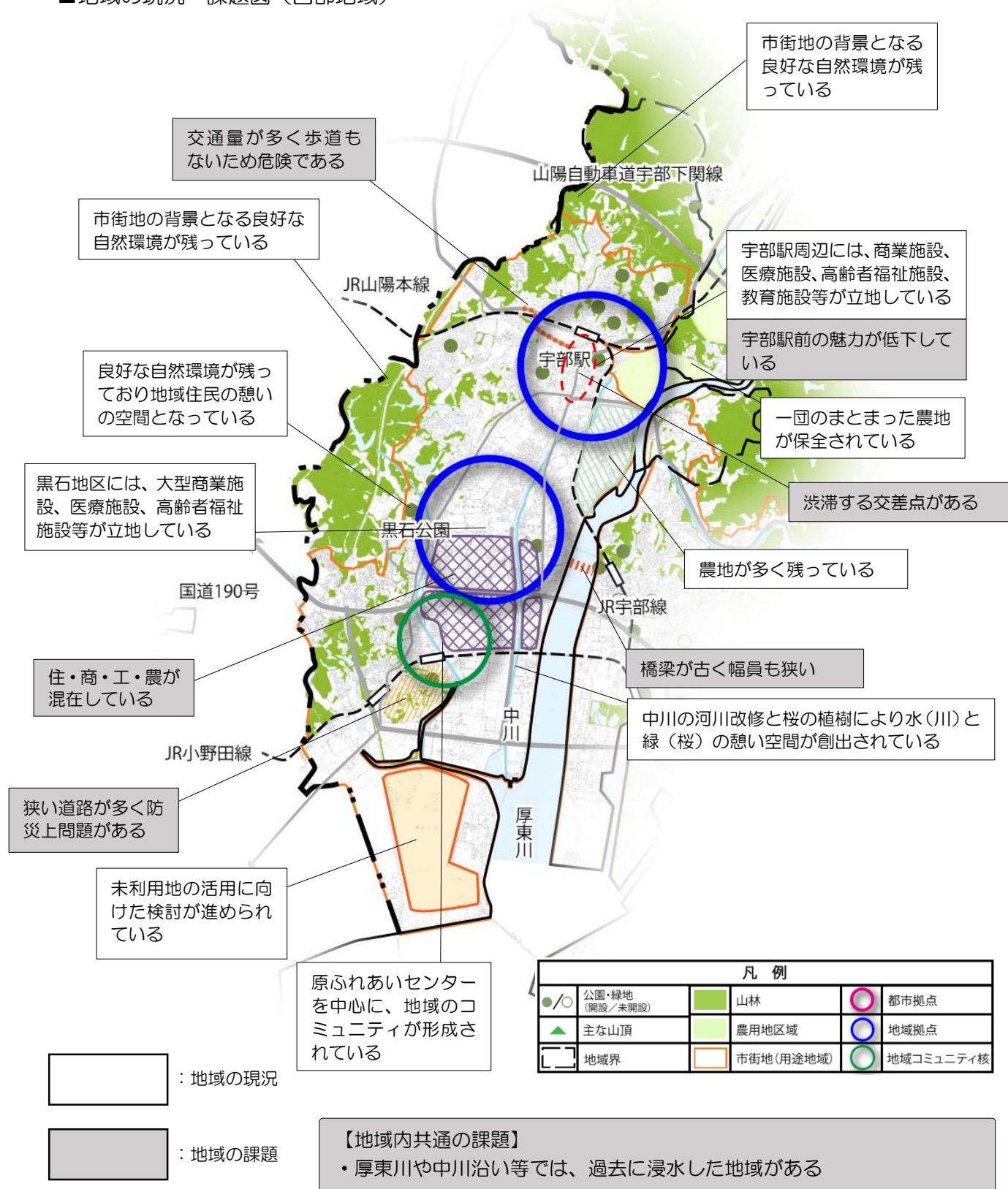


図 年齢階層別人口割合(西部地域)

■地域の現況・課題図（西部地域）



5.4.2 まちづくりの方針

■特色あるまちづくりに向けて（主なまちづくりの方針）

●「都市空間の再編で活力を高める都市づくり」の方針

方針1

都市・地域拠点への機能集約を進める

地域拠点（宇部駅周辺・黒石）は、互いの役割分担に配慮しながら、都市拠点を補完し、生活利便性やコミュニティを維持・向上させるための都市機能を集約する。

方針3

拠点や地域コミュニティ核をつなぐネットワークを強化する

宇部駅の交通結節点機能を強化し、拠点や地域コミュニティ核間の移動を支える公共交通ネットワークの構築を図る。

●「安心できる暮らしをみんなで築く都市づくり」の方針

方針1

コミュニティが豊かな暮らしの場をつくる

水と緑を活かした、うるおいのある住環境の形成を図りつつ、緩やかに地域拠点(宇部駅周辺、黒石)やその周辺、県道宇部船木線等の公共交通軸周辺等に居住を誘導し、利便性が維持された住環境を創出する。

方針2

歩いて暮らせるまちをつくる

地域拠点や公共交通軸周辺を中心に、誰もが安心・安全に暮らせるように快適な歩行者・自転車空間を確保する。

方針3

災害に強いまちをつくる

過去に浸水被害を受けた地域があることから、厚東川や中川の河川改修等を促進し、防災機能の向上を図る。

●「宇部らしい環境を交流につなげる都市づくり」の方針

方針3

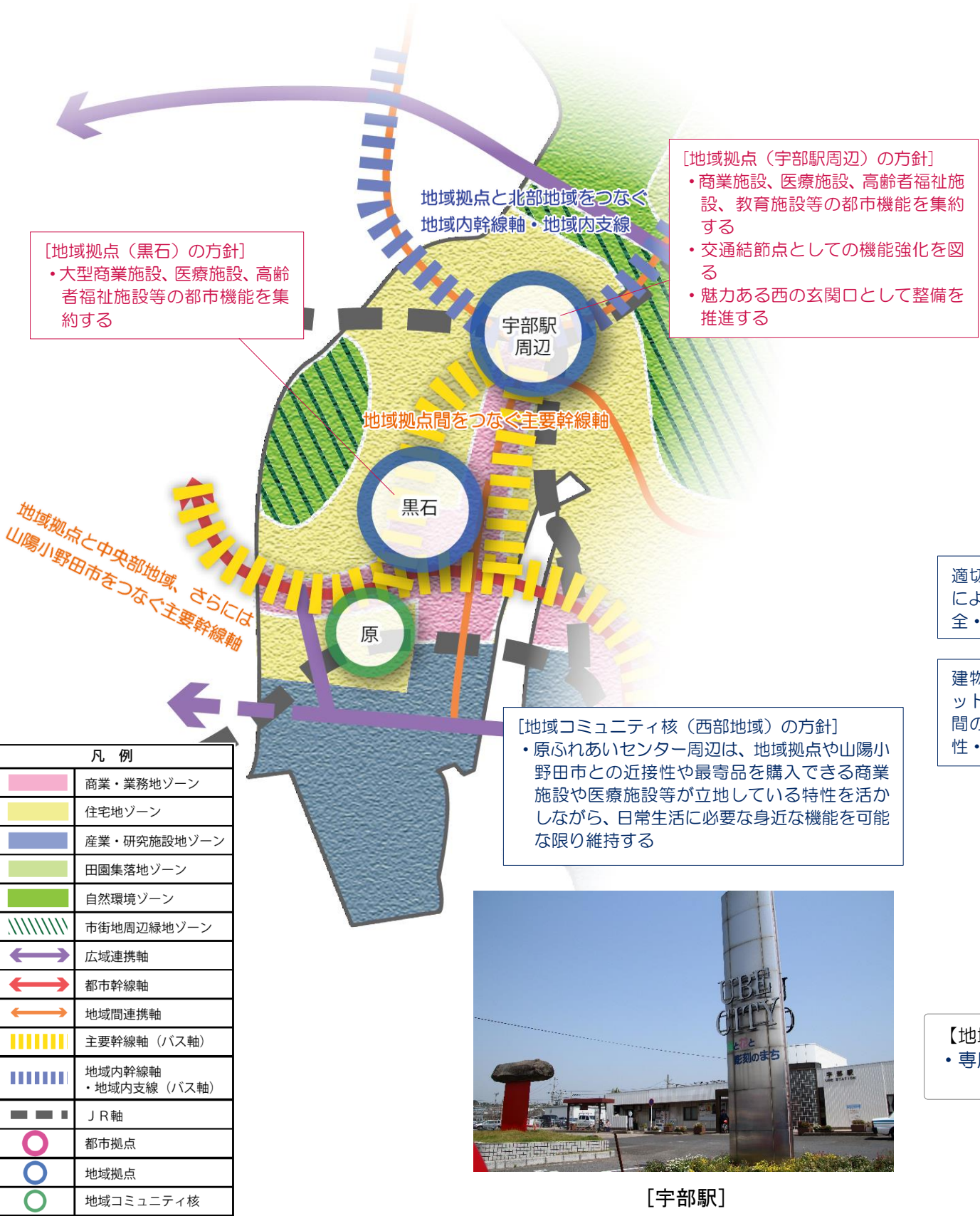
地域資源を守り育てる

水辺空間の活用や緑地の保全等により、憩い・やすらぎ空間の創出を図る。

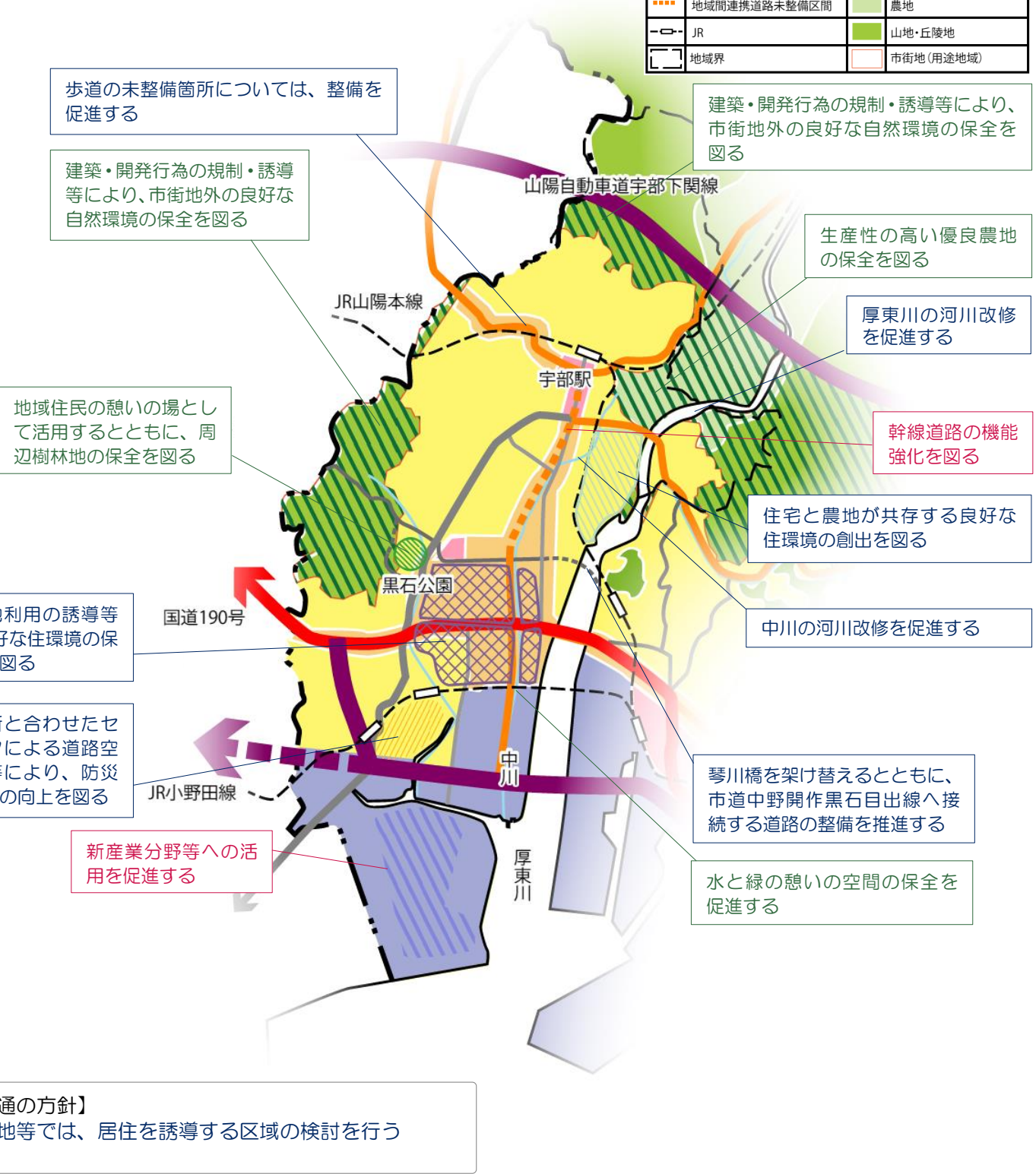
※全体構想の都市づくりの方針（P.31）に対応する西部地域の方針を示しています。

■まちづくりの方針（西部地域）

○拠点と公共交通軸のイメージ図

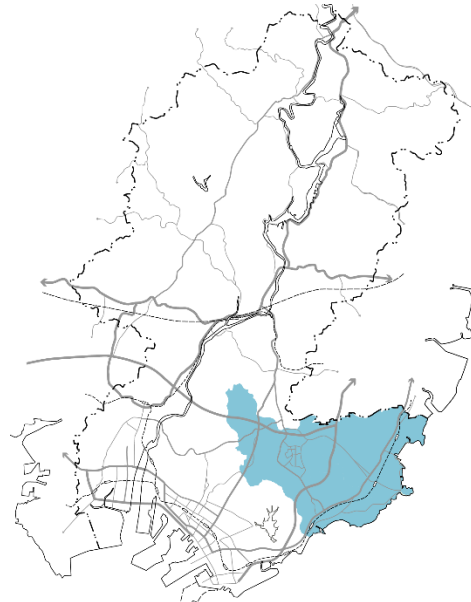


○まちづくりの方針図



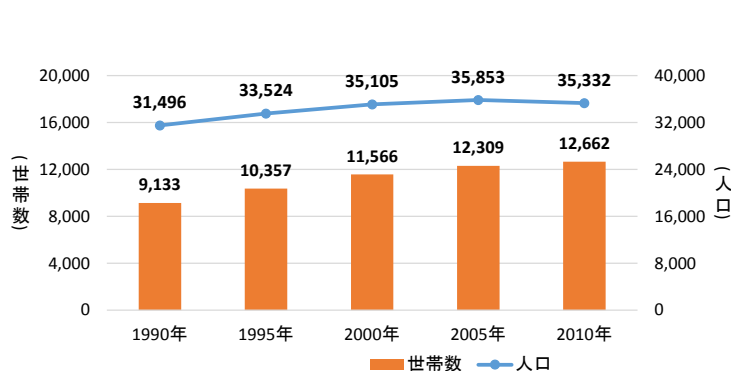
5.5 東部地域

5.5.1 地域の特性とまちづくりの課題



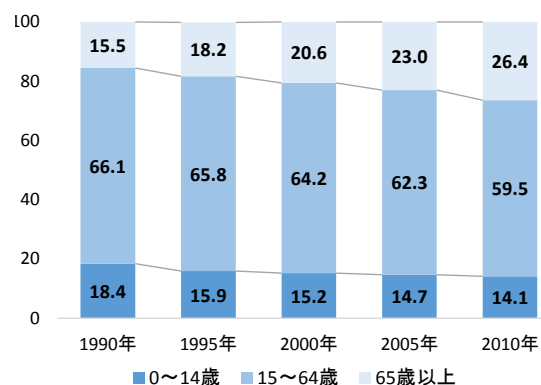
■地域の特性

- ◇人口は、1990年から2010年の20年の間に約12%増加しているものの、2005年以降は減少に転じています。世帯数は、1990年から2010年の20年の間に約39%増加しています。また高齢化率は1990年の約16%から2010年には約26%に増加しています。
- ◇西岐波地区には、商業施設、医療施設、子育て支援施設等が立地しています。
- ◇地域東側にJR宇部線の岐波駅、丸尾駅、床波駅があります。
- ◇海岸部は隆起しており、緩やかな起伏のある台地が広がっています。台地上の多くが畑作に利用されており、農地と住宅が共存しています。
- ◇国道190号沿道にサービス施設が立地しています。
- ◇海岸部に丸尾や床波の漁港、丘陵地に宇部新都市等の産業団地が立地しています。



出典：国勢調査

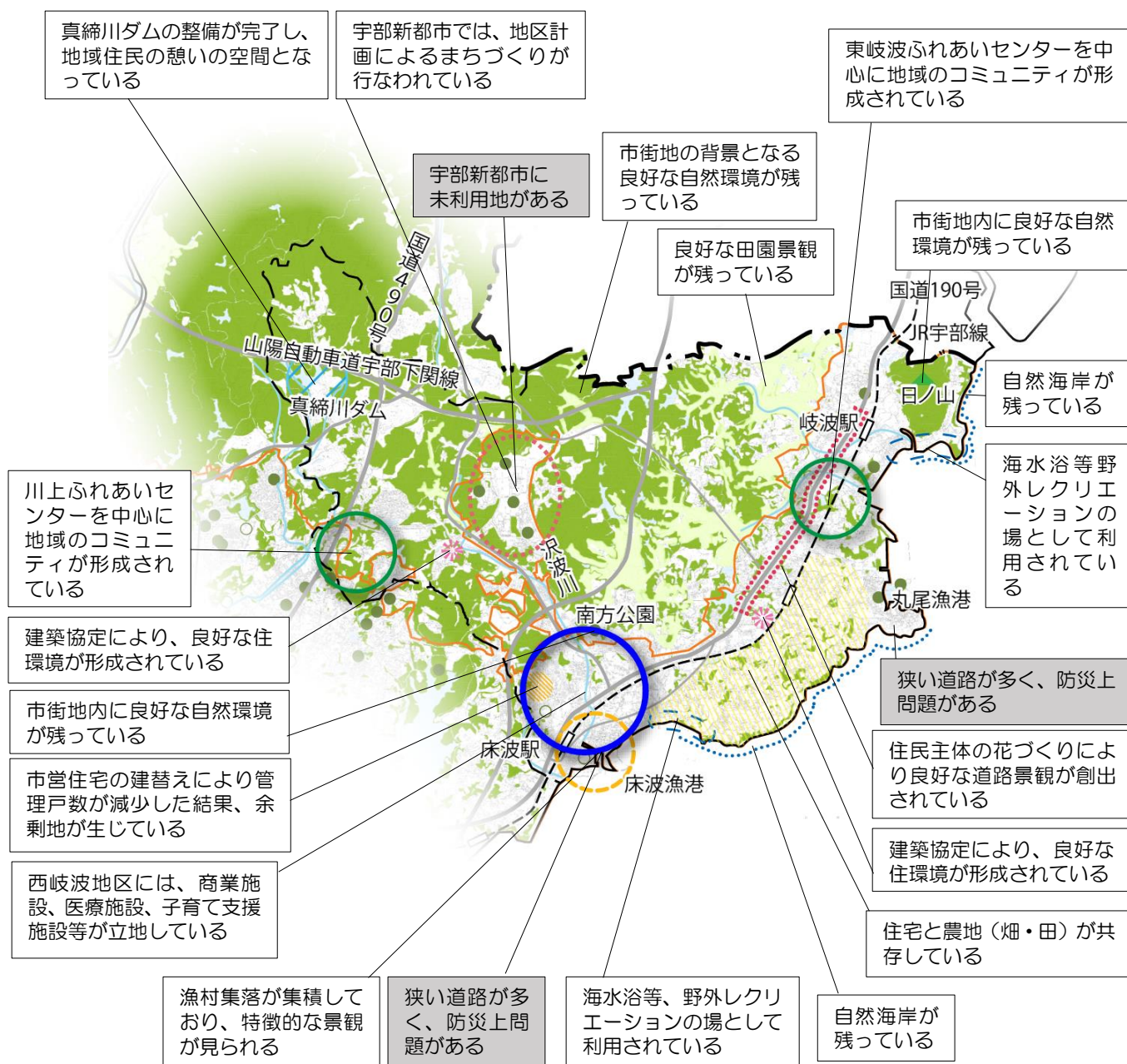
図 人口・世帯数の推移(東部地域)



出典：国勢調査

図 年齢階層別人口割合(東部地域)

■地域の現況・課題図（東部地域）



□ : 地域の現況

■ : 地域の課題

凡 例			
●/○	公園・緑地 (開設/未開設)	■	山林
▲	主な山頂	■	農用地区域
□	地域界	■	市街地(用途地域)
●	都市拠点	●	地域拠点
○		○	地域コミュニティ核

【地域内共通の課題】

- ・床波漁港周辺等では、過去に高潮被害を受けた地域がある

5.5.2 まちづくりの方針

■特色あるまちづくりに向けて（主なまちづくりの方針）

●「都市空間の再編で活力を高める都市づくり」の方針

方針1
都市・地域拠点への機能集約を進める

地域拠点（西岐波）は、都市拠点を補完するとともに、宇部新都市、宇部臨空頭脳パークとの近接性を活かしながら、生活利便性やコミュニティを維持・向上させるための都市機能を集約する。

方針2
競争力の高い産業を育てる

山陽自動車道や空港へのアクセス性の良さを活かし、宇部新都市、宇部臨空頭脳パークに企業誘致を進めるとともに、農業漁業等の地域産業の活性化を図る。

●「安心できる暮らしをみんなで築く都市づくり」の方針

方針1
コミュニティが豊かな暮らしの場をつくる

緩やかな起伏や農地、海への眺望等を活かした、ゆとりある住環境の形成を図りつつ、緩やかに地域拠点(西岐波)やその周辺、国道190号、JR宇部線等の公共交通軸周辺等に居住を誘導し、利便性が維持された住環境を創出する。

方針2
歩いて暮らせるまちをつくる

地域拠点や公共交通軸周辺を中心に、誰もが安心・安全に暮らせるように快適な歩行者・自転車空間を確保する。

方針3
災害に強いまちをつくる

過去に高潮被害を受けた地域があることから、沿岸部の高潮災害に備え、高潮堤防や排水機場の整備等を進め、防災機能の向上を図る。

●「宇部らしい環境を交流につなげる都市づくり」の方針

方針3
地域資源を守り育てる

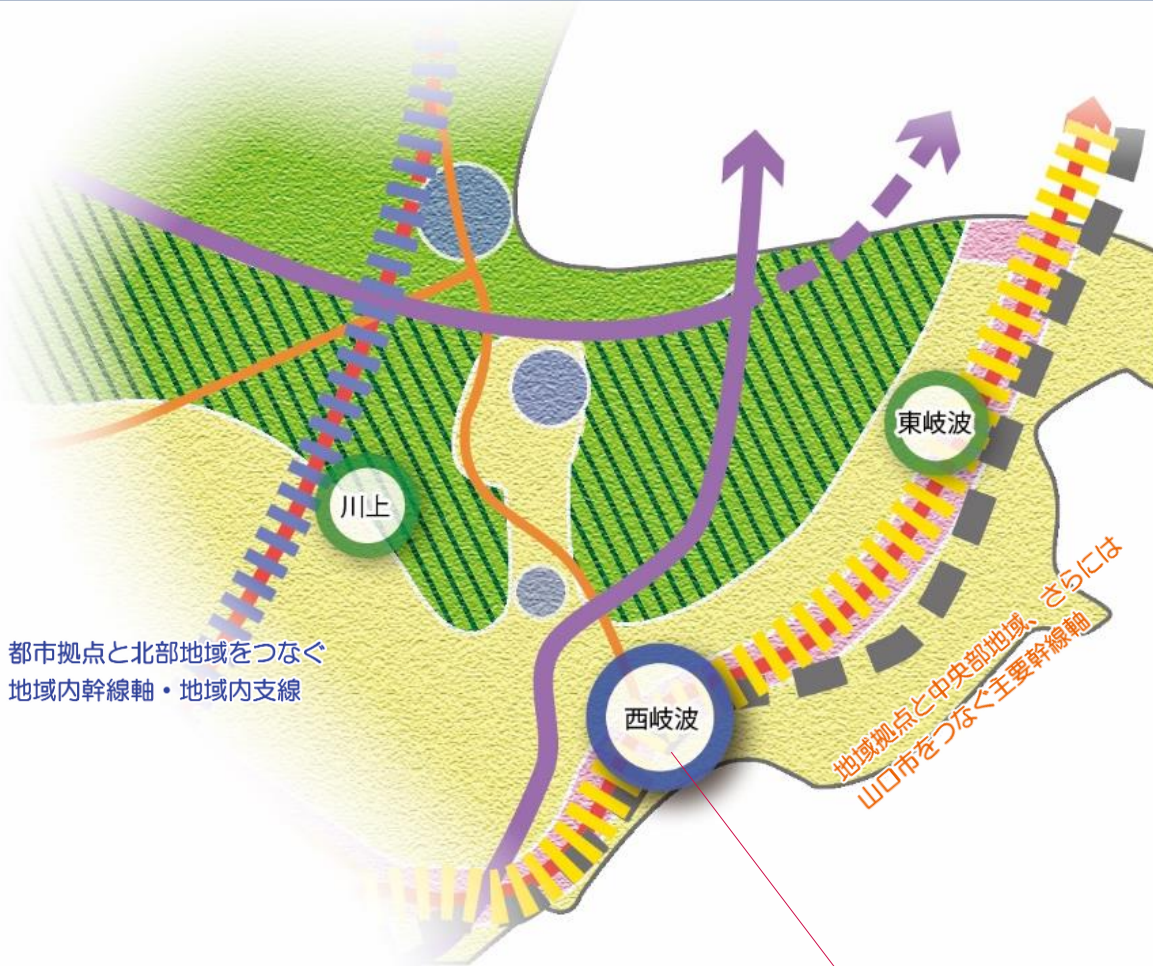
丘陵地の山並みや田園環境等、良好な自然環境の保全を図るとともに、地域を特色付ける海や山等を市民の憩い・交流の場として活用する。

※全体構想の都市づくりの方針（P.31）に対応する東部地域の方針を示しています。

■まちづくりの方針（東部地域）

○拠点と公共交通軸のイメージ図

[地域コミュニティ核（東部地域）の方針]
・川上、東岐波ふれあいセンター周辺は、地域拠点や山口市との近接性や最寄品を購入できる商業施設や医療施設等が立地している特性を活かしながら、日常生活に必要な身近な機能を可能な限り維持する



凡 例	
	商業・業務地ゾーン
	住宅地ゾーン
	産業・研究施設地ゾーン
	田園集落地ゾーン
	自然環境ゾーン
	市街地周辺緑地ゾーン
	広域連携軸
	都市幹線軸
	地域間連携軸
	主要幹線軸（バス軸）
	地域内幹線軸・地域内支線（バス軸）
	J R 軸
	都市拠点
	地域拠点
	地域コミュニティ核

[地域拠点（西岐波）の方針]
・商業施設、医療施設、子育て支援施設等の都市機能を集約する



【国道 190 号沿道の花壇】

○まちづくりの方針図



建築協定の活用により、良好な住環境を形成する

地域住民の憩いの場として活用するとともに、周辺樹林地の保全を図る

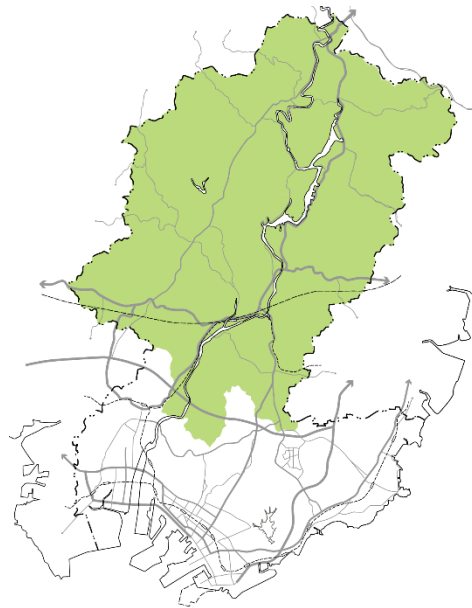
市営住宅建替えによる余剰地の有効活用を図る

【地域内共通の方針】
・専用住宅地等では、居住を誘導する区域の検討を行う

凡 例			
	広域連携道路		中心商業・業務地
	広域連携道路未整備区間		近隣商業地
	都市幹線道路		住宅・サービス施設共存地
	都市幹線道路未整備区間		専用住宅地
	地域間連携道路		産業・研究施設地
	地域間連携道路未整備区間		農地
	J R		山地・丘陵地
	地域界		市街地（用途地域）

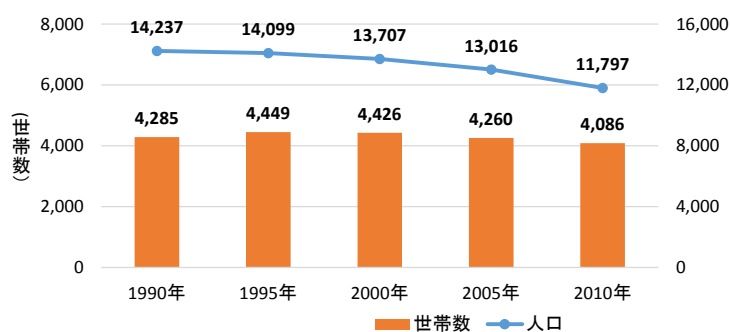
5.6 北部地域

5.6.1 地域の特性とまちづくりの課題



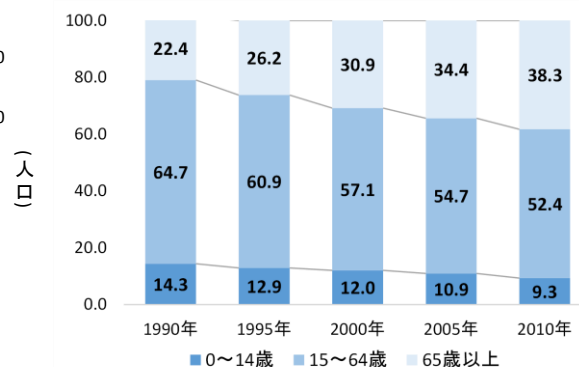
■地域の特性

- ◇人口は、1990年から2010年の20年の間に約17%減少しており、世帯数はほぼ横ばいで推移しています。高齢化率は、1990年の約22%から2010年には約38%に増加しており、4つの地域の中で最も高くなっています。
- ◇小野地区には環境教育と交流の拠点施設である「アクトビレッジおの」があります。
- ◇二俣瀬地区には、地域住民の手により整備された「里山ビオトープ」があります。
- ◇厚東地区には、寺社等の文化財が点在しています。
- ◇船木地区には、地域行政の中心である「北部総合支所」、学習・文化・創造活動の拠点である「学びの森くすのき」や地域住民の憩いと交流の場である「船木中央公園」があります。
- ◇万倉地区には、農林業振興と地域の活性化、都市と農村の交流等を推進する拠点施設である「楠こもれびの郷」があります。
- ◇吉部地区には、参道や親水公園等の街なみ環境が整備されています。
- ◇地域南側にJR山陽本線の厚東駅があります。
- ◇土地利用の大部分が山林や農地であり、農林業が主要産業となっています。地域には、荒滝山や霜降山、小野湖等、優れた自然環境が残されています。



出典：国勢調査

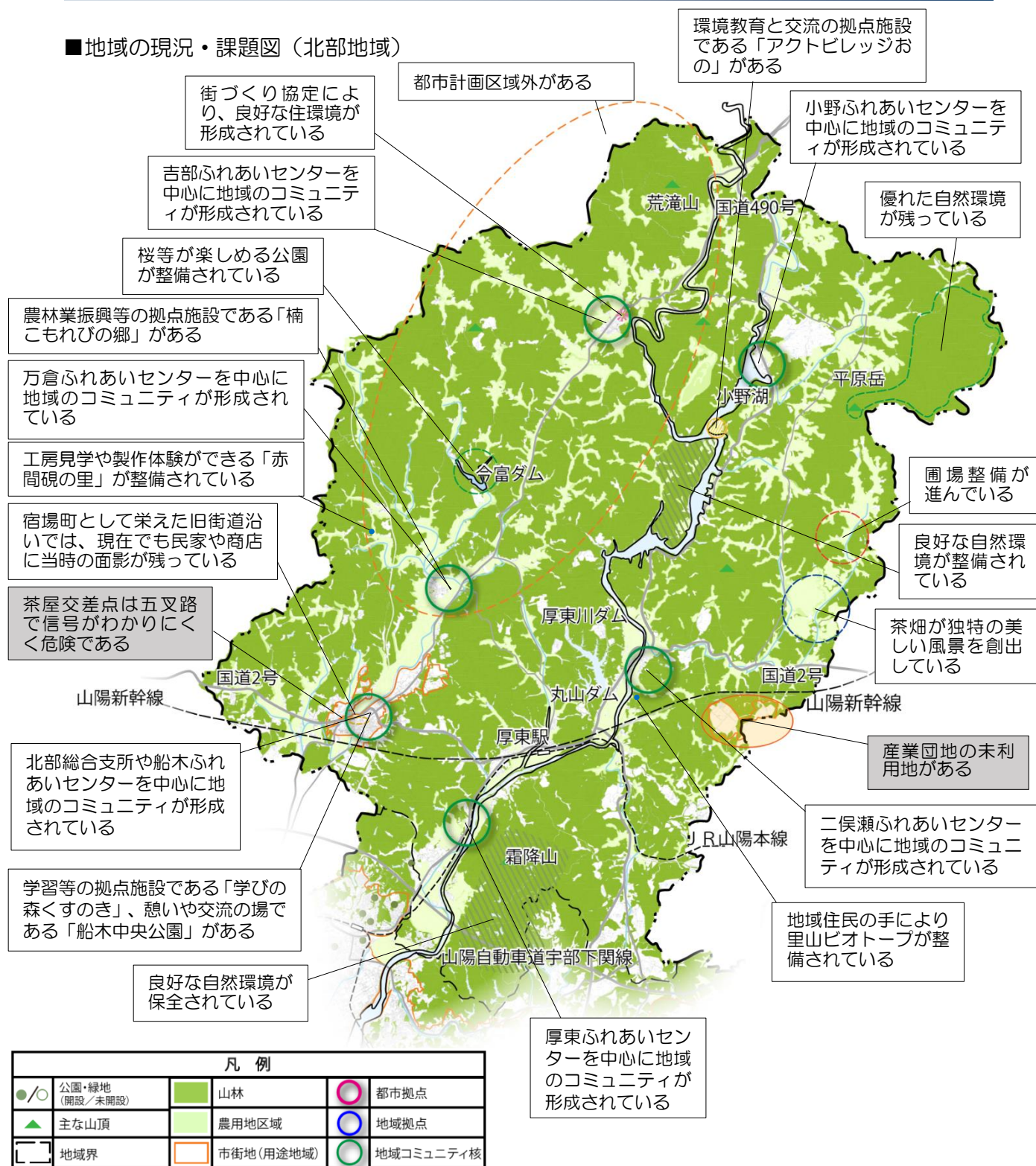
図 人口・世帯数の推移(北部地域)



出典：国勢調査

図 年齢階層別人口割合(北部地域)

■地域の現況・課題図（北部地域）



【地域内共通の現況】

- ・農業振興地域が大部分を占める

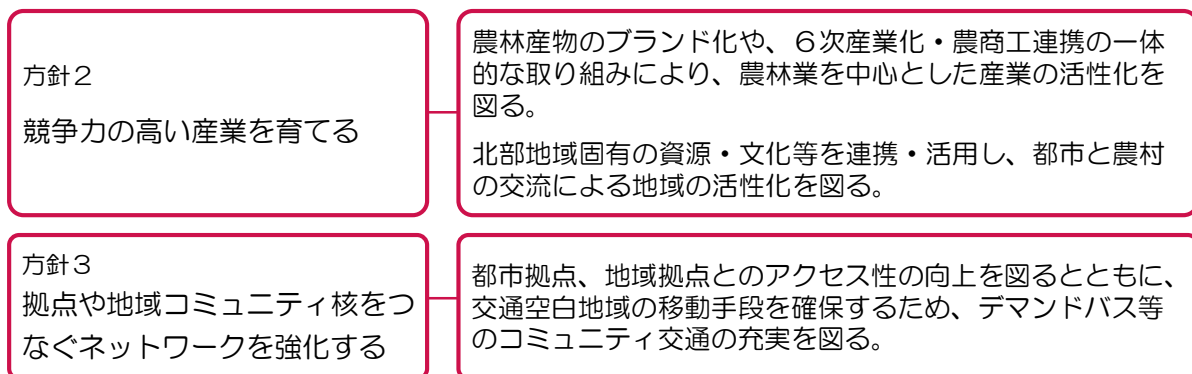
【地域内共通の課題】

- ・医療施設や商業施設等の都市機能が少ない
- ・都市拠点や地域拠点等との距離が遠い
- ・交通空白地域が多い
- ・厚東川や有帆川沿いでは過去に浸水した地域がある
- ・農林業従事者の減少や高齢化が進み、耕作放棄地が増えている

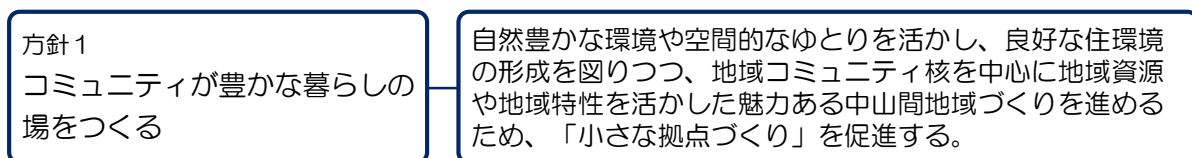
5.6.2 まちづくりの方針

■特色あるまちづくりに向けて（主なまちづくりの方針）

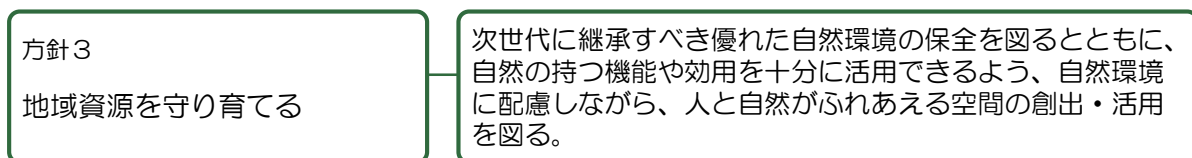
●「都市空間の再編で活力を高める都市づくり」の方針



●「安心できる暮らしをみんなで築く都市づくり」の方針



●「宇部らしい環境を交流につなげる都市づくり」の方針



※全体構想の都市づくりの方針（P.31）に対応する北部地域の方針を示しています。

■まちづくりの方針（北部地域）

○拠点と公共交通軸のイメージ図



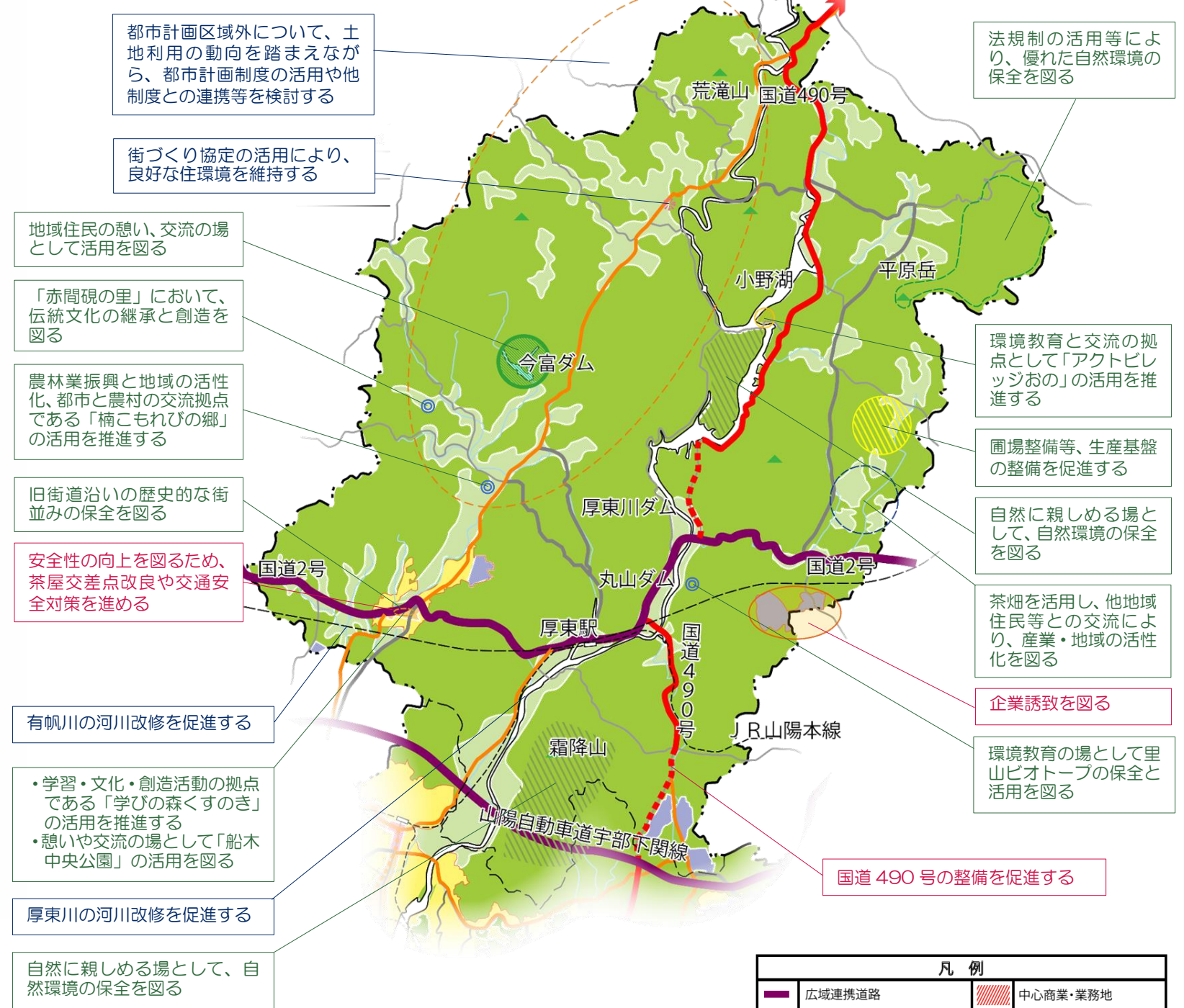
【地域コミュニティ核（北部地域）の方針】

- 船木、万倉、吉部、小野、二俣瀬、厚東ふれあいセンター周辺は、地域住民が生活に必要なサービス機能を継続的に利用するとともに、地域の「困りごと」を解決するため、新たな組織を立ち上げる等住民が主体的に取り組むことで日常生活に必要な機能を維持する
- 船木には北部総合支所が立地しており、地域行政の中心的な役割を維持する



[茶烟]

○まちづくりの方針図



【針】
 ティ交通の充実を図る
 の、里山ピオトープ、学びの森くすのき、楠こもれびの郷等
 荒滝山、小野湖、今富ダム等の自然、厚東の文化財等を有効的
 部との交流を促進する
 は、整備計画等に従って営農の場として保全・整備を図る

凡 例			
	広域連携道路		中心商業・業務地
	広域連携道路未整備区間		近隣商業地
	都市幹線道路		住宅・サービス施設共存地
	都市幹線道路未整備区間		専用住宅地
	地域間連携道路		産業・研究施設地
	地域間連携道路未整備区間		農地
	JR		山地・丘陵地
	地域界		市街地(用途地域)

6 特色のあるまちづくり

6.1 特色のあるまちづくりに向けて

我が国では人口減少、少子高齢化が今後急速に進展すると見込まれていますが、この大きな課題に対し、各地域がそれぞれの特色を活かしながら活力のある地域の実現に向けて様々な取り組みを進めています。

本市でも、地域の魅力を高め、活力ある地域社会を築いていくために、今ある豊かな自然、美しい景観、歴史や文化、産業等本市の特色を活かした個性あるまちづくりを進めていくことがますます重要です。

そのため、本市ではまちの特色を活かした発展の方向性を見据え、下記の取り組みを推進します。

特色のあるまちづくりに向けた取り組み

- 中心市街地における重点整備地区の整備
- ときわ公園の魅力向上
- スマートコミュニティの推進



〔中央町三丁目地区〕



〔ときわ動物園〕



〔ときわ公園の彫刻〕



出典：宇部市スマートコミュニティ構想（2014年）

図 スマートコミュニティのイメージ

6.2 中心市街地における重点整備地区の整備

6.2.1 重点整備地区の位置付け

中心市街地は、行政機関、商業施設、医療施設等が立地し、本市における中心的役割を担う「まちの顔」として、極めて重要な場所となっています。しかし、商店街の衰退や市庁舎の老朽化等、様々な問題を抱えています。このため、これまで蓄積してきた都市のポテンシャルを活かし、都市拠点として中心市街地の整備を先導的に進め、にぎわいの創出を図ります。「にぎわいエコまち計画」では「宇部新川駅周辺地区」「市役所周辺地区」「中央町三丁目地区」を重点整備地区として位置付け、3地区を連携したまちづくりを進めることとしており、この計画に従い本市の顔としてふさわしい中心市街地のにぎわい創出を図ります。

6.2.2 地区の課題

重点整備地区に位置付けられた3つの地区では、以下のような課題が見られます。

表 各地区の現況と課題

	地区の現況と課題
宇部新川駅周辺地区	まちの玄関口である宇部新川駅や駅前広場を中心としたエリアであり、渡辺翁記念会館等の文化施設も立地している。 ホテル等の宿泊施設があることから、市民のみならず、市民と市外からの来街者の交流を促し、にぎわいを創出していくことが求められる。
市役所周辺地区	市役所を中心に行政機関や金融、商業、医療、福祉等の多様な都市機能が複合的に集積している。 これらの機能を必要に応じて更新・維持・強化しながら、利便性の向上と利用者の増加により、にぎわいを創出していくことが求められる。
中央町三丁目地区	第一地区は、土地区画整理事業により、良好な住宅ストックが形成されている。 第二地区は、住宅市街地総合整備事業等により、良好な住環境を創出するとともに、職住が近接したまちづくりにより新しい居住ニーズを掘り起こす等、まちの活力の基礎となる居住人口の増加を図り、にぎわいを創出していくことが求められる。

6.2.3 まちづくりの方向性

1) 宇部新川駅周辺地区(にぎわいエントランスゾーン)

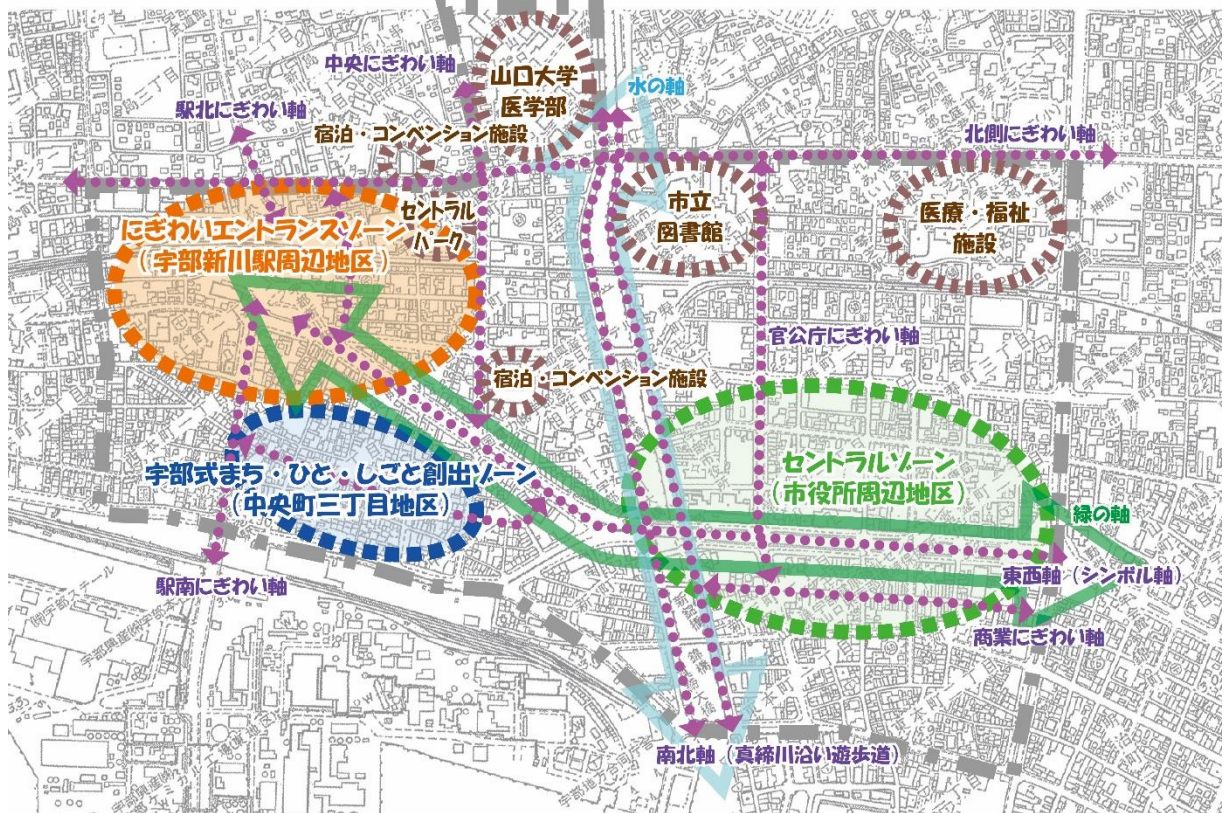
市の玄関口として多くの交流や文化・経済活動が行われるにぎわいあるまちの実現に向け、バス等のアクセス機能の強化に加え、既存文化施設等を活用しながら、文化交流・経済交流が行われるような魅力的な空間整備を推進します。

2) 市役所周辺地区(セントラルゾーン)

水と緑豊かな市役所周辺において、多くの人々がうるおいを感じながら交流できる環境づくりのため、複合的な機能、優れた環境性能を持つ新市庁舎の整備や、水と緑の軸の交点（中心市街地の中心）としてのシンボリックな交流空間の整備を推進します。

3) 中央町三丁目地区(宇部式まち・ひと・しごと創出ゾーン)

宇部新川駅との近接性を活かし、職住や生活支援機能がそろそろ便利なまちなか居住のライフスタイル確立に向け、中心市街地に居住する人々の日常生活を支える身近な福祉や子育て支援機能と一体的に居住機能の強化を行います。また、まちなかに若者を呼び込むため、工学・医学系大学や全国有数の企業が立地している特性を活かし、インキュベーション（カルチャー・創業）機能等を誘導します。



出典：宇部市にぎわいエコまち計画（2015年）

図 3地区の役割分担と連携のイメージ

6.3 ときわ公園の魅力向上

6.3.1 ときわ公園の位置付け

ときわ公園は、市民の憩いの場であるとともに、本市の貴重な観光施設であり、多くの方々に利用されている総合公園です。1969 年をピークに年間入園者数の減少が続きましたが、多彩なイベントの開催やときわ動物園のリニューアル整備等により、入園者数が大幅に増加しています。

今後もしきわ公園の更なる入園者の増加に向け、ときわ公園活性化基本計画（改定）に基づき、ブランド力強化のための取り組みを推進します。

6.3.2 ときわ公園の課題

ときわ公園には、以下のような課題が見られます。

表 ときわ公園の課題

	課題
ときわ動物園	2016年春にグランドオープンし、野生動物の生息環境を再現することで本来の行動を発揮させる「生息環境展示」を採用したことが特徴。 ソフト面の充実等により動物園としての魅力を向上させ、新たな観光客の開拓やリピーターの確保等さらなる集客を図っていく必要がある。
彫刻文化の継承	世界で最も歴史のある野外彫刻の国際コンクール「UBEビエンナーレ（現代日本彫刻展）」が2年に一度開催され、「彫刻のまち」の象徴として、本市の文化を発信する役割を担っている。 近年、UBEビエンナーレの認知度も上がってきており、本市の貴重な資源である彫刻を、市民の誇りと満足度の向上につなげていくためのさらなる対策が必要である。
ときわミュージアム	植物と彫刻を展示する全国でも稀な複合博物館で、開館20周年を迎え、熱帯植物館のリニューアルが必要である。
常盤湖・花木・自然	常盤湖を囲む緑豊かな里山があり、自然に恵まれている。ウォーキング等を楽しむ市民が安心して利用できるよう、周遊園路の舗装整備や利用者の休憩場所が求められている。 また、ショウブ苑やボタン苑等の環境改善も求められている。
その他の施設	1969年に建設された石炭記念館や古民家「憩いの家」は、施設の老朽化が進んでおり、改修が必要である。 わかりやすい案内表示の改善や多言語化等外国人観光客への対応も求められている。
エコパーク化	産学公協働で推進してきた次世代エネルギーを活用し、普及啓発する取り組みが2012年に経済産業省から「ときわ公園次世代エネルギーパーク」計画として認定され、ときわ湖水ホール等の主要施設に再生可能エネルギー設備を導入している。 今後は、次世代エネルギーや省エネに係る導入済みの設備を利用した各種環境学習プログラムの確立が必要である。

6.3.3 特色ある取り組み

ときわ公園のブランド力強化のための取り組みを推進します。

1) ときわ動物園

霊長類を中心とした貴重な動物種に加え、特徴的な小動物も導入し、魅力ある展示を行います。また、「ふれあい動物広場」の常設や、展示施設等の中に入り、動物を間近に観ることができるウォークインイベント等を通して、生命の大切さや自然環境を学ぶ機会を創出します。

その他、飼育員やボランティアによるガイドの充実等、おもてなしの強化に取り組めます。

2) 彫刻文化の継承

彫刻に対する市民の関心を高めるため、彫刻周辺の環境改善や見せ方の工夫により、わかりやすく魅力的な彫刻の鑑賞空間づくり等に取り組めます。また、「UBEビエンナーレ」を観光資源の一つとして、彫刻の文化と魅力を国内外に積極的に発信します。

3) ときわミュージアム

原産地ごとにエリア分けした植物展示やシンボルとなる植物を活かした展示等、「世界を旅し、感動する植物館」をコンセプトに、リニューアル整備に取り組めます。また、植物ガイドや体験型イベントの充実等により魅力向上を図ります。

4) 常盤湖・花木・自然

常盤湖を視対象としたあずまややベンチの設置、周遊園路の整備等風景を楽しみながら安心して散策等に利用できる環境づくりを行います。

また、さくらまつりやしょうぶまつり等季節の花木を活かしたイベントの拡充を図るとともに、ショウブ苑等の環境整備や花いっぱい倍增計画を推進し、癒しの空間と憩いの場を創出します。

5) その他の施設

石炭記念館のリニューアル整備を検討しながら、展示手法や展示物の見直しを行い、本市の歴史を体感できる施設をめざします。

また、古民家「憩いの家」の改修を行い、文化の拠点づくりに取り組めます。

その他、入園者にわかりやすい施設等への案内表示板を設置するとともに、Wi-Fi環境の整備や多言語表記化を推進します。

6) エコパーク化

ときわ公園の中で再生可能エネルギー発電を行い、常時利用することでエネルギーの地産地消を推進するとともに、非常時の電力確保による防災性の向上を図ります。また、次世代エネルギーの体験学習の場として活用を図ります。

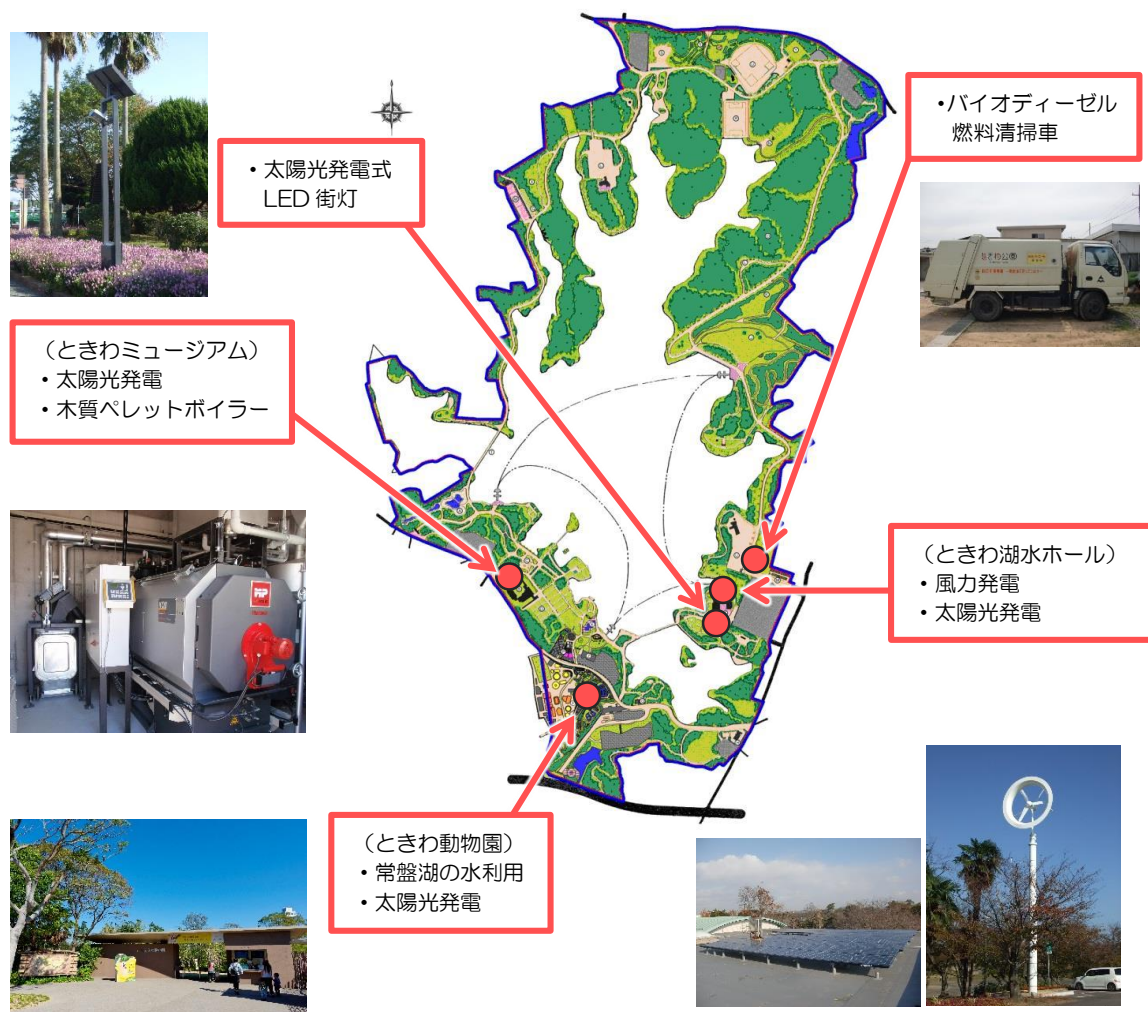


図 再生可能エネルギー発電設備等導入済み箇所

6.4 スマートコミュニティの推進

6.4.1 スマートコミュニティの位置付け

1) 目的

東日本大震災を契機として、電力供給の制約が顕在化し、需要側においても地域単位で節電等に取り組むことの重要性が高まっています。また、大規模集中型のエネルギーシステムの脆弱性が明らかになり、災害にも強い再生可能エネルギー等の分散型エネルギーシステムの地域レベルでの導入や、さらには再生可能エネルギーの大幅拡大に伴う出力変動をシステム全体で吸収することの必要性が高まっています。こうした課題に対応するため、地域のエネルギーを総合的に管理し、エネルギーを創り、蓄え、賢く使う、スマートコミュニティを推進します。

2) 対象エリア

人口密度が高いため家庭部門や業務部門の電力需要が高く、かつ生活の重要拠点となる施設や公共施設が集積している中心市街地を普及対象エリアとします。

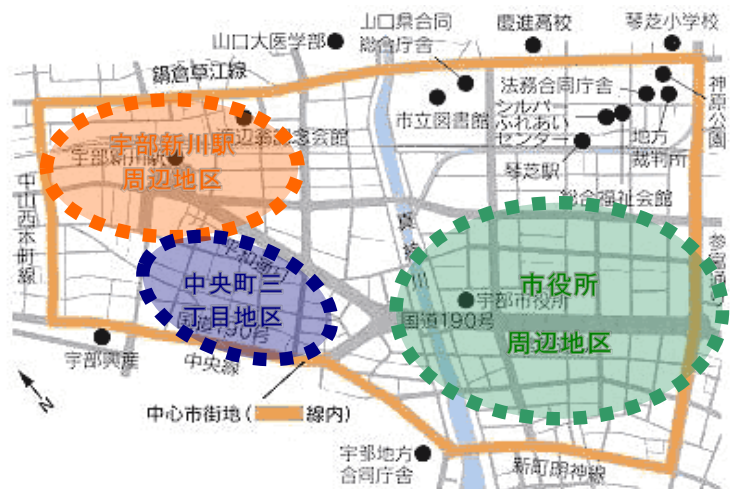


図 宇部市中心市街地

6.4.2 中心市街地での取り組み

中心市街地における重点整備地区において、スマートコミュニティの構築に向けた取り組みを推進します。

1) 宇部新川駅周辺地区

宇部新川駅周辺は、市の玄関口であり、来街者がスマートコミュニティを認識できるようなシンボリックな施設整備を検討します。

2) 市役所周辺地区

新市庁舎の建設にあたっては、省エネ・創エネに対応し、設計段階から環境に配慮したCASBEE（キャスビー：建築環境総合性能評価システム）を取り入れるとともに、運用面でもBEMS（ビル・エネルギー・マネジメントシステム）を取り入れたスマートなビルとなるよう検討します。また、都市防災や高齢化社会に対応していくため、スマートコミュニティを活用して、災害対策と一体となったまちづくりや、高齢者世帯の安否確認のシステム整備、電動カートの充電スタンド設置等の施策について検討します。

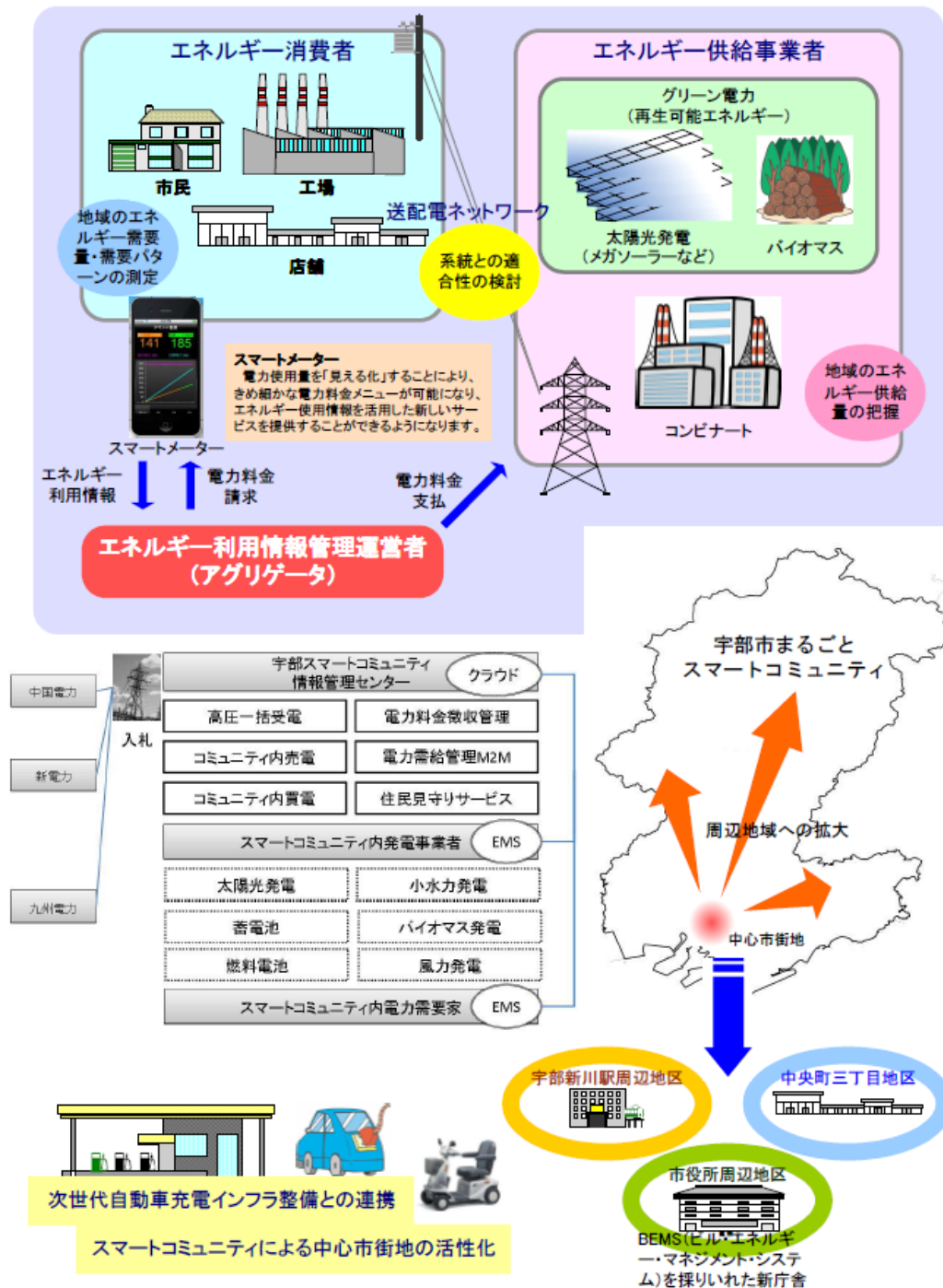
3) 中央町三丁目地区

中央町三丁目地区では、エネルギーの側面から「まちなか環境学習館」の活用を図るとともに、現在施行中の住宅市街地総合整備事業等と連携したスマートコミュニティの構築について検討します。

6.4.3 市全域への普及

本事業は、当面、中心市街地を対象エリアとしますが、将来的には周辺地域へと拡大して、本市の様々な地域においてスマートコミュニティを展開し、「宇部市まるごとスマートコミュニティ」の実現を図っていきます。

スマートコミュニティを市全域へ普及させるために、市内各所に拠点地区を整備していきます。各拠点が連携することにより、市全体としてスマートコミュニティを形成していきます。



出典：宇部市スマートコミュニティ構想（2014 年）

図 宇部市スマートコミュニティ構想（イメージ）

7 都市計画マスタープランの実現に向けて

7.1 実現に向けた基本的な考え方

本計画に掲げる都市の将来像を実現していくためには、行政によるまちづくりの推進はもちろんのこと、これからは将来に向けた目標を共有し、自らがまちづくりの主体となる市民、事業者、そして行政等が適切な役割分担のもと話し合い、協力しながら進めていく「協働」によるまちづくりを一層推進していくことが重要です。そのため、これまで本市が育んできた産官学民の四者による相互信頼・連携の精神や推進体制を一層発展させながら、実現化に向けた取り組みを進めていきます。

なお、本計画は、計画期間が長期にわたることから、社会の動向に柔軟に対応していくため、必要に応じて見直しを行うこととします。

7.2 協働によるまちづくりの推進

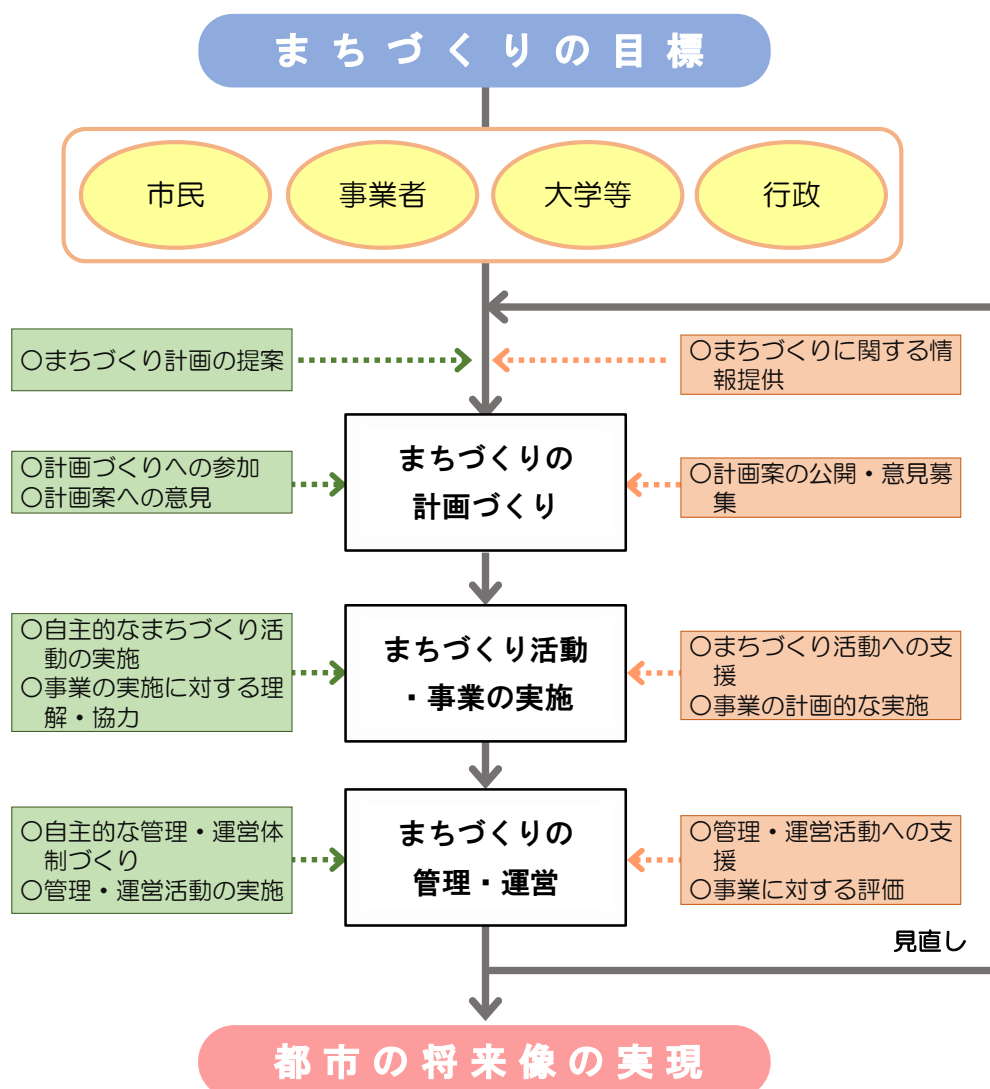
7.2.1 協働の歴史

本市における協働のまちづくりは、本市の繁栄を支えた石炭産業の発展とともに歩んできました。「宇部共同義会」「宇部式匿名組合」等に見られるように、市民と産業界が一体となり、地域の発展をめざした先駆的・独創的な取り組みは、今日の宇部を築き上げる理念であった「共存同栄・協同一致（皆が心をつにして、共に栄えていこう）」の精神（こころ）として、今なお本市のまちづくりに受け継がれています。

7.2.2 まちづくりの役割分担

まちづくりを進めていく過程には、計画づくりやまちづくり活動・事業の実施、管理・運営等の段階があり、それらの各段階において、まちづくりの目標・方針等を共有しながらお互いの役割と責任を認識し、実践していくことが求められます。こうした協働によるまちづくりを進めることによって、はじめて愛着と誇りをもてる“まち”をつくることができます。

■まちづくりの役割分担



7.3 多極ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けた取り組み

本市では、多極ネットワーク型コンパクトシティの実現をめざし、様々な取り組みを進めます。

多極ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けた取り組み

- ・立地適正化計画の策定
- ・小さな拠点づくりの促進
- ・地域公共交通網形成計画の策定
- ・都市構造の転換に合わせた都市計画の見直し

7.3.1 立地適正化計画の策定

「立地適正化計画」は、都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランであり、民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくりを行うものです。

この計画に基づき、都市機能誘導区域に都市機能を誘導するとともに、居住誘導区域を設定し、段階的に居住を誘導していくことで都市拠点や地域拠点のにぎわいを創出します。

都市機能誘導区域設定の考え方

- ・鉄道駅に近い業務商業等が集積する地域等で、これらの機能が一定程度充実している区域
- ・周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域
- ・都市の拠点となるべき区域

居住誘導区域設定の考え方

- ・都市機能や居住が集積している都市拠点や地域拠点とその周辺等
- ・都市拠点や地域拠点等に容易に公共交通で移動できる公共交通軸の周辺

法律の概要

●立地適正化計画（市町村）

・都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランを作成し、民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくり（多極ネットワーク型コンパクトシティ）

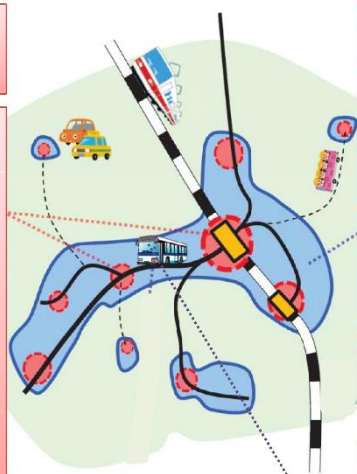
都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

- ◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進
 - 誘導施設への税財政・金融上の支援
 - ・外から内（まちなか）への移転に係る買換特例
 - ・民都機構による出資等の対象化
 - 福祉・医療施設等の建替え等のための容積率等の緩和
 - ・市町村が誘導用途について容積率等を緩和することが可能
 - 公的不動産、低・未利用地の有効活用

- ◆歩いて暮らせるまちづくり
 - ・附置義務駐車場の集約化も可能

- ◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール
 - ・誘導したい機能の区域外での立地について、届出



居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

- ◆区域内における居住環境の向上
 - ・住宅事業者による都市計画、景観計画の提案制度
- ◆区域外の居住の緩やかなコントロール
 - ・一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出
- ◆区域外の住宅等跡地の管理・活用

公共交通

維持・充実を図る公共交通網を設定

- ◆公共交通を軸とするまちづくり
 - ・都市機能誘導区域へのアクセスを容易にするバス専用レーン・バス待合所や駅前広場等の公共交通施設の整備支援

出典：改正都市再生特別措置法等について（国土交通省資料を加工して作成）

図 立地適正化計画の概要

7.3.2 小さな拠点づくりの促進

人口減少や高齢化が進む中山間地域等では、小規模な集落が広い範囲に点在しているため、診療所やバス等の暮らしに必要な生活サービスが徐々に集落から失われていきます。

「小さな拠点」とは、小学校区等、複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動の場等を「合わせ技」でつなぎ、人やもの、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みをつくり、人口が減少しても人々の生活が守られ、地域に住み続けられることをめざす取り組みです。

本市では、北部地域の地域コミュニティ核を中心に、行政の支援のもと、住民主体で地域の実情に合う「小さな拠点」づくりを促進し、地域資源や地域特性を活かした魅力ある中山間地域づくりを進めます。



※「小さな拠点」は で囲んだエリア、「ふるさと集落生活圏」は のエリアです。

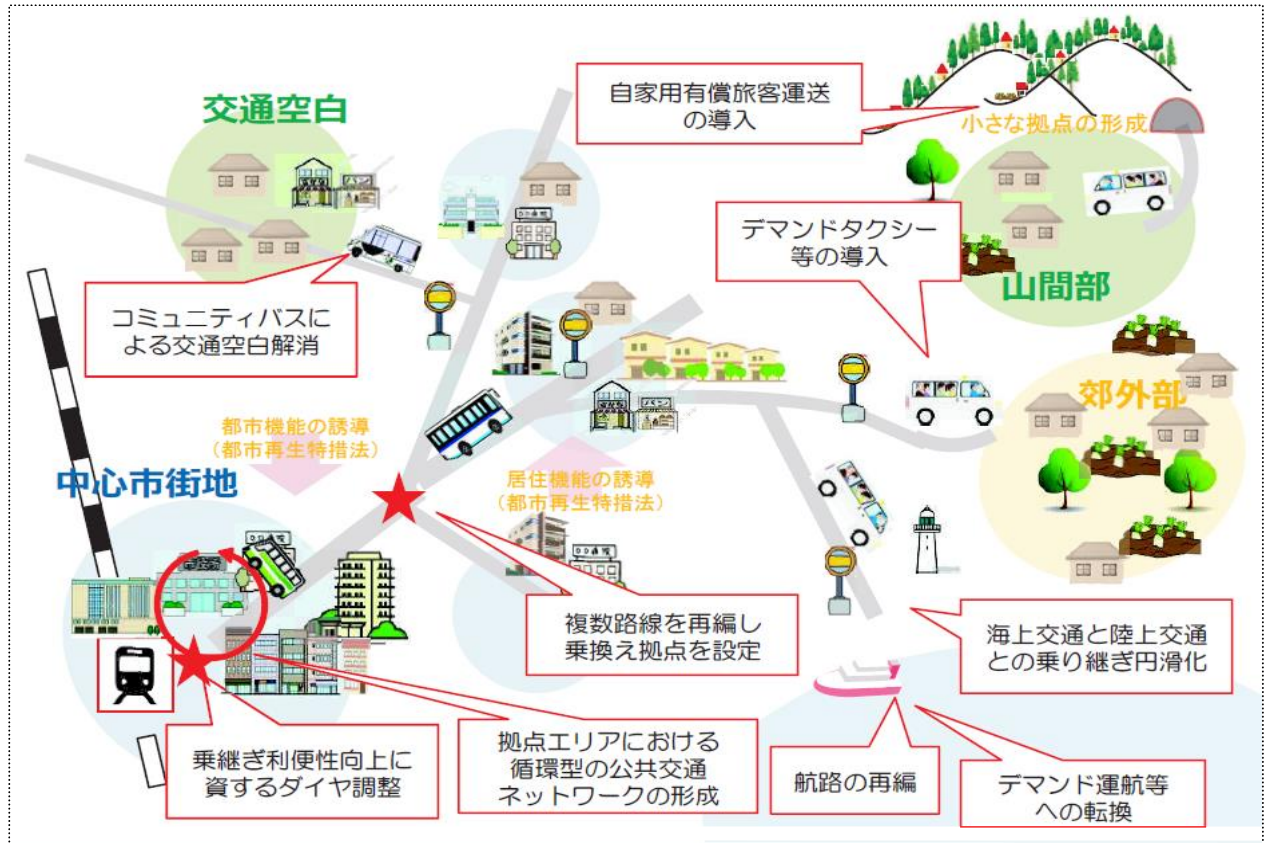
出典：「小さな拠点づくり」ガイドブック（2015年）

図 「小さな拠点づくり」の概要

7.3.3 地域公共交通網形成計画の策定

「地域公共交通網形成計画」は、多極ネットワーク型コンパクトシティを見据えた公共交通ネットワークの再編を行うものです。

この計画において、本市のまちづくりの方向性と整合を図りながら地域の需要や実情に応じたバス路線の再編を行い、市民生活に必要な交通手段を確保するとともに、新山口駅へのアクセス向上を図り、隣接都市との連携による広域的な公共交通の実現をめざします。



出典：「人とまち、未来をつなぐネットワーク」（国土交通省資料）

図 公共交通再編のイメージ

7.3.4 都市構造の転換に合わせた都市計画の見直し

土地利用の計画や都市施設の配置等を定める都市計画は、都市の将来あるべき姿を想定しながら、社会経済状況の変化や都市構造の転換に合わせた見直しが必要です。

本市では、多極ネットワーク型コンパクトシティの実現をめざし、都市機能や居住の誘導、「小さな拠点」づくり、公共交通ネットワークの再編と整合を図りながら、都市計画の見直しを検討します。

なお、都市計画の見直しは、市民や地域のまちづくりへ与える影響が大きいいため、慎重に行うとともに、市民への情報提供に配慮し、市民の理解と合意形成を図りながら進めます。

また、現在、都市拠点である中心市街地およびその周辺を対象に「景観計画」を策定していますが、地域拠点や地域コミュニティ核においても、地域にふさわしい良好な景観を形成するため、「景観計画」の策定を検討します。

7.4 都市計画マスタープランの進行管理

都市の将来像を実現していくためには、相当の長い時間を要するため、継続性や安定性が求められる一方で、今後の社会情勢の変化に柔軟に対応していく必要があります。そのため、計画（PLAN）を実施（DO）し、その結果や進捗状況を検証・評価（CHECK）し、それを計画に反映・改善（ACT）していく仕組みに基づくマネジメントを実施します。

本計画は、将来的に社会・経済情勢やまちづくりに関する施策等が大きく変化した場合には検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

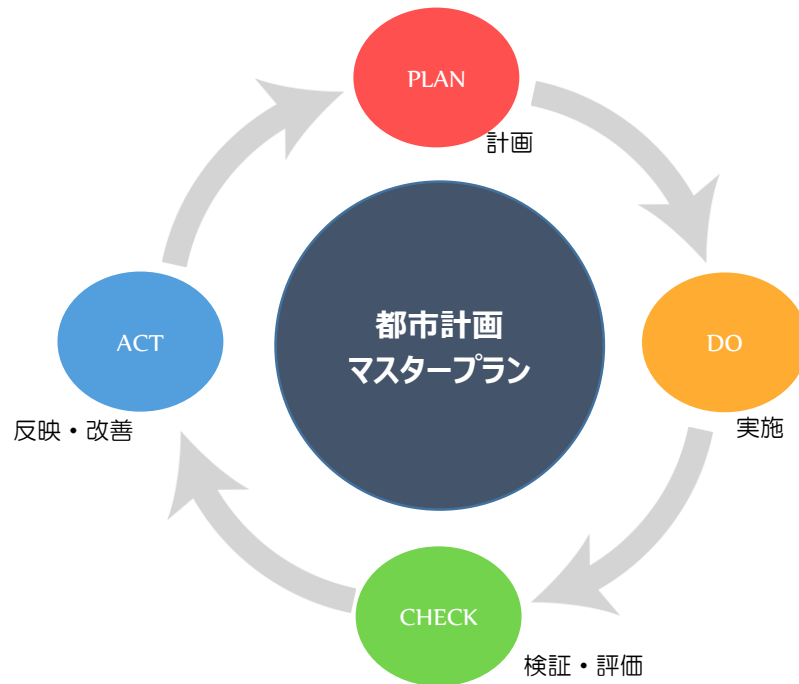


図 PDCA サイクルのイメージ

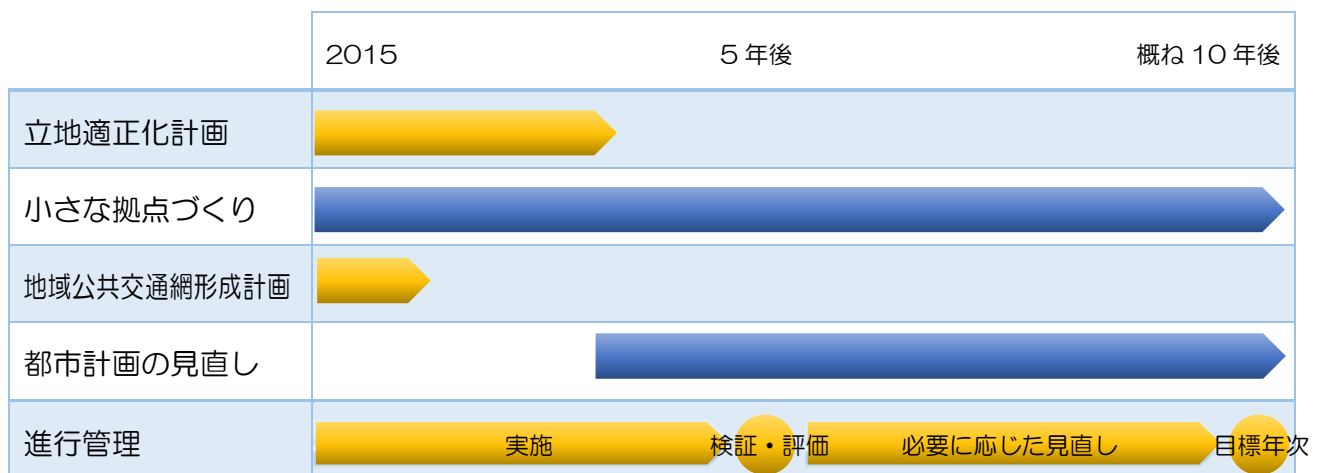


図 多極ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けたスケジュール

参考資料

1. 拠点・地域コミュニティ核の評価の流れ

本市における「拠点」の評価にあたり、現行の都市計画マスタープランで位置付けられた拠点や現在の都市機能の集積状況から「拠点候補地」を抽出し、客観的なデータによる評価を行い、拠点の位置付けを行う。また、「地域コミュニティ核」については、各ふれあいセンターを中心として位置付けるが、都市拠点や地域拠点と重複する箇所については除外する。

＜拠点の評価の手順＞

- ・現行の都市計画マスタープランにおける拠点や地域コミュニティ核を含め、拠点となる候補箇所を抽出する。
- ・抽出した拠点候補箇所に対して、人口密度や都市機能の集積状況、公共交通によるアクセス性の観点から客観評価を行う。
- ・以上の評価を通して、都市拠点、地域拠点の位置付けを行う。
- ・上記で拠点に位置付けられなかった箇所と各ふれあいセンターを中心として新たな候補箇所を抽出する。
- ・各小学校区内に2つ以上の候補地がある場合は、都市機能の集積状況、公共交通による拠点とのアクセス状況の観点から客観評価を行う。
- ・以上の評価を通して、地域コミュニティ核の位置付けを行う。

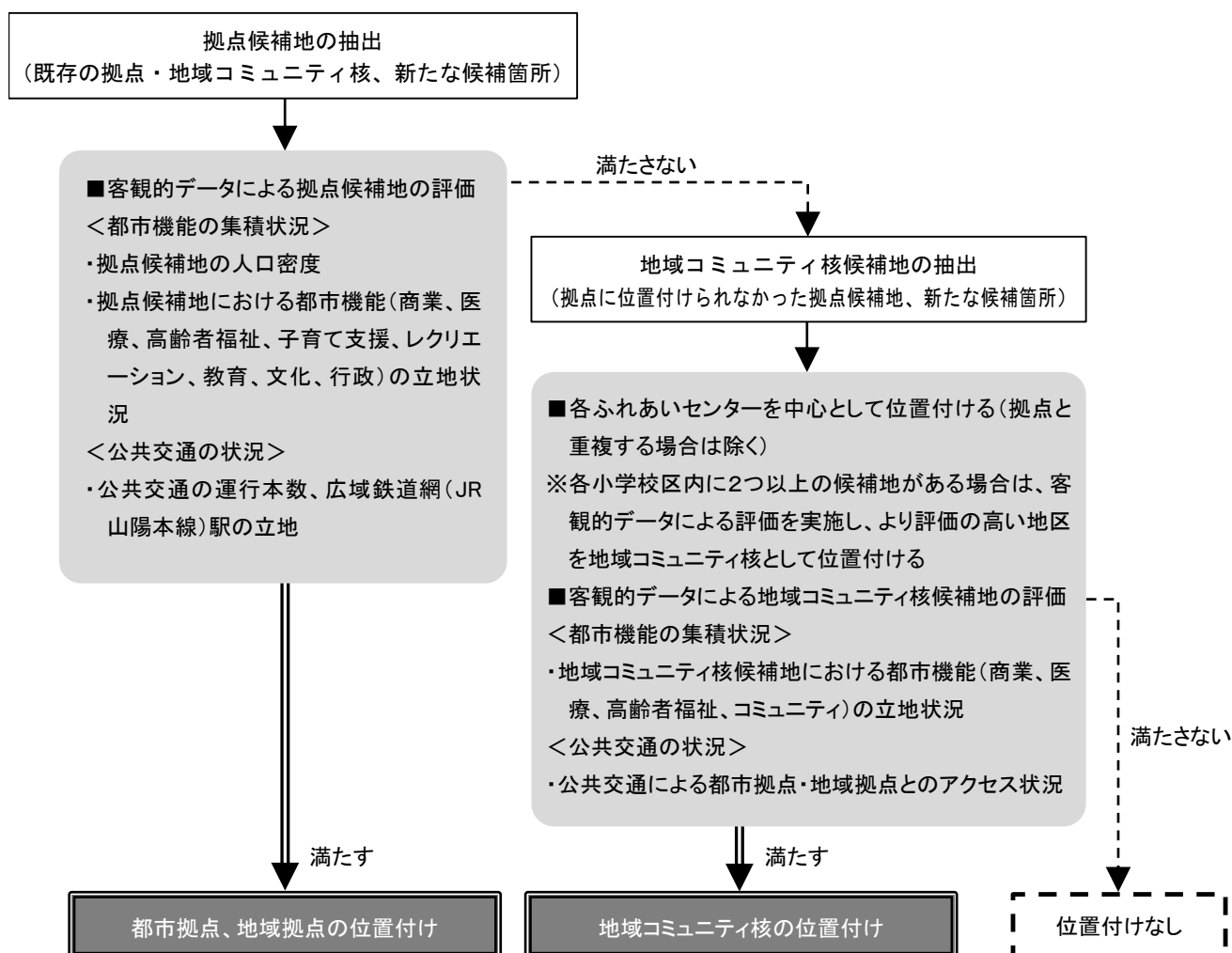


図 拠点・地域コミュニティ核の評価の流れ

2. 拠点の評価

(1) 拠点候補地の選定

現行の都市計画マスタープランで拠点や地域コミュニティ核として位置付けられている地区や、多くの市民が利用するとともに市外からの利用も多いと想定される大型商業施設が立地する地区を、拠点候補地として選定した。選定した拠点候補地は下表に示すとおりである。

表 選定した拠点候補地

拠点候補地		候補地選定理由	
地区	候補地の名称	現行の都市計画マスタープランでの位置付け	今回新たに候補地として追加するための視点
中央部地域	中心市街地周辺	都市拠点	山口大学医学部附属病院
	岬 (大型商業施設、岬ふれあいセンター周辺)	—	大型商業施設
西部地域	宇部駅周辺 (西宇部ふれあいセンター周辺)	地域拠点	—
	原(市民センター周辺)	地域コミュニティ核	—
	黒石 (大型商業施設、黒石ふれあいセンター周辺)	—	大型商業施設
東部地域	宇部新都市	新都市	—
	東岐波(市民センター周辺)	地域コミュニティ核	—
	西岐波(市民センター周辺)	地域コミュニティ核	—
	大型商業施設周辺	—	大型商業施設
北部地域	船木(北部総合支所周辺)	楠地域コミュニティ拠点	—
	小野(市民センター周辺)	地域コミュニティ核	—
	二俣瀬(市民センター周辺)	地域コミュニティ核	—
	吉部(ふれあいセンター周辺)	地域コミュニティ核	—
	万倉(ふれあいセンター周辺)	地域コミュニティ核	—
	厚東(市民センター周辺)	地域コミュニティ核	—



図 拠点候補地の位置図

(2) 拠点の評価指標

先に示した拠点候補地について、各拠点の市民生活における利用のイメージを実現するために必要となる都市機能について、以下に示す評価指標を設定し、評価を実施した。

なお、都市機能集積等の評価を行う範囲については、“歩いて暮らせるまちづくり”の実現に向けた拠点評価であることを踏まえ、徒歩圏内の半径 800m^{※1}程度の範囲内^{※2}とした。

※1:「都市構造の評価に関するハンドブック(2014年8月国土交通省都市局都市計画課)」より

※2:中心市街地のみ、拠点候補範囲を円ではなく中心市街地と山口大学医学部附属病院の範囲とする。

表 拠点イメージと評価指標

名 称		都市機能の集積状況								公共交通 の状況	
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
		人口 密度	商業 施設	医療 施設	高齢者福祉 施設	子育て支援 施設	レクリエー ション施設	教育施設	文化施設	行政機 関	公共交 通ネッ トワー ク
市民生活における利用のイメージ	都市拠点 ⇒市民に対して多様なサービス(行政、商業、医療、福祉、子育て支援、文化施設)を提供し、市外に対しても市の顔として市の魅力を伝える地域。 他の地域拠点や地域コミュニティ核からのアクセスが可能な交通結節点がある。県外への玄関口となる山口宇部空港へのアクセス性が高い。	◎	○	○	○	○	いずれかが○		○	◎	○
	地域拠点 ⇒都市拠点と互いに補完しながら、市民に対して多様なサービス(商業、医療、福祉)を提供する地域。地域コミュニティ核よりも集客性のある機能を有する。	○	○	○	○	いずれかが○			○	○	○

(3) 拠点の評価に用いる基準

① 都市機能の集積状況

a) 人口密度

◎	人口密度が 40 人/ha を越える地域を含む
○	人口密度が 23.7 人/ha(用途地域平均)※を超える地域を含む

※用途地域内の平均人口密度(2010 年国勢調査データをもとに推計)。

b) 商業施設

○	生鮮食品の販売を含む売り場面積 1,000 m ² 以上の商業施設(スーパー、ショッピングモール等)があり、かつ小売業の年間販売額が 12 億円※を超える地域を含む
---	---

※計画区域に含まれる 500m×500m の区域について、年間販売額が市平均以上(12 億円)を超える地域を拠点として選定する(商業統計)。

c) 医療施設

○	病床数 100 床以上の施設がある
---	-------------------

d) 高齢者福祉施設

○	介護保険施設または、特定施設入居者生活介護施設がある
---	----------------------------

e) 子育て支援施設

○	保育園または、幼稚園(認定こども園、認可外保育所含む)、産科のある病院、病児保育施設がある
---	---

f) レクリエーション施設

○	レクリエーション施設※がある
---	----------------

※レクリエーション施設とは、以下に示す市の体育施設を対象とした。

恩田運動公園水泳プール、恩田運動公園補助競技場、恩田運動公園野球場、恩田運動公園陸上競技場、楠体育広場、楠テニスコート、楠西山運動広場、楠若者センター、黒石体育広場、厚南体育広場、サンライフ宇部、西部体育館、俵田翁記念体育館、中央公園アーチェリー場、中央公園弓道場、中央公園テニスコート、東部体育広場、ときわ公園サッカー場、ときわ公園多目的広場、パルセンター宇部、東岐波体育広場、武道館

g) 教育施設

○	教育施設(小学校、中学校、高等学校、大学等)がある
---	---------------------------

h) 文化施設

○	文化施設※がある
---	----------

※文化施設とは、以下に示す市の教育施設・文化施設を対象とした。

アクトビレッジおの、旧宇部銀行館、勤労青少年会館、楠こもれびの郷、楠総合センター、シルバーふれあいセンター、石炭記念館、総合福祉会館、男女共同参画センター・フォーユー、ときわ湖水ホール、ときわミュージアム、図書館、文化会館、まちなか環境学習館、学びの森くすのき、渡辺翁記念会館

i) 行政機関

◎	市役所本庁舎がある
○	行政機関がある

② 公共交通の状況

j) 公共交通ネットワーク

○	鉄道駅または、現状で路線バスの本数がピーク時 3 本/時間以上ある
---	-----------------------------------

(4) 拠点候補地の評価結果

これまでに示した評価指標等により、拠点候補地の評価を実施した。評価結果については、下表のとおりである。

表 客観的データによる拠点候補地の評価

名 称		評価指標										客観的評価結果
		都市機能の集積状況									公共交通 の状況	
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	J	
		人口 密度	商業 施設	医療 施設	高齢 者福祉 施設	子育て 支援施設	レクリ エーション 施設	教育 施設	文化 施設	行政 機関	公共 交通 ネット ワーク	
中央 部地域	中心市街地周辺	◎	○	○	○	○	—	○	○	◎	○	都市拠点に相当
	岬 (大型商業施設周辺)	◎	○	○	○	○	○	○	—	○	○	地域拠点に相当
西部 地域	宇部駅周辺	◎	○	○	○	○	—	○	—	○	○	地域拠点に相当
	原 (市民センター周辺)	◎	— ※1	—	—	○	—	○	—	○	○	(拠点に相当しない) 都市機能が不足
	黒石 (大型商業施設周辺)	○	○	○	○	○	—	○	—	○	○	地域拠点に相当
東部 地域	宇部新都市	○	—	—	○	○	—	○	—	—	○	(拠点に相当しない) 都市機能が不足
	東岐波 (市民センター周辺)	○	— ※2	○	—	○	○	○	—	○	○	(拠点に相当しない) 都市機能が不足
	西岐波 (市民センター周辺)	○	○	○	○	○	—	○	—	○	○	地域拠点に相当
	大型商業施設周辺	○	○	—	○	○	—	—	—	—	○	(拠点に相当しない) 都市機能が不足
北部 地域	船木 (北部総合支所周辺)	○	—	—	—	○	○	○	○	○	○	(拠点に相当しない) 都市機能が不足
	小野 (市民センター周辺)	—	—	—	—	○	—	○	—	○	—	(拠点に相当しない) 都市機能・公共交通 ネットワークが不足
	二俣瀬 (市民センター周辺)	—	—	—	—	○	—	○	—	○	○	(拠点に相当しない) 都市機能が不足
	吉部 (ふれあいセンター周辺)	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	(拠点に相当しない) 都市機能・公共交通 ネットワークが不足
	万倉 (ふれあいセンター周辺)	—	—	—	—	—	○	○	○	○	—	(拠点に相当しない) 都市機能・公共交通 ネットワークが不足
	厚東 (市民センター周辺)	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	(拠点に相当しない) 都市機能・公共交通 ネットワークが不足

(※1:ホームセンターのため除外 ※2:ドラッグストアのため除外)

(5) 候補地の評価結果を受けた拠点の設定

先の評価結果に対し、政策的な観点から判断を行い、将来都市構造上の拠点の位置付けを行った。

表 拠点の設定

名 称		客観的評価結果	政策的判断	都市構造上の位置付け
中央部地域	中心市街地周辺	都市拠点に相当	✓ 客観的評価結果に従い、都市拠点として位置付ける	都市拠点
	岬 (大型商業施設周辺)	地域拠点に相当	✓ 客観的評価結果に従い、地域拠点として位置付ける	地域拠点
西部地域	宇部駅周辺	地域拠点に相当	✓ 客観的評価結果に従い、地域拠点として位置付ける	地域拠点
	原 (市民センター周辺)	(拠点到相当しない) 都市機能が不足	✓ 都市機能の不足や黒石地区との近接性を踏まえ、拠点としての位置付けは行わない	なし
	黒石 (大型商業施設周辺)	地域拠点に相当	✓ 客観的評価結果に従い、地域拠点として位置付ける	地域拠点
東部地域	宇部新都市	(拠点到相当しない) 都市機能が不足	✓ 主に住居系の土地利用が行われており、都市拠点や他の地域拠点との連携を前提とし、拠点としての位置付けは行わない	なし
	東岐波 (市民センター周辺)	(拠点到相当しない) 都市機能が不足	✓ 都市機能が不足しており、西岐波地区との連携を前提とし、拠点としての位置付けは行わない	なし
	西岐波 (市民センター周辺)	地域拠点に相当	✓ 客観的評価結果に従い、地域拠点として位置付ける	地域拠点
	大型商業施設周辺	(拠点到相当しない) 都市機能が不足	✓ 都市機能が不足していることから、拠点としての位置付けは行わない	なし
北部地域	船木 (北部総合支所周辺)	(拠点到相当しない) 都市機能が不足	✓ 北部地域は人口減少がより顕著なものと予測され、採算性等の観点から地域拠点要件に準ずるサービスの提供は非効率的であると考えられるため、拠点としての位置付けは行わない	なし
	小野 (市民センター周辺)	(拠点到相当しない) 都市機能、公共交通ネットワークが不足	✓ 都市機能が不足しており、公共交通ネットワークも十分でないことから、拠点としての位置付けは行わない	なし
	二俣瀬 (市民センター周辺)	(拠点到相当しない) 都市機能が不足	✓ 都市機能が不足していることから、拠点としての位置付けは行わない	なし
	吉部 (ふれあいセンター周辺)	(拠点到相当しない) 都市機能、公共交通ネットワークが不足	✓ 都市機能が不足しており、公共交通ネットワークも十分でないことから、拠点としての位置付けは行わない	なし
	万倉 (ふれあいセンター周辺)	(拠点到相当しない) 都市機能、公共交通ネットワークが不足	✓ 都市機能が不足しており、公共交通ネットワークも十分でないことから、拠点としての位置付けは行わない	なし
	厚東 (市民センター周辺)	(拠点到相当しない) 都市機能、公共交通ネットワークが不足	✓ 都市機能が不足しており、宇部駅周辺地区との連携を前提とし、拠点としての位置付けは行わない	なし

3. 地域コミュニティ核の評価

(1) 地域コミュニティ核候補地の選定

先に選定した拠点候補地のうち、拠点として位置付けられなかった箇所に加え、市民センターおよびふれあいセンターを中心として地域コミュニティ核候補地を選定した。選定した地域コミュニティ核候補地は下表に示すとおりである。

表 選定した地域コミュニティ核候補地

地域コミュニティ核候補地			候補地選定理由	
地区	小学校区	候補地の名称	現行の都市計画マスタープランでの位置付け	今回新たに候補地として追加するための視点
中央部地域	新川	都市拠点(中心市街地周辺)として位置付け		
	藤山	藤山(ふれあいセンター周辺)	—	ふれあいセンター
	鵜の島	鵜の島(ふれあいセンター周辺)	—	ふれあいセンター
	小羽山	小羽山(ふれあいセンター周辺)	—	ふれあいセンター
	上宇部	上宇部(ふれあいセンター周辺)	—	ふれあいセンター
	琴芝	琴芝(ふれあいセンター周辺)	—	ふれあいセンター
	神原・見初	神原・見初(ふれあいセンター周辺)	—	ふれあいセンター
	岬	地域拠点(岬)として位置付け		
	恩田	恩田(ふれあいセンター周辺)	—	ふれあいセンター
	常盤	常盤(ふれあいセンター周辺)	—	ふれあいセンター
西部地域	西宇部	地域拠点(宇部駅周辺)として位置付け		
	黒石	地域拠点(黒石)として位置付け		
	原	原(ふれあいセンター周辺)	地域コミュニティ核	—
	厚南	厚南(市民センター周辺)	—	市民センター
東部地域	西岐波	地域拠点(西岐波)として位置付け		
	川上	宇部新都市	新都市	—
		川上(ふれあいセンター周辺)	—	ふれあいセンター
	東岐波	東岐波(ふれあいセンター周辺)	地域コミュニティ核	—
		大型商業施設周辺	—	大型商業施設
北部地域	船木	船木(北部総合支所周辺)	楠地域コミュニティ拠点	—
	厚東	厚東(ふれあいセンター周辺)	地域コミュニティ核	—
	二俣瀬	二俣瀬(ふれあいセンター周辺)	地域コミュニティ核	—
	吉部	吉部(ふれあいセンター周辺)	地域コミュニティ核	—
	万倉	万倉(ふれあいセンター周辺)	地域コミュニティ核	—
	小野	小野(ふれあいセンター周辺)	地域コミュニティ核	—



図 都市拠点、地域拠点および地域コミュニティ核候補地の位置図

(2) 地域コミュニティ核候補地の位置付け

地域コミュニティ核候補地のうち各小学校区内に2つ以上の候補地がある場合は、より評価の高い候補地を地域コミュニティ核として位置付けるため、客観的データによる評価を実施する。

表 地域コミュニティ核候補地の位置付け

地区	地域コミュニティ核候補地		位置付け・検討方針
	小学校区	候補地の名称	
中央部地域	藤山	藤山(ふれあいセンター周辺)	地域コミュニティ核として位置付け
	鵜の島	鵜の島(ふれあいセンター周辺)	都市拠点と重複しているため、地域コミュニティ核として位置付けない
	小羽山	小羽山(ふれあいセンター周辺)	地域コミュニティ核として位置付け
	上宇部	上宇部(ふれあいセンター周辺)	地域コミュニティ核として位置付け
	琴芝	琴芝(ふれあいセンター周辺)	地域コミュニティ核として位置付け
	神原・見初	神原・見初(ふれあいセンター周辺)	都市拠点と重複しているため、地域コミュニティ核として位置付けない
	恩田	恩田(ふれあいセンター周辺)	地域コミュニティ核として位置付け
	常盤	常盤(ふれあいセンター周辺)	地域コミュニティ核として位置付け
西部地域	原	原(ふれあいセンター周辺)	地域コミュニティ核として位置付け
	厚南	厚南(市民センター周辺)	地域拠点と重複しているため、地域コミュニティ核として位置付けない
東部地域	川上	宇部新都市	評価指標によりいずれかを位置付ける
		川上(ふれあいセンター周辺)	
	東岐波	東岐波(ふれあいセンター周辺)	評価指標によりいずれかを位置付ける
		大型商業施設周辺	
北部地域	船木	船木(北部総合支所周辺)	地域コミュニティ核として位置付け
	厚東	厚東(ふれあいセンター周辺)	地域コミュニティ核として位置付け
	二俣瀬	二俣瀬(ふれあいセンター周辺)	地域コミュニティ核として位置付け
	吉部	吉部(ふれあいセンター周辺)	地域コミュニティ核として位置付け
	万倉	万倉(ふれあいセンター周辺)	地域コミュニティ核として位置付け
	小野	小野(ふれあいセンター周辺)	地域コミュニティ核として位置付け

上記のとおり、川上小学校区の「宇部新都市」「川上」、東岐波小学校区の「東岐波」「大型商業施設周辺」については、小学校区内に2つの候補地があるため、都市機能の集積状況および公共交通の状況の評価により、いずれかを地域コミュニティ核として位置付ける。

都市拠点と重複している鵜の島、神原・見初、地域拠点と重複している厚南については、日常生活に必要な都市機能は、拠点と連携しながら利用するものとし、地域コミュニティ核としての位置付けは行わないが、地域住民が集まる核となるふれあいセンターの機能は維持する。

(3) 地域コミュニティ核の評価指標

先に示した川上小学校区と東岐波小学校区の地域コミュニティ核候補地について、以下に示す評価指標による結果と政策的観点から判断を行い、地域コミュニティ核の位置付けを行った。

なお、都市機能集積等の評価を行う範囲については、“歩いて暮らせるまちづくり”の実現に向けた評価であることを踏まえ、徒歩圏内の半径 500m程度の範囲内とした。

① 都市機能の集積状況

a) 商業施設

☐	日常的な買い物のできる商業施設(スーパーまたはコンビニエンスストア)がある
-----------------------	---------------------------------------

b) 医療施設

☐	内科もしくは外科がある
-----------------------	-------------

c) 高齢者福祉施設

☐	地域密着型サービスの介護施設がある
-----------------------	-------------------

d) コミュニティ施設

☐	コミュニティ施設(ふれあいセンター等)がある
-----------------------	------------------------

② 公共交通の状況

e) 公共交通ネットワーク

☐	都市拠点もしくは地域拠点と公共交通によるアクセスが良い
-----------------------	-----------------------------

(4) 地域コミュニティ核候補地の評価結果

これまでに示した評価指標等により、地域コミュニティ核候補地の評価を実施した。評価結果については、下表のとおりである。

表 客観的データおよび政策的判断による地域コミュニティ核候補地の評価

名 称			評価指標					政策的判断	評価結果
			都市機能の集積状況				公共交通の状況		
			a	b	c	d	e		
			商業施設	医療施設	高齢者福祉施設	コミュニティ施設	公共交通ネットワーク		
東部地域	川上	宇部新都市	—	—	○	—	○	ふれあいセンター周辺に都市機能が集積しており、宇部新都市については主に住居系の土地利用がされているため、ふれあいセンター周辺を地域コミュニティ核として位置付ける	なし
		川上 (ふれあいセンター周辺)	○	—	○	○	○	ふれあいセンター周辺に都市機能が集積しており、またふれあいセンター周辺にコミュニティ施設や小学校等が立地してきた経緯を踏まえ、ふれあいセンター周辺を地域コミュニティ核として位置付ける	地域コミュニティ核として位置付け
	東岐波	東岐波 (ふれあいセンター周辺)	○	○	—	○	○	ふれあいセンター周辺に都市機能が集積しており、またふれあいセンター周辺にコミュニティ施設や小学校等が立地してきた経緯を踏まえ、ふれあいセンター周辺を地域コミュニティ核として位置付ける	地域コミュニティ核として位置付け
		大型商業施設周辺	○	—	—	—	○	ふれあいセンター周辺にコミュニティ施設や小学校等が立地してきた経緯を踏まえ、ふれあいセンター周辺を地域コミュニティ核として位置付ける	なし

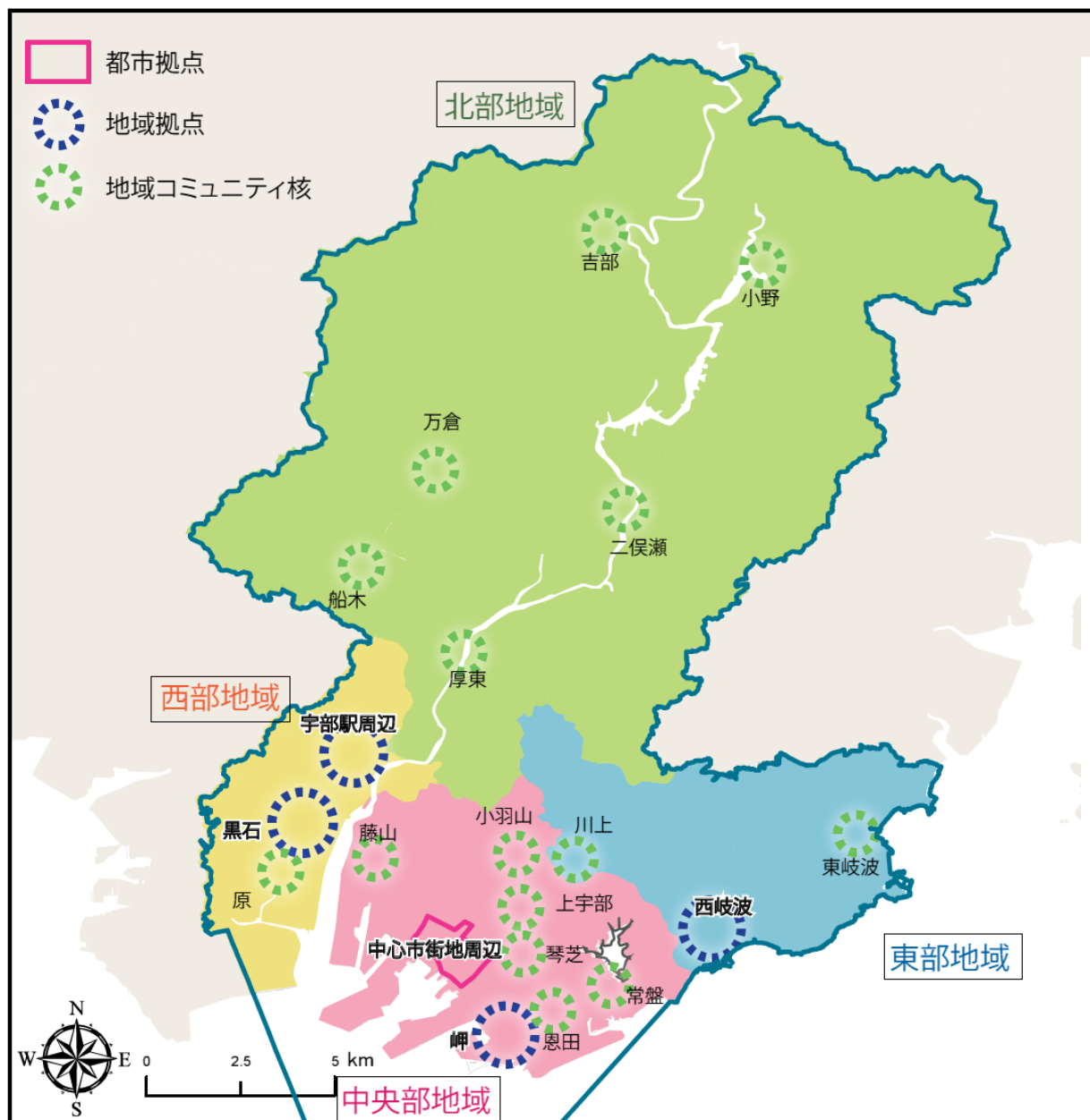


図 都市拠点および地域拠点、地域コミュニティ核の位置図

(5) 参考

表 客観的データによる地域コミュニティ核の評価

名 称		評価指標				
		都市機能の集積状況				公共交通の状況
		a	b	c	d	e
		商業施設	医療施設	高齢者福祉施設	コミュニティ施設	公共交通ネットワーク
中央部地域	藤山(ふれあいセンター周辺)	○	○	○	○	○
	小羽山(ふれあいセンター周辺)	○	○	○	○	○
	上宇部(ふれあいセンター周辺)	○	○	○	○	○
	琴芝(ふれあいセンター周辺)	○	○	○	○	○
	恩田(ふれあいセンター周辺)	○	○	○	○	○
	常盤(ふれあいセンター周辺)	○	○	—	○	○
地域西部	原(ふれあいセンター周辺)	○	○	○	○	○
東部地域	川上(ふれあいセンター周辺)	○	—	○	○	○
	東岐波(ふれあいセンター周辺)	○	○	—	○	○
北部地域	船木(北部総合支所周辺)	○	○	○	○	○
	厚東(ふれあいセンター周辺)	—	—	—	○	○
	二俣瀬(ふれあいセンター周辺)	—	—	—	○	○
	吉部(ふれあいセンター周辺)	—	—	○	○	○
	万倉(ふれあいセンター周辺)	○	—	—	○	○
	小野(ふれあいセンター周辺)	○	—	○	○	○

用語解説

用語	説明
あ行	
アクセス	目的地に接近すること。交通の便。
アクトビレッジおの	2008年4月にオープンした環境教育、レクリエーション、スポーツを基本コンセプトとする北部地域の交流拠点施設。
インキュベーション機能	創業をめざす人、創業間もない企業および新分野へ展開しようとする企業に対して不足する資源（ソフト支援サービスや、低賃料スペース等）を提供し、その成長を促進させる機能のこと。
宇部・小野田広域都市圏	宇部市、山陽小野田市、美祢市で構成された広域都市圏。
うべ元気ブランド認証制度	市内で採取、捕獲された1次産品を使用した加工品を「うべ元気ブランド」として認証・育成し、販売を促進する制度。
宇部新都市	山口県産業技術センターや宇部市中小企業事業化支援施設等を中核とした学術・研究開発の拠点形成と居住空間の提供を目的として、緑豊かな自然環境と産・学・住の機能が一体となった複合拠点都市。
宇部テクノパーク	高速交通網に近接する立地条件や恵まれた自然環境を生かし、先端技術産業や環境関連産業等の集積をめざす内陸型工業団地。
宇部ブランド	本市が持つ様々な有形・無形の地域資源等により、多くの人を引き付ける宇部市というまちのイメージのこと。
宇部方式	戦後の本市の産業発展の過程で発生した「ばいじん汚染」から市民の生活環境を守るため、産官学民が相互信頼と協調の精神の下、法令や罰則に頼ることなく、科学的な調査データに基づく話し合いによって、全市民が一体となって取り組んだ宇部市独自の公害対策。
宇部臨空頭脳パーク	研究開発インフラと抜群の交通アクセスに恵まれた、「産業の頭脳部分」となるソフトウェア業、デザイン業等の産業支援サービス業等の集積をめざす頭脳団地。
運動公園	都市公園法に基づく都市公園の一種で、一つの市町村の区域内に居住する者を対象に、主として運動の用に供することを目的とする公園。本市では、恩田運動公園、中央公園が都市計画決定されている。
エコパーク	自然と触れ合いながら、環境保全や資源循環等について学べる公園。
オープンスペース	公園・緑地、広場、河川、農地等、建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地等のうち、道路用地、鉄軌道用地等の交通用地を除いたものの総称。
温室効果ガス	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称。
か行	
環境共生都市	地球温暖化対策や循環型社会の形成、自然環境の保護等、総合的な環境対策に取り組み、豊かな自然に囲まれた環境と共生できる都市。
共存同栄・協同一致	1921年（大正10年）11月1日市制施行日に、読み上げられた誓文五則（後の市憲五則）の中の言葉。「皆が心を一つにし、共に栄えていこう」という意味。

用語	説明
区域区分（線引き）	都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、必要があるときは都市計画に市街化区域と市街化調整区域の区分を定めること。これを「区域区分」といい、いわゆる「線引き」と呼ばれる。（都市計画法第7条）
グリーンツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の観光活動で、具体的には、農作業体験や農産物加工体験、農林漁家民泊等のこと。
グローバル 500 賞	国連環境計画（UNEP）が、持続可能な開発の基盤である環境の保護および改善に功績のあった個人又は団体を表彰する制度で、毎年6月5日の世界環境の日に同賞の授与式が行われており、本市は1997年に受賞した。2004年からこの賞は地球大賞（Champions of the Earth）に置き換えられている。
景観計画	2005年6月に施行された景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画。景観法の基本となる制度で、景観計画には、「景観計画区域」、「景観計画区域における良好な景観の保全・形成に関する方針」、「良好な景観の保全・形成のための行為の制限に関する事項」、「景観重要建造物・樹木の指定の方針」を定めるとともに、その他の景観形成に必要な事項等を条例で定めることができる。
景観計画区域	景観法の制定に基づいて策定された景観計画の計画区域のこと。同区域内では、良好な景観の保全・形成のために、緩やかな規制・誘導が行われる。
建築協定	建築基準法に基づき関係権利者が合意のもとに建築物の敷地・構造・用途・形態・意匠等について定める協定のこと。
建ぺい率	敷地面積に対する建築面積の割合。
公共下水道	主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、または流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。
公共施設マネジメント指針	本市が所有する公共施設の情報等をもとに、公共施設の課題とマネジメント方針を明らかにしたもの。2014年5月策定。
交通結節点	異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設のこと。具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道等がある。
公有水面	河・海・湖・沼その他の公共の用に供する水流・水面で、国が所有するもの。
コージェネレーション	ガスエンジン等で発電して、発電に伴う排熱を用いて給湯や空調等の熱を配給するエネルギー効率の高い熱電併給システムのこと。
国連環境計画（UNEP）	既存の国連諸機関が実施している環境に関する活動を総合的に調整管理し、新たな問題に対しての国際的な取り組みを推進することを目的とした機関。
コミュニティ	同じ地域や組織、あるいは、同じ趣味・思考等において深く結びついている人々の集まりのこと。
コミュニティバス	交通空白地域・不便地域の解消、高齢者の外出促進等を目的として、地方公共団体等が主体的に運行を確保するバスのこと。

用語	説明
さ行	
再生可能エネルギー	有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭等の化石燃料や原子力と対比して、太陽光、太陽熱、水力、バイオマス、風力、地熱、波力等、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称のこと。
里山	人里近くにある、生活に結びついた山や森林。
砂防ダム	山地・溪流からの土砂・岩石の流下を防止するために設けるダム。
市街地開発事業	都市計画法第 12 条第 1 項各号に掲げる事業（土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、市街地再開発事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業、防災街区整備事業の 7 事業）。
重要港湾	国の利害に重大な関係を有する港湾であり、①低廉で効率的な物流のための海上輸送網の拠点、②必需物資を取り扱う海上輸送網の拠点、③国土の均衡ある発展を支える海上輸送網の拠点、④その他国の政策的な要請への対応、といった役割を担う。
循環型社会	大量採取・生産・消費・破棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化等を進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロをめざす社会のこと。
人口ビジョン	人口の現状分析を行い、人口の将来展望と、人口減少に対する課題と方策の方向を示すもの。2015 年 10 月策定。
親水空間	水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めることができる空間。
シンボルロード	都市や地方の顔となる街路。本市では「平和通り」等をシンボルロードとして位置付け、「緑と花と彫刻のまち一宇部」にふさわしいうるおいのある都市景観を創出する道路として整備している。
水源かん養	降水を地表や地中に一時蓄えるとともに、地下に浸透させ、降水の河川等への直接流入を調整し、下流における水資源の保全や洪水の防止、地下水のかん養等を維持・促進する自然の持つ機能。
スマートコミュニティ	情報通信技術（ICT）を活用しながら、電力、熱、水、交通、医療、生活情報等、あらゆるインフラの統合的な管理・最適制御を実現した社会全体のスマート化をめざすコミュニティのこと。
スマートビル	空調、電気、セキュリティ等の設備を自動的に制御し、建物内に情報通信ネットワークを構築して、オフィスオートメーションやテレコミュニケーションに対応できる高付加価値のオフィスビル。
生産振興農地	農業振興地域整備計画で定められている農用地域内の農地のうち生産性の高い農地のこと。生産振興農地は、可能な限り、農業生産以外を目的とする利用は行わないよう努め、その保全・確保を図るものとされている。
た行	
耐震強化岸壁	港湾に建設される岸壁のうち、地震に耐えるよう耐震性能が強化された岸壁のこと。

用語	説明
第四次宇部市総合計画	求める都市像とまちづくりの方針および基本的施策を明らかにし、本市の進むべき方向を明確に示した、市民と共有するまちづくりの指針となるもの。市財政の長期展望を踏まえながら、まちづくりを計画的かつ効率的に推進する基本であり、市政運営の基礎となるもの。
地域地区	土地の合理的な利用を図るため、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物等に対するルールを決める地区。
小さな拠点	小学校区等、複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動の場等を「合わせ技」でつなぎ人やもの、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みをつくり、人口が減少しても人々の生活が守られ、地域に住み続けられることをめざす取り組み。
地区計画	都市計画法に定められている、住民と権利者の合意のもとで決めるまちづくりのルールのこと。
中山間地域	平野の周辺部から山間部に至るまとまった平坦な耕地が少ない地域。
津波災害警戒区域	最大クラスの津波が発生した場合に、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域。
デマンドバス	無線通信による利用者の呼び出しに応じて、一定地域内を不定期に運行する小型バス。
ときわミュージアム	ときわ公園の豊かな自然の中で、季節ごとに違った表情を見せる植物と彫刻が調和した博物館。
特定用途制限地域	用途地域が定められていない土地の区域内において、その良好な環境の形成等を行うために、市町村の条例によって特定の建築物等の建築を制限する地域。
特別用途地区	用途地域が定められている一定の地区において、地区の特性にふさわしい土地利用の増進や、環境の保護等、特別な目的の実現を図るために、用途地域の指定を補完して定めるもの。
特別緑地保全地区制度	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為等一定の行為の制限等により現状凍結的に保全する制度のこと。
都市機能	都市に必要とされる様々な働きやサービスのことで、商業、工業、交通、行政、教育、福祉、医療等の諸活動によって担われる。
都市計画区域	都市計画制度上の都市の範囲。都心の市街地から郊外の農地や山林のある田園地域に至るまで、人や物の動き、都市の発展を見通し、地形等から見て一体の都市として捉える必要がある区域のこと。一般には、これに加え土地利用の規制・誘導、都市施設の整備、市街地開発事業等を行い、総合的に整備、開発および保全を図る区域を指す。
都市計画区域マスタープラン	人口、人や物の動き、土地の利用の仕方、公共施設の整備等について将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちをどのようにしていきたいかを具体的に定めるもの。
都市計画審議会	都市計画法第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき市町村が任意に設置することができる附属機関であり、市町村が定める都市計画および都道府県が定める都市計画についての市町村意見を付議する。

用語	説明
都市施設	道路、公園等、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。（都市計画法第 11 条第 1 項）
土砂災害警戒区域	知事が指定する急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域。
土砂災害特別警戒区域	知事が指定する警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限および居室を有する建築物の構造を規制すべき区域。
土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のこと。 公共施設が不十分な区域では、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい（減歩）、この土地を道路・公園等の公共用地が増える分に充てる他、その一部を売却し事業資金の一部に充てる。
な行	
にぎわいエコまち計画	まちづくりに地球環境にやさしい暮らし方や、少子高齢社会における暮らし等の課題解決に向けた新しい視点を盛り込み、市民や事業者と一体となって、魅力的でより利便性の高いにぎわいのある持続可能な、コンパクトなまちづくりをめざすことを目的とし、2015 年 3 月に策定した計画。
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、一体的に農業の振興を図ることが必要である地域について、土地の自然的条件およびその利用動向からみて、農用地等として利用すべき相当規模の土地があり、農業経営に関する基本的条件の現況および将来の見通しに照らし、農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること等の要件を備えるものについて都道府県知事が指定する地域（農業振興地域の整備に関する法律第 6 条第 1・2 項）。
農用地区域	農業振興地域内の土地で、今後おおむね 10 年以上にわたり農業上の利用を行うものとして指定された集団的農用地等の区域。
は行	
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。
パブリックコメント制度	市が政策等を決定する際に、事前にその素案を市民（パブリック）に公表して意見（コメント）を求め、それを政策に反映していく仕組みのこと。
バリアフリー	高齢者や障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。もともとは段差解消等のハード面の意味合いが強いが、現在では、高齢者や障害のある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味も含んでいる。

用語	説明
ヒートアイランド現象	人工物で覆われた都市部等で、日中に蓄えた日射熱の放出により夜間も気温が下がらない現象。等温線が島状になることからこう呼ばれる。
ビオトープ	動物や植物が恒常的に生活できるように造成または復元された小規模な生息空間。公園の造成・河川の整備等に取り入れられる。
非線引き都市計画区域	市街化区域と市街化調整区域に分けられていない都市計画区域のこと。
風致地区	都市における風致を維持するために定められる地域地区のこと。良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定める。
ふるさと集落生活圏	小さな拠点と周辺集落とをコミュニティバス等の移動手段で結ぶことによって形成され、生活の足に困る高齢者等も安心して暮らし続けられる生活圏のこと。
保安林	水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成、保健休養の場の提供等、公益的機能を高度に発揮させるため、森林法に基づいて指定された森林のこと。
ポテンシャル	潜在すること。また、可能性としての力。
ま行	
まちなか環境学習館	環境学習や環境保全活動を支援し、また、中心市街地の活性化を図るために開設された環境学習拠点。
学びの森くすのき	図書館、博物館、学習機能を有する施設で、市民の学習、文化・創造活動の拠点として 2013 年開館。
密集市街地	老朽化した木造建築物が密集し、かつ道路や公園等の公共施設が十分に整備されていないため、火災・地震が発生した際に延焼防止・避難に必要な機能が確保されていない状況にある市街地のこと。
最寄品	日用品や食料品等、購買頻度が高く消費者が時間をかけずに購入するような商品のこと。
や行	
山口県自然環境保全条例	山口県内の自然環境の保全に関する施策の推進、自然環境を損なう行為の防止、現在および将来の住民のための健全な生活環境の確保を目的としており、県自然環境保全地域、緑地環境保全地域、自然記念物の指定・保全等について定めている。
ユニバーサルデザイン	高齢者や障害者等を含めた全ての人が利用しやすいように、施設・製品・サービス等に配慮が行われた設計（デザイン）のこと。
容積率	住宅の規模（広さ）に対する規制を示す数値のひとつで、敷地面積に対する延べ床面積の割合のこと。
用途地域	計画的な土地利用を進め種々な建築物が混在するのを防ぐため、建築物の用途によって地域を区分し、建築物の用途を制限するもの。主に住居系、商業系、工業系に分かれ 12 種類の用途地域を設定することができる。
ら行	
ライフライン	上下水道、電気、ガスおよび電話等、人々が日常生活を維持するために不可欠な供給システム。

用語	説明
緑地環境保全地域	自然環境の保全を図るため、山口県自然環境保全条例に基づき指定された地域。地域内では、優れた自然環境を適正に保全するため、開発行為については届出制により必要な規制と調整を図ること等を原則としている。本市では、霜降山一帯が指定されている。
緑化地域制度	用途地域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地等において緑化を推進する必要がある区域について、市町村が都市計画に緑化地域を定め、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける制度。
6次産業	農林漁業者（1次産業従事者）がこれまでの原材料供給者としてだけでなく、自ら連携して加工（2次産業）・流通や販売（3次産業）に取り組む経営の多角化を進めることで、農山漁村の雇用確保や所得の向上をめざすこと。
A～Z	
BEMS（ビル・エネルギー・マネジメントシステム）	電力使用量の可視化、節電の為に機器制御、再生可能エネルギーや蓄電池の制御等を行うシステムをEMS（エネルギー管理システム）といい、BEMSはビル内のエネルギー管理のことを指す。
CASBEE	省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の環境性能の品質を総合的に評価し格付けするシステムのこと。

宇部市都市計画マスタープランー改定版ー

宇部市 都市政策推進課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL : 0836-34-8465 FAX : 0836-22-6050